

現状・課題

【現状】

● 博物館法（1951年制定、制定から約70年）

- 社会教育施設として、資料の
 - ①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究を行う機関
- 博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化
- 学芸員等の専門的職員の人材養成を推進

（登録博物館のメリット）

- 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
- 特別交付税の申請が可能
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
- 美術品補償制度の利用が可能
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能

【課題】

● 設置形態の多様化

- 約200館（1951年）
 - 約5,700館（2018年時点）
 - ※約70年で30倍に増加
- 地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一層多様化

● 博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化

- デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
- まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
- 文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年
文科省設置法の一部改正
・博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法の本質に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

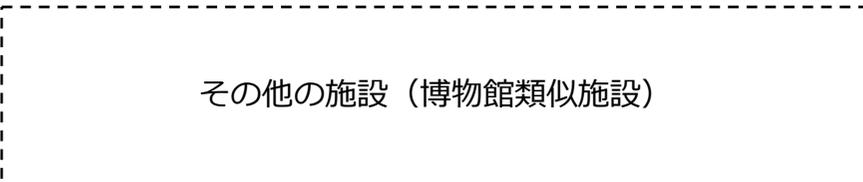
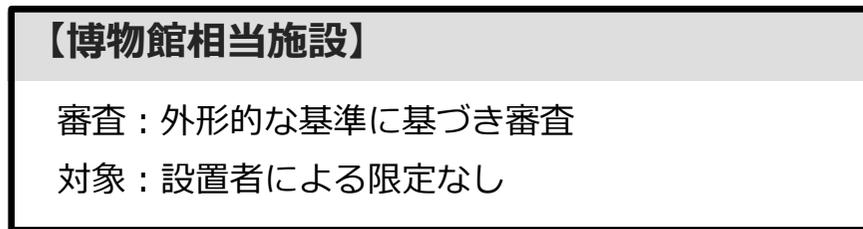
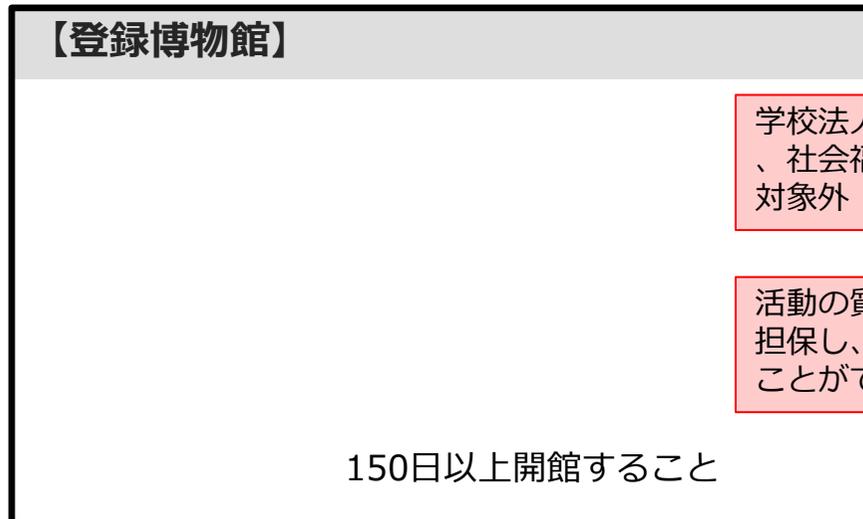
- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

令和4年度の博物館法改正のポイント

- すべての博物館が、その設置者にかかわらず、望ましい博物館像に向けて自らの運営を改善することを促すとともに、により、博物館の「底上げ」と「盛り立て」を図る登録・指定制度へ
- また、博物館と地方公共団体、学校、社会教育施設などの関係機関・民間団体が相互に連携を図るよう努めることを規定し、博物館が地域の活力の向上に寄与する役割を期待

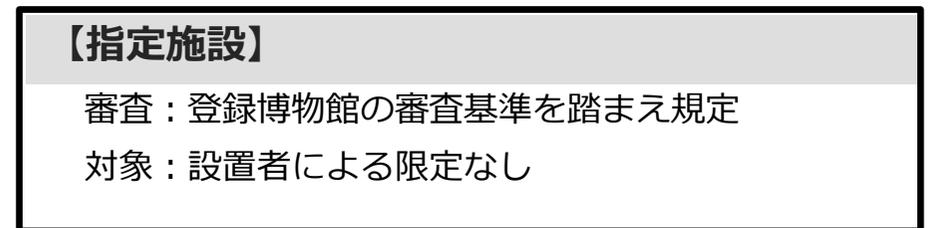
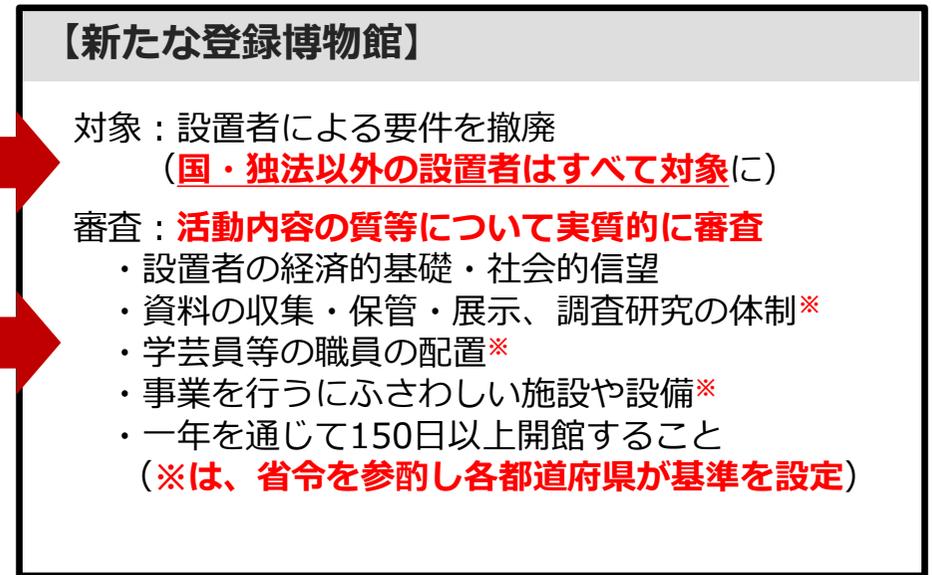
【旧制度】

全国的に博物館の数の増加を図るに当たって、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度



【新制度】

望ましい博物館像に向けた運営の改善促進等による「底上げ」と「盛り立て」を図る制度



1. 博物館事業の見直し

○博物館資料の**デジタル・アーカイブ化を明確化**

新型コロナウイルス感染症の影響で顕在化した課題への対応

○成果の活用、関係機関との**連携協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化**

多様化する地域課題等への効率的・効果的な対応

2. 設置主体の見直し

	登録博物館	指定施設	その他施設
登録要件 (設置主体)	<p>地方公共団体 一般（公益） 社団・財団法人、宗教法人 等</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>地方独立行政法人や会社等の民間の法人に対象を拡大</p> <p style="text-align: center;">設置主体の多様化への対応</p>	<p>制限なし</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>引き続き制限なし</p>	
登録要件 (その他)	<p>館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 等</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>博物館としての活動も考慮</p> <p style="text-align: center;">博物館運営の改善・向上への寄与</p>	<p>学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館 等</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>登録要件の改正踏まえ検討 (省令・教育委員会規程での規定)</p>	<p>法律上の位置付けなし (社会教育調査上の分類)</p>
予算	博物館機能強化推進事業（新規予算・4.2億円） 他		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用 ○特別交付税の申請が可能 ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品補償制度の利用が可能 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 	<ul style="list-style-type: none"> (措置無し) (措置無し) ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品補償制度の利用が可能 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 	-

株式会社



(出典)
<https://www.mori.art.museum/jp>

○森美術館
開館：2003年
設置：森ビル株式会社
「国際性」と「現代性」を追求し、現代アートを中心に建築やデザイン等、世界各地の先鋭的な創造活動を独自の視点で紹介。コレクションは日本とアジア太平洋地域の現代美術に焦点を当てている。



(出典)
<https://www.enosu.com/>

○新江ノ島水族館
開館：2004年
設置：株式会社新江ノ島水族館
「相模湾と太平洋」と「生物」を基本テーマとする。JAMSTECとの共同研究による展示コーナー、皇族の海洋生物研究成果の展示コーナーも設置している。



(出典)
<https://www.tsumura.co.jp/hellotsumura/>

○ツムラ漢方記念館
開館：2008年(リニューアル)
設置：株式会社ツムラ
漢方・生薬に特化した記念館として、漢方の歴史、生薬の標本、最新の研究発表を展示。漢方製薬の製造工程や品質管理まで、専門スタッフが案内を行う。主に医療関係者を対象に公開。

学校法人



(出典)
<https://www.meiji.ac.jp/museum/>

○明治大学博物館
開館：2004年
昭和4年に刑事博物館、昭和26年に商品陳列館、翌年に考古学陳列館が相次いで開館し、2004年に現在の形で新装開館。法令文書、刑罰道具、石器、土器等の考古学研究室の研究成果等を展示。



(出典)
<https://www.waseda.jp/enpaku/>

○早稲田大学坪内博士記念演劇博物館
開館：1928年
昭和3年に坪内逍遙博士が古稀の齢に達し、シェークスピア全集の翻訳が完成したことを機に建設。図書、演劇資料、芝居絵、舞台写真等、古代から現代にいたる演劇・芸能、民俗芸能及びシェークスピアについての展示を行う。



(出典)
<https://www.tamabi.ac.jp/museum/>

○多摩美術大学美術館
開館：1982年
大学院開設に伴う教育施設の拡充の一環として附属美術参考史料館の名で図書館内に併設されたのち、2000年から現在の名称で開館。古今東西の美術品、考古学資料、デザイン資料を収蔵。卒業生、在校生等の作品による企画展も実施している。

社会福祉法人



○ボーダーレス・アートミュージアムNO-MA
開館：2004年
設置：社会福祉法人グロー
日本初のアール・ブリュットの展示を目的とした美術館。開館前からアール・ブリュットの作家の発掘に取り組み、日本、アジア地域の420名の作家の作品調査を行っている。

(出典) <https://www.no-ma.jp/>

地方独立行政法人



○大阪市立自然史博物館
開館：1974年
設置：地方独立行政法人大阪市博物館機構
前身の大阪市立自然科学博物館は1950年開館。動物・昆虫・植物・地史・第四紀の各分野の標本約140万点及び関連する図書資料17万点を収蔵。2019年に大阪市の指定管理から地独の設置・運営となった。

(出典) <http://www.mus-nh.city.osaka.jp/>

美術品補償制度

美術品の評価額の高騰や保険料率の上昇により、展覧会主催者の損害保険料の負担が増大していた状況を踏まえ、**借り受けた美術品の損害を政府が補償**する制度。展覧会において海外等から借り受けた美術品に、万一損害が発生した場合に、その損害を総額の一定部分は主催者が負担し、それを超える部分を国が補償する。（補償上限額 950億円）。



ゴッホ展
Collecting an Ough
van Gogh Exhibition

【補償対象の展覧会の例】
ゴッホ展—響きあう魂 ヘレーネ
とフィンセント
(令和3年9月18日～令和3年
12月12日)
出典：東京都美術館HP

登録美術品制度

重要文化財や国宝、その他世界的に優れた美術品を、国が登録し、登録した美術品を美術館において公開する制度。**登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品を展示する施設が、登録美術品を公開することのできる美術館となることができる**。登録美術品は、相続が発生した場合、他の美術品とは異なり、国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能。



【登録美術品の例】
登録番号2：花鳥文様象耳付大花瓶
(金森宗七 制作)
公開館：東京国立近代美術館
(国立工芸館)
出典：文化庁HP

特定美術品制度

文化財保護法に基づく「認定保存活用計画」に基づき、特定美術品を**登録博物館及び博物館相当施設からなる寄託先美術館へ寄託**していた者から、相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した**寄託相続人は、寄託先美術館への寄託を継続する場合、その寄託相続人が納付すべき相続税のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予**され、寄託相続人の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除される。

希少野生動物種譲渡し規制の緩和

種の保存法で指定された希少野生動植物種は原則、譲渡し等の取引や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止されており、展示・教育、学術研究等のために、これらの希少野生動物種の譲渡しを行う場合、事前の許可申請・協議が必要となる。**登録博物館又は博物館相当施設における展示のために譲渡し等をする場合（生きていない個体に係るものを除く）、これらの事前の許可申請が免除され、事後30日以内の届出・通知だけで譲渡しを行うことが可能**。

著作物の複製等

登録博物館及び博物館相当施設は、図書館と同様に、その営利を目的としない事業として、**図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる**。また、国立国会図書館が、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（絶版等資料）による自動公衆送信を受け、その営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じ、提供することができる。

登録博物館に関する主な税制上の優遇措置(令和3年度)

○国税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館※において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の関税の免除	博物館等が、標本等として用いる物品を輸入した場合、又は当該物品を寄贈された場合には、関税は免除される。 ※ 国及び地方公共団体が設置する博物館は登録を受けているかどうかにかかわらず対象
博物館を支援する者に係る優遇措置	
博物館への贈与及び遺贈のみなし譲渡所得の非課税	個人が財産を公益社団・財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人に贈与又は遺贈をする場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合には、当該財産の贈与又は遺贈はなかったものとみなされ、みなし譲渡所得課税の規定は適用されず、所得税は課税されない。
博物館※に寄託している登録美術品についての相続税の物納順位の特例	納付すべき相続税額を延納によっても納付することが困難な場合、美術品の美術館における公開の促進に関する法律に規定する登録美術品（相続時に既に登録を受けているものに限る。）を相続税の物納に充てることができる。その際、物納の優先順位が通常の動産については第三位であるが、当該美術品については、第一位に繰り上げられる。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館※に寄託している特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例	文化財保護法に基づく保存活用計画を策定し、国の認定を受けて美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）については相続税の納税猶予の特例が認められている。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館の事業に供するための土地収用に伴い土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	収用等に伴い、博物館を設置運営する法人に土地等を譲渡する場合には、譲渡所得の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用を受ける。

○地方税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館の事業に対する事業所税の非課税	博物館を設置する法人の博物館の事業に対する事業所税が非課税とされている。
博物館において直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税が非課税とされている。
博物館において直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税が非課税とされている。
博物館の設置を主の目的とする者に対する法人住民税の非課税	博物館の設置を主の目的とする公益社団・財団法人は法人住民税が非課税とされている（収益事業を行う場合はこの限りでない）。

事業概要

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。支援に当たっては、活動の自立化・内製化のための経営基盤の確立と横展開まで見据えた計画であることを重視する。さらに、博物館の組織連携・ネットワークの形成を通じた人材・ノウハウ等の共有による課題解決の取組を支援する。

- 補助額・率：

①地域課題対応支援事業	上限 5百万円
②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業	上限 20百万円
- 事業期間：令和4年度～

①地域課題対応支援事業（5百万円上限）

- 博物館が社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に向かう先進的な取組を支援
- 博物館とまちづくりや福祉、教育、国際交流、観光、産業、環境などの関連団体、関係者との連携が必須



【取組の例】

- 地域の人口減少・過疎化・高齢化に対応した取組
- 少子化・子育て支援に対応した取組や未来を担う人材育成にかかる取組
- 地域課題解決に向けた多世代の学びの創出にかかる取組
- 社会包摂（孤立・孤独対策を含む。）や多文化共生を促進する取組
- 持続可能な社会の実現（地球温暖化・地域の環境破壊等への対応を含む。）に向けた取組
- 地域の文化財や文化・自然資源の保存・活用を通じたまちづくり・地域活性化の取組
- 地域の文化・自然・産業資源を生かした観光振興・産業振興に資する取組
- 国際交流・国際発信による地域活性化に資する取組
- デジタル技術等の先進技術を用いた新たな鑑賞・体験・学習モデルの創造によるコミュニケーション活性化の取組
- 実物に触れる感動の醸成による地域資源・博物館資源の価値向上（地域ブランドの向上）と新たな知の共有にかかる取組
- その他の社会的・地域的な課題に対応し、地域における博物館の機能強化の推進に資する取組

②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業（20百万円上限）

- 博物館同士や多様な機関との組織連携・ネットワークの形成を通じた資源投入や人材確保、人材・ノウハウ・情報等の共有による単館では解決が難しい課題の解決への取組を支援
- 広域的又は多様な機関等が協働するために、自治体の枠を超えて複数の博物館やその他の団体が連携
- 中核館が事業に参画する連携館への資源の共有を行い、連携館を牽引



【取組の例】

- 博物館資源の活用・応用による社会的・地域的な課題への対応
- 単独の博物館（特に小規模館）では実現が困難な課題への対応
- 人材交流や連携活動を通じた職員の資質向上や資料価値の磨き上げ
- 博物館の社会的価値・便益や国際的価値の創造・向上
- 経営課題への対応
- デジタルアーカイブやコンテンツ等の連携・共有による課題対応
- 国際的ネットワークの構築による課題対応
- 災害対応・防災等に当たって博物館資料を保全するための対応
- その他の課題対応のためのネットワークの形成を通じた博物館の機能強化の推進に資する取組

- ・多様な主体と連携して地域的・社会的課題を解決するなど、博物館が**社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うことが求められていること。**
- ・国際博物館会議で決議された「**文化をつなぐミュージアム**」の**理念の徹底の重要性**と今回の改正法の規定(第3条第3項等)との関係
- ・**デジタル・アーカイブ化とその公開の加速**
- ・**登録の審査基準**(今後文化審議会において審議の上、文部科学省令等を制定)、**登録を促すメリットやインセンティブの重要性**(知名度・信用の向上、税制や法律上の優遇措置、文化庁による予算上の支援等)
- ・**館長や学芸員をはじめ博物館の職員に対する研修の重要性**
- ・**学芸員の資格要件の見直しが改正法に盛り込まれなかった理由と学芸員の処遇改善**(社会的地位の向上、雇用の安定等)
- ・**国立博物館・美術館の博物館法上の位置付け**(登録の対象ではなく指定施設とされたこと、ナショナルセンター的機能等)
- ・**障害のある方々の作品創造・展示の機会の増大、施設や展示手法のバリアフリー化**
- ・**学芸員の男女率と比べて、館長に占める女性の割合が相対的に低いことから、性別にかかわらず、各館の課題や特色を踏まえた人材の登用**

博物館法における博物館の入館料に係る規定について

- 博物館法第23条においては、公立博物館（地方公共団体が設置する登録博物館）は、入館料等を徴収してはならないとされており、同条は、博物館法制定当時（昭和26年）、社会教育のための機関である公立博物館が、地域住民に真に生活の道具として利用されるためには、無料公開するべきであるという考えのもと置かれたもの。
- 一方、博物館法制定当時においても、入館料が収入の相当部分を占めている博物館があった状況も踏まえ、同条ただし書において、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができることとされており、入館料については各館の実情を踏まえて設置者が適切に判断すべき事柄。今回の法改正でもこの点に変更はない。
- 平成29年時点でも約8割の公立博物館が入館料を徴収している。なお、私立博物館（社団・財団法人や宗教法人等が設置する登録博物館）については、入館料等に係る規定はない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

○博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

【参考】平成29年度間における登録博物館の入館料の状況（平成30年度社会教育調査より）

	公立博物館	私立博物館
入館料あり	465館（78%）	282館（93%）
入館料なし	132館（22%）	21館（7%）
計	597館	303館

博物館の入館料に係る国際的な状況について(ICOM規程及び各国事例)

- 博物館の進歩発展を目的として創設された国際的な非政府組織である『ICOM (International Council Of Museums) 』では「ICOM職業倫理規程 (Code of Ethics) 」を策定し、世界中の博物館が一定の基準を満たした活動を実現できるよう基本的指針を示している。
- 同規程中『博物館』の定義として「社会とその発展に奉仕する一般に公開された**非営利の恒久的な施設**」とされている。
- 同規程中『非営利団体』の定義として「(剰余金もしくは利益を含む) **収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される**、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。」とされている。
- 同規程の非営利に対する定義を鑑みるに、**博物館が収入を得ることを直ちに否定している訳ではなく、収入が博物館自体およびその運営のために利用されることを求めているものと理解している。**

○イコム職業倫理規程 (2004年10月改定) (抄)

用語集

- ・ **博物館** 社会とその発展に奉仕する一般に公開された非営利の恒久的な施設で、人々とその環境の有形および無形の証拠を研究、教育および娯楽のために収集、研究、伝達および展示をおこなうものである
- ・ **非営利団体** (剰余金もしくは利益を含む) 収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。「非営利目的」という用語は、これと同一の意味を有する。

【参考】諸外国の主要博物館における入場料金 (文化庁調べ)

施設名(国、都市)	入場料金	無料措置
ルーブル美術館(フランス・パリ)	●大人: 17€ (2,190円)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満 ・身体障害者と付添1名 ・18~25歳までのEU圏国籍者 ・毎月第一土曜日18:00~21:45
大英博物館(イギリス、ロンドン)		無料
メトロポリタン美術館(アメリカ、ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> ●大人: 25\$ (2,844円) ●シニア(65歳以上): 17\$ (1,934円) ●学生: 12\$ (1,365円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・12歳以下
中国国家博物館(中国、北京)		無料

4 文庁第 2 5 6 号
令和 4 年 4 月 1 5 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学法人の長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体の長 殿
各大学共同利用機関法人機構長
日本芸術院長
各文部科学省所管独立行政法人の長
公益財団法人日本博物館協会会長
全国美術館会議会長

文化庁次長
杉浦 久弘

博物館法の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、第 208 回国会（常会）において博物館法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、令和 4 年 4 月 15 日に、令和 4 年法律第 24 号として公布されました。

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）は、博物館を社会教育施設として位置づけ、戦後我が国が復興する中で、全ての国民に貴重な実物に触れる機会を提供し、国民の教育、学術及び文化の発展に寄与してきました。その一方で、法の制定から約 70 年が経過し、博物館を取り巻く状況が大きく変化する中で、博物館に求められる役割や機能は多様化・高度化しています。例えば、平成 29 年に改正された文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）や、令和元年の国際博物館会議（ICOM: アイコム）京都大会において示された「文化をつなぐミュージアム」の理念に表されるように、博物館には、まちづくりや国際交流、観光・産業、福祉・教育等の関連機関と連携した文化施設としての役割が求められるようになって

きました。また、新型コロナウイルス感染症の影響の下での経験から、博物館が有する多様なコンテンツのデジタル・アーカイブ化を加速させる必要性も高まっています。

改正法は、これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割・機能を今後とも引き続き果たしながら、博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うため、社会の変化に応じた博物館の実現を図るための所要の改正を行うものであり、一部を除き令和5年4月1日に施行することとされています。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、各関係機関におかれては、これらを十分に御了知の上、関係する規程の整備等事務処理上遺漏のないようお願いいたします。また、文化芸術基本法及び改正法の趣旨に鑑み、各地方公共団体におかれては、博物館に係る事務を担当する部局と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業担当部局その他の関係部局間の有機的な連携に格別の御配慮をいただくとともに、域内の市（指定都市を除く。）区町村等の関係機関及び関係団体に対してもこの旨を周知くださるようお願いいたします。

なお、文化庁においては、博物館の登録に係る審査の基準の策定に当たり参酌すべき文部科学省令等について今後整備を行うこととしており、当該省令等によって定められる事項の詳細については、追って通知する予定です。

<添付資料>

- 別添1 博物館法の一部を改正する法律の概要
- 別添2 博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）
- 別添3 博物館法の一部を改正する法律 新旧対照表

記

第1 法律の概要

1 法律の目的

- (1) 博物館法の目的に、文化芸術基本法の精神に基づくことを追加すること（第1条関係）

2 博物館の定義

- (1) 博物館の定義について、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置したものに限ることとしていた規定を改め、これら以外の法人が設置するものであっても、8に示す登録を受けたものについては博物館とすること（第2条第2項関係）

- (2) 博物館のうち、地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを「公立博物館」とし、それ以外のものを「私立博物館」とすること（第2条第2項～第3項関係）

3 博物館の事業

- (1) 博物館が行う事業に、①博物館資料に係る電磁的記録を作成（デジタル・アーカイブ化）し、公開すること、②学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成・研修を行うことを追加すること（第3条第1項第3号及び第11号関係）

4 他の博物館等との協力等

- (1) 博物館は、他の博物館等との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物や情報の交換等の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする（第3条第2項関係）
- (2) 博物館は、その事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設等の関係機関や民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術・文化の振興、文化観光等の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする（第3条第3項関係）

5 学芸員補の資格要件

- (1) 学芸員補となる資格を有する者について、短期大学士等の学位を有する者で博物館に関する所定の科目の単位を修得したもの等とすること（第6条関係）

6 館長等に対する研修

- (1) 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対して、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることとすること（第7条関係）

7 登録の申請

- (1) 博物館の登録を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次の事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならないこと（第12条第1項関係）
 - (ア) 登録を受けようとする博物館の設置者の名称・住所
 - (イ) 登録を受けようとする博物館の名称・所在地
 - (ウ) その他都道府県教育委員会の定める事項

- (2) 上記の登録申請書には、次の書類を添付しなければならないこと（第12条第2項関係）
 - (ア) 博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織等の博物館の運営上必要な事項を定めたもの（館則）の写し
 - (イ) 8に示す登録の基準に適合していることを示す書類
 - (ウ) その他都道府県教育委員会の定める書類

8 登録の基準等

- (1) 都道府県の教育委員会は、登録について申請されている博物館が次の(ア)～(カ)のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館を登録しなければならないこと（第13条第1項関係）
 - (ア) 当該申請に係る博物館の設置者が地方公共団体又は地方独立行政法人であるか、次の要件をすべて満たす法人（国及び独立行政法人を除く。）であること（第13条第1項第1号関係）
 - (一) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること
 - (二) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること
 - (三) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること
 - (イ) 当該申請に係る博物館の設置者が、10(4)に示すところにより登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと（第13条第1項第2号関係）
 - (ウ) 博物館資料の収集・保管・展示や、博物館資料に関する調査研究を行う体制が、博物館の事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること（第13条第1項第3号関係）
 - (エ) 学芸員等の職員の配置が、博物館の事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること（第13条第1項第4号関係）
 - (オ) 施設及び設備が、博物館の事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること（第13条第1項第5号関係）
 - (カ) 一年を通じて150日以上開館すること（第13条第1項第6号関係）
- (2) 都道府県の教育委員会が、前記8(1)の(ウ)から(オ)の基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする

ること（第13条第2項関係）

- (3) 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと（第13条第3項関係）

9 博物館の登録手続

- (1) 博物館の登録は、都道府県の教育委員会が、次の事項を博物館登録原簿に記載して行うものとする（第14条第1項関係）

- (ア) 登録を受けようとする博物館の設置者の名称・住所
- (イ) 登録を受けようとする博物館の名称・所在地
- (ウ) 登録の年月日

- (2) 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前記9(1)の(ア)～(ウ)の事項をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第14条第2項関係）

- (3) 博物館の設置者は、登録された博物館の設置者の名称・住所や、博物館の名称・所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならないこと。
また、都道府県の教育委員会は、当該届出があったときは、登録事項の変更登録を行い、その旨をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第15条関係）

10 登録された博物館に係る手続

- (1) 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に都道府県の教育委員会に報告しなければならないこと（第16条関係）

- (2) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができるものとする（第17条関係）

- (3) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が登録の基準に該当しなくなったと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。また、勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該博物館の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
それらの勧告・命令を行うに当たっては、あらかじめ、博物館に関し

学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと（第 18 条関係）

- (4) 都道府県の教育委員会は、登録した博物館の設置者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができること（第 19 条第 1 項関係）
- (ア) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき
 - (イ) 前記 9（3）の変更の届け出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
 - (ウ) 前記 10（1）の報告の義務に違反したとき
 - (エ) 前記 10（2）の都道府県の教育委員会の求めによる報告・資料の提出をせず、又は虚偽の報告・資料の提出をしたとき
 - (オ) 前記 10（3）の命令に違反したとき
- (5) 都道府県の教育委員会は、博物館の登録を取り消すときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととし、登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を当該博物館の設置者に通知するとともに、インターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第 19 条第 2 項及び第 3 項関係）

1 1 博物館の廃止

- (1) 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととする。また、都道府県の教育委員会は、当該届出があったときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第 20 条関係）

1 2 博物館に相当する施設（指定施設）

- (1) 文部科学大臣・都道府県の教育委員会・指定都市の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設のうち、それぞれ次のものを博物館に相当する施設として指定することができること（第 31 条第 1 項関係）
- (ア) 文部科学大臣は、国又は独立行政法人が設置するもの
 - (イ) 都道府県の教育委員会は、国・独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するものを除く。ただし、都道府県が設置するものは、指定都市の区域内に所在するものも含む。）
 - (ウ) 指定都市の教育委員会は、国・独立行政法人・都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの
- (2) 前記 1 2（1）の指定をした者は、当該指定をした施設（以下「指定

施設」という。)が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたとき等の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての指定を取り消すことができること(第31条第2項関係)

- (3) 前記12(1)の指定、前記12(2)の指定の取消しをした者は、当該指定・取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと(第31条第3項関係)
- (4) 前記12(1)の指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的・技術的な指導・助言を与えることができること(第31条第4項関係)
- (5) 指定施設は、その事業を行うに当たっては、前記4の趣旨を踏まえ、博物館や他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設等の関係機関、民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする(第31条第5項関係)
- (6) 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館や他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施等の博物館や他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする(第31条第6項関係)

13 附則(施行期日及び経過措置等)

- (1) この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行するものとする(附則第1条関係)
- (2) この法律の施行に関し、次の必要な経過措置等を定めること
 - (ア) 改正法の施行の際に現に学芸員となる資格を有する者は、改正法の施行後も第5条に規定する学芸員となる資格を有する者とみなされること(附則第2条第1項関係)
 - (イ) 改正法の施行の際に現に博物館において学芸員補の職にある者は、改正法の施行後も当該博物館において学芸員補となる資格を有する者としてその職にあることができること(附則第2条第2項関係)
 - (ウ) 改正法の施行日前に行われた改正前の博物館法(以下「旧博物館法」という。)第11条に基づく登録の申請であつて、改正法の施行の際に、登録をするかどうかの処分がなされていないものについての登録の処分は、旧博物館法の規定により行われるものとする(附則第2条第3項関係)

- (エ) 改正法の施行の際、現に旧博物館法第 10 条の規定に基づく登録を受けている博物館については、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、**8** (1) による登録を受けたものとみなされること。また、前記 **13** (2) (ウ) により旧博物館法の規定により登録を受けた博物館についても、同様とされること (附則第 2 条第 4 項関係)
- (オ) 博物館の事業に類する事業を行う施設であって、改正法の施行の際に現に旧博物館法第 29 条に基づく指定を受けているものは、**12** (1) の指定を受けたものとみなされること (附則第 2 条第 6 項関係)
- (3) 本則における登録の取消しに係る規定や、指定施設の取扱いに係る規定の改正に合わせて、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号)、美術品の美術館における公開の促進に関する法律 (平成 10 年法律第 99 号)、展覧会における美術品損害の補償に関する法律 (平成 23 年法律第 17 号) の規定を改めること (附則第 4 条及び第 5 条関係)

第 2 留意事項

- 1 改正後の博物館法第 1 条 (以下、単に条項のみを示す場合は、改正後の博物館法の条項を指すものとする。) に定める法の目的について、文化芸術基本法に基づき、博物館が、その事業を通じて文化の振興を図り、もって心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与する施設であることを明確にする点にあり、博物館には、社会教育施設と文化施設との双方の役割を併せ持つ施設として活動することが求められること。
- 2 第 2 条第 1 項において、これまで設けられていた博物館の設置主体を限定する規定を改めたことにより、地方独立行政法人や社会福祉法人、学校法人、株式会社等が博物館を設置しようとする場合であっても、その設置者から適法に申請を受けたときは、第 13 条に定める要件を満たす限りにおいて博物館として登録されるものとなること。
- 3 第 3 条第 1 項第 3 号に定める博物館の事業としての「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」については、デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。

- 4 第3条第1項第5号に定める博物館の事業としての「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究」については、博物館が現に収集、保管等する資料とそれに関連する調査研究のみならず、当該資料が関係する地域や学術分野における調査研究を幅広く含むこと。また、博物館における教育や交流、デジタル化や広報等、博物館の活動一般に関する調査研究を含むこと。
- 5 また、第3条第1項第6号に定める博物館の事業としての「博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究」については、博物館における教育・交流活動一般に関する調査研究を含むこと。
- 6 第3条第2項において、博物館が他の博物館等と相互に連携を図りながら協力するよう努めることとし、また、第3条第3項において、博物館が地域の多様な主体と相互に連携を図りながら協力し、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるとしているのは、令和元年に行われた国際博物館会議が採択した「文化をつなぐミュージアム」の理念を踏まえた規定であり、各博物館がこれらの連携・協力を通じて、多様な地域的課題・社会的課題への対応に取り組み、もって地域の活力の向上に寄与することを期待するものであること。
- 7 第3条第3項において「地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする」と規定するうちの
- ① 「その他の活動」には、まちづくり、福祉分野における取組、地元の産業の振興、国際交流等の多様な活動を含み、
 - ② 「地域の活力の向上」には、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会包摂に係る課題、人口減少・過疎化・高齢化、環境問題等の地域が抱える様々な課題を解決することを含むこと。
- 8 第6条第2号の学芸員補となる資格を有するための要件を規定する文部科学省令については、今後、文化審議会において有識者等からの意見を聴取しつつ整備することとしており、その内容の詳細については別途お知らせすること。
- 9 第7条においては、文部科学大臣と都道府県の教育委員会が博物館の職員の資質向上のために行う研修の対象者として、新たに、博物館の館長と学芸員・学芸員補以外の博物館に勤務する職員を加えており、各教育委員会におかれては、とりわけ、館長が館の展示内容等に関する専門性への理解を深め

るとともに、館の魅力の社会への発信、地域社会への関係構築、館全体のマネジメント等に係る専門的能力を向上させられるよう取り組むことが期待されること。

1 0 第 12 条第 2 項に規定する、都道府県の教育委員会が博物館の登録に係る審査基準を定めるに当たって参酌すべき基準については、今後、文化審議会において有識者等からの意見を聴取しつつ文部科学省令を整備することとしており、その内容の詳細については別途お知らせすること。

1 1 旧博物館法第 19 条において規定されていた博物館の所管に係る条項を改正法において削除しているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条の規定により、引き続き、公立博物館の所管は当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会に属すること。

ただし、同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、各地方公共団体の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合は、地方公共団体の長の所管に属することとなること。

このため、地方公共団体の長の所管に属する施設を公立博物館として取り扱うには、当該施設について、条例により、地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することを定める必要があること。

1 2 第 31 条第 1 項において、博物館に相当する施設の指定に係る事項を定めることとされている文部科学省令では、博物館の登録に関する経過措置の内容を踏まえて、附則第 2 条第 6 項に基づき経過措置として指定を受けたものとみなされる施設の取扱いについても定めることとしており、その内容の詳細については別途お知らせすること。

1 3 独立行政法人国立科学博物館法（平成 11 年法律第 172 号）、独立行政法人国立美術館法（平成 11 年法律第 177 号）及び独立行政法人国立文化財機構法（平成 11 年法律第 178 号）に基づき設立される各独立行政法人が設置する博物館に類する事業を行う施設については、改正法において、登録の対象とされていないが、そのほとんどは、第 31 条及び附則第 2 条第 6 項により、指定施設とみなされることが想定され、全国の博物館のネットワークの中核的な役割を果たすナショナルセンターとしての機能を発揮することが期待されること。

1 4 学芸員の在り方については、学芸員に求められる専門的な能力を再定義

しつつ、養成課程の状況は博物館現場におけるニーズを総合的に検討するなど、文化審議会において中長期的な課題として継続的に検討を行うこととしていること。

なお、改正法に係る国会審議においても、学芸員をはじめとする専門的職員の育成・配置が重要であることを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善に努めること等により、我が国の博物館の活動の基盤を担う人材の育成・確保に努めるよう配慮することが繰り返し求められているところであり、このことも踏まえ、各博物館の設置者において、それぞれの館に勤務する学芸員等の職員の処遇改善等が図られるよう、適切に御対応いただきたいこと。

- 1 5** 改正法は、博物館と地域の様々な主体との連携の推進を図るものであり、文化芸術基本法に基づき、博物館の事業と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野の施策との有機的な連携が図られるよう配慮される必要があること。

この配慮の中には、例えば、博物館の事業を通じてインクルーシブな社会づくりが推進されるよう、施設や展示手法のバリアフリー化や、障害のある方々の作品創造・展示の機会を充実すること等も含まれること。

- 1 6** 改正法は、博物館において、地域や社会の多様な課題に対応する役割が果たされることを期待するものであり、その観点から、博物館における職員の多様性に配慮することが求められること。特に、我が国の博物館においては、学芸員の総数に占める女性の割合に対して、館長に占める女性の割合が相対的に低いことが改正法に係る国会審議において指摘されており、こうした点等も踏まえ、各館の設置者においては、各館の課題や特色に応じた人材の登用に努めていただきたいこと。

【本件担当】

文化庁企画調整課 博物館振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 4828)

趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査すること【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこと【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものと定める【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等

博物館法の一部を改正する法律

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第十条」に、「第十条―第十七条」を「第十一条―第二十二條」に、「第十八條―第二十六條」を「第二十三條―第二十八條」に、「第二十七條・第二十八條」を「第二十九條・第三十條」に、「雜則（第二十九條）」を「博物館に相当する施設（第三十一條）」に改める。

第一条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「の精神に基き」を「及び文化芸術基本法（平成十三年法律第四百十八号）の精神に基き」に改める。

第二条第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、「地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九條において同じ。）を除く。）が設置するもので」を削り、同条第二項中「において、」を「において」に、「の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人」を「又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をい

う。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「記録をいう」の下に「。次条第一項第三号において同じ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

第三条第一項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

第三条第一項中第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第三条第二項を次のように改める。

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第三条に次の一項を加える。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

第五条第一項第二号中「大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した」を「次条各号のいずれかに該当する」に改める。

第六条中「学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 短期大学士の学位（学校教育法第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得し

たもの

二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

第七条の見出しを「(館長、学芸員及び学芸員補等の研修)」に改め、同条中「教育委員会は」の下に「、館長」を、「学芸員補」の下に「その他の職員」を加える。

第五章を削る。

第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条中「に対し第二十四条」を「又は地方独立行政法人に対し前条」に、「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因る」を「取消しが第十条第一項第一号に該当することによる」に、「及び」を「又は」に改め、同条第一号中「第十四条」を「第十九条第一項」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加え、第三章中同条を第二十八条とする。

第二十五条を削る。

第二十四条第一項中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加え、同条を第二十七条とす

る。

第二十三条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二條中「事項は、」の下に「地方公共団体の設置する博物館にあつては」を、「条例で」の下に「、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ」を加え、同条を第二十五条とする。

第二十一条中「委員は、」の下に「地方公共団体の設置する博物館にあつては」を加え、「教育委員会」を「教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「（博物館協議会）」を付する。

第十八条及び第十九条を削る。

第十七条を削り、第二章中第十六条を第二十二条とする。

第十五条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「博物館の設置者が当該博物館を廃止した」を「前項の規定による届出があつた」に、「博物館に係る登録をま、つ、消しなければ」を「届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例)

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のい

ずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあるのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

第十四条の見出しを「（登録の取消し）」に改め、同条第一項を次のように改める。

都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- 二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第十六条の規定に違反したとき。
- 四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

第十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「したときは」の下に「、速やかにその旨を」を加え、

「博物館」を「登録に係る博物館」に、「速やかにその旨を通知しなければ」を「通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

第十四条を第十九条とする。

第十三条の見出しを「(変更の届出)」に改め、同条第一項中「第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは」を「第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ」に改め、同条第二項中「第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館」を「前項の規定による届出があつたときは、当該届出」に、「しなければ」を「するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

(都道府県の教育委員会への定期報告)

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところに

より、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び命令)

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

第十二条を削る。

第十一条第一項中「規定による登録」を「登録（以下「登録」という。）」に、「設置しようとする博物館について、左に」を「都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
- 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
- 三 その他都道府県の教育委員会の定める事項

第十一条第二項各号を次のように改める。

一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

第十一条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(登録の審査)

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日

から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第十条中「この条及び第二十九条において」を削り、「同条」を「第三十一条第一項第二号」に、「に備える博物館登録原簿に登録」を「の登録」に改め、同条を第十一条とする。

第一章中第九条の二を第十条とする。

本則に次の一章を加える。

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行

う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するものうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するものうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運

営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

5 指定施設は、その事業を行うに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に学芸員となる資格を有する者は、この法律による改正後の博物館法（以下この条において「新博物館法」という。）第五条に規定する学芸員となる資格を有する者とみなす。

2 この法律の施行の際現に博物館において学芸員補の職にある者は、新博物館法第六条の規定にかかわらず、この法律の施行の日（次項及び第四項において「施行日」という。）以後も引き続き当該博物館において、学芸員補となる資格を有する者としてその職にあることができる。

3 施行日前にされたこの法律による改正前の博物館法（次項及び第六項において「旧博物館法」という。）第十一条の登録の申請であつて、この法律の施行の際、まだその登録をすることができなかつたものについての登録の処分については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧博物館法第十条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録をすることがある日までの間も、同様とする。

5 前項の規定により新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなされる博物館が同条の登録を受けるまでの間における当該博物館についての新博物館法第十八条第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、新博物館法第十八条第一項中「第十三条第一項各号」とあり、及び新博物館法第二十一条第二項中「第十三条第一項第三号から第六号まで」とあるのは、「博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）による改正前の第十二条各号」とする。

6 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九条の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一条第一項の指定を受けたものとみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）

第四条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十条の六の七第二項第五号中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改め、同条第三項第七号を次のように改める。

七 寄託先美術館について、博物館法第十一条の登録が同法第十九条第一項の規定により取り消され、

若しくは同法第二十条第二項の規定により抹消された場合又は同法第三十一条第一項の規定による指

定が同条第二項の規定により取り消された場合 これらの事由が生じた日

第七十条の六の七第五項中「定める取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「定める」に改め、同項第一号中「登録の取消し若しくは抹消はなかつたものと、又は同号の事由は」を「事由は、」に改め、同項第二号中「当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「第三項第七号に定める」に、「第三項第七号の取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた」を「同号に掲げる」に改め、同項第三号中「当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「第三項第七号に定める」に改める。

(美術品の美術館における公開の促進に関する法律及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

- 一 美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）第二条第二号
- 二 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第二条第二号ハ

理由

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録の要件等の見直し、博物館の設置者に対する都道府県教育委員会の勧告及び命令等の制度の創設、学芸員補の資格の要件の見直し等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○	博物館法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百八十五号）	博物館法の一部を改正する法律 新旧対照表	目次
○	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	1
○	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）	19
○	展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）	展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）	23

改正後

目次

第一章 総則 (第一条—第十条)

第二章 登録 (第十一条—第二十二条)

第三章 公立博物館 (第二十三条—第二十八条)

第四章 私立博物館 (第二十九条・第三十条)

第五章 博物館に相当する施設 (第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号) 及び文化芸術基本法 (平成十三年法律第四百四十八号) の精神に基づき、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な發達を図り、もつて国民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、藝術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管 (育成を含む。以下同じ。) し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行

改正前

目次

第一章 総則 (第一条—第九条の二)

第二章 登録 (第十条—第十七条)

第三章 公立博物館 (第十八条—第二十六条)

第四章 私立博物館 (第二十七条・第二十八条)

第五章 雑則 (第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号) の精神に基づき、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な發達を図り、もつて国民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、藝術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管 (育成を含む。以下同じ。) し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行

い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすること
を目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書
館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を
除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたもの
をいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団
体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成
十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方
独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館
をいう。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のう
ち、公立博物館以外のものをいう。

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収
集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子
的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識す
ることができない方式で作られた記録をいう。次条第
一項第三号において同じ。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成す

い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすること
を目的とする機関（社会教育法による公民館及び図
書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館
を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若し
くは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他
の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十
一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政
法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）
が設置するもので次章の規定による登録を受けたもの
をいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共
団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、
一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前
項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

（新設）

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収
集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子
的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識す
ることができない方式で作られた記録をいう。）を含
む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成す

るため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一・二 (略)

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四・十 (略)

(削る)

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

十二 (略)

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実に図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深

るため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一・二 (略)

(新設)

三・九 (略)

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

(新設)

十一 (略)

2 博物館は、その事業を行うに当たっては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(新設)

めることを目的とする観光をいう。)その他の活動の
推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう
努めるものとする。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員と
なる資格を有する。

一 (略)

二 次条各号のいずれかに該当する者で、三年以上学
芸員補の職にあつたもの

三 (略)

2 (略)

(学芸員補の資格)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員補
となる資格を有する。

一 短期大学士の学位(学校教育法第百四条第二項に
規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を
卒業した者に対して授与されるものを除く。))及び
同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を
含む。)を有する者で、前条第一項第一号の文部科
学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得し
たもの

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員と
なる資格を有する。

一 (略)

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科
目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、
三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 (略)

2 (略)

(学芸員補の資格)

第六条 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に
入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有
する。

(新設)

二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

(館長、学芸員及び学芸員補等の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第十条 (略)

第二章 登録

(登録)

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。)の登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第十二条 前条の登録(以下「登録」という。)を受け

(新設)

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第九条の二 (略)

第二章 登録

(登録)

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。))の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。)に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は

ようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所

二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

三 その他都道府県の教育委員会の定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

(削る)

、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所

二 名称

三 所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

(登録要件の審査)

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る

(登録の審査)

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

- 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。
- イ 地方公共団体又は地方独立行政法人
- ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条

博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(新設)

第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会
会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たつては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(変更の届出)

第十五条 博物館の設置者は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項の変更登録を

(新設)

(登録事項等の変更)

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博

するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県の教育委員会への定期報告)

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び命令)

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなかつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

。博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない

(新設)

(新設)

(新設)

3| 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

(登録の取消し)

第十九条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十六条の規定に違反したとき。

四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

2| 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

3| 都道府県の教育委員会は、第一項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(博物館の廃止)

第二十条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出な

(登録の取消)

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

(新設)

2| 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出

なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例)

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなかつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあ

なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消しなければならない。

(新設)

るのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

第二十二條 (略)

(削る)

第三章 公立博物館

(削る)

(削る)

(博物館協議会)
第二十三條 (略)

第十六條 (略)

第十七條 削除

第三章 公立博物館

(設置)

第十八條 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第十九條 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三條第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一條において同じ。）の所管に属する。

(博物館協議会)
第二十條 (略)

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に關し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十六条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に關し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は

は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十七条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(削る)

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十八条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し前条の規定による補助金の交付をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが第十九条第一項第一号に該当することによるものである場合には、既に交付した補助金を、第三号又は第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十九条第一項の規定による登録の取消しがあつたとき。

二 地方公共団体又は地方独立行政法人が当該博物館を廃止したとき。

、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 (略)

第二十五条 削除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消しがあつたとき。

二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体又は地方独立行政法人が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体又は地方独立行政法人が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

第二十九条 (略)

第三十条 (略)

(削る)

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う

三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

第二十七条 (略)

第二十八条 (略)

第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

(新設)

施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えるこ

とができる。

5| 指定施設は、その事業を行うに当たつては、第三條第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

6| 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(削る)

附 則

1| (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2| 第六条に規定する者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

改正後	改正前
<p>（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）</p> <p>第七十条の六の七（略）</p> <p>2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 寄託先美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設のうち、特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいう。）及び保管を行うものをいう。</p> <p>六（略）</p> <p>3 第一項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は同項の寄託先美術館について、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該寄託相続人が死亡した場合）には、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。第十一項において同じ。）が当該寄託相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて第一項の規定による</p>	<p>（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）</p> <p>第七十条の六の七（略）</p> <p>2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 寄託先美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいう。）及び保管を行うものをいう。</p> <p>六（略）</p> <p>3 第一項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は同項の寄託先美術館について、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該寄託相続人が死亡した場合）には、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。第十一項において同じ。）が当該寄託相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて第一項の規定による</p>

納税の猶予に係る期限とする。

一六 (略)

七 寄託先美術館について、博物館法第十一条の登録が同法第十九条第一項の規定により取り消され、若しくは同法第二十条第二項の規定により抹消された場合又は同法第三十一条第一項の規定による指定が同条第二項の規定により取り消された場合、これらの事由が生じた日

4 (略)

5 第三項第七号に掲げる場合において、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同号に定める日から一年以内に同号の寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館（以下この項において「新寄託先美術館」という。）の設置者に寄託する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三項第七号の事由は、生じなかつたものとみなす。

二 第三項第七号に定める日から一年を経過する日に

納税の猶予に係る期限とする。

一六 (略)

七 寄託先美術館について、博物館法第十四条第一項の規定により登録を取り消された場合又は同法第十五条第二項の規定により登録を抹消された場合（当該寄託先美術館が同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設である場合には、これらに類するものとして財務省令で定める事由が生じた場合）当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日

4 (略)

5 第三項第七号に掲げる場合において、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同号に定める取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日から一年以内に同号の寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館（以下この項において「新寄託先美術館」という。）の設置者に寄託する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三項第七号の登録の取消し若しくは抹消はなかつたものと、又は同号の事由は生じなかつたものとみなす。

二 当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が

において、当該承認に係る特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない場合には、同日において同号に掲げる場合に該当するものとみなす。

三 第三項第七号に定める日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。

6
19 (略)

生じた日から一年を経過する日において、当該承認に係る特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない場合には、同日において第三項第七号の取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた場合に該当するものとみなす。

三 当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。

6
19 (略)

○ 美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。</u></p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。</u></p> <p>三〇五 （略）</p>

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいう。</p> <p>イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館</p> <p>ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいう。</p> <p>イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館</p> <p>ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設</p>

○博物館法施行規則

(昭和三十年十月四日)

(文部省令第二十四号)

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第五条及び第二十九
九条の規定に基き、博物館法施行規則(昭和二十七年文部省令第二十
一号)の全部を改正する省令を次のように定める。

博物館法施行規則

目次

- 第一章 博物館に関する科目の単位(第一条・第二条)
 - 第二章 学芸員の資格認定(第三条―第十七条)
 - 第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当た
つて参酌すべき基準(第十八条)
 - 第四章 博物館に相当する施設の指定(第十九条―第二十四条)
 - 第五章 雑則(第二十五条―第二十九条)
- 附則

第一章 博物館に関する科目の単位

(平二一文科令二二・改称)

(博物館に関する科目の単位)

第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第五条第一項第一号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	二
博物館概論	二
博物館経営論	二
博物館資料論	二
博物館資料保存論	二
博物館展示論	二
博物館教育論	二
博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三

2

博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第六条第三項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

(昭四六文令二二・平八文令二八・平一二文令七・平一二
文令五三・平二一文科令二二・一部改正)

(博物館実習)

第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館(法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。)又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の教育委員会の指定した博物館

に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

（平二一文科令二二・全改、平二六文科令二六・一部改正）

第二章 学芸員の資格認定

（資格認定）

第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同年以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者とする。

（平二一文科令二二・一部改正）

（資格認定の施行期日等）

第四条 資格認定は、毎年少なくとも各一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

（平一二文科令五三・平二一文科令二二・一部改正）

（試験認定の受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

一 学士の学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。第九条第三号イにおいて同じ。）を有する者

二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で二年以上学芸員補の職（法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあつた者

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者

四 四年以上学芸員補の職にあつた者

五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同年以上の資格を有すると認められた者

（平三文令三一・平八文科令二八・平一二文科令五三・平二〇

文科令一八・平二一文科令二二・平二四文科令二四・平二

九文科令三九・一部改正）

（試験認定の方法及び試験科目）

第六条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記の方法により行う。

2 試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。

3 試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試験科目

試験認定の必要科目

必須		選択	
科目	科目	科目	科目
生涯学習概論	文化史	地学	
博物館概論	美術史	生物学	
博物館経営論	考古学	化学	
博物館資料論	民俗学	物理	
博物館資料保存論	自然科学史		
博物館展示論			
博物館教育論			
博物館情報・メディア論			

上記科目のうちから受験者の選択する二科目

(平八文令二八・平二二文科令二二・一部改正)

(試験科目の免除)

第七条 大学において前条に規定する試験科目に相当する科目の単

位を修得した者又は文部科学大臣が別に定めるところにより前条に規定する試験科目に相当する学修を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

(平三文令三一・平八文令二八・平二二文科令五三・平二〇文科令一八・平二二文科令二二・一部改正)

第八条 削除

(平二二文科令二二)

(審査認定の受験資格)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

- 一 学位規則による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者
- 二 大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者
- 三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦する者
 - イ 学士の学位を有する者であつて、四年以上学芸員補の職にあつた者
 - ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上学芸員補の職にあつた者
 - ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八

年以上学芸員補の職にあつた者

ニ その他十一年以上学芸員補の職にあつた者

四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者

(平三文令三一・平一二文令五三・平一五文科令一五・平一八文科令一一・平二一文科令二二・平二九文科令三九・一部改正)

(審査認定の方法)

第十条 審査認定は、次条の規定により願出た者について、博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする。

(平二一文科令二二・一部改正)

(受験の手続)

第十一条 資格認定を受けようとする者は、受験願書(別記第一号様式により作成したもの)に次に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願出なければならぬ。この場合において、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報(同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。)の提供を受けて文部科学大臣が資格認定を受けようとする者の氏名、生年月日及び住所を確認することができる。第三号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

一 受験資格を証明する書類

二 履歴書(別記第二号様式により作成したもの)

三 戸籍抄本又は住民票の写し(いずれも出願前六月以内に交付

を受けたもの)

四 写真(出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの)

2 前項に掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもつて代えることができる。

3 第七条の規定に基づき試験認定の試験科目の免除を願出する者については、その免除を受ける資格を証明する書類を提出しなければならぬ。

4 審査認定を願出する者については、第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる資料又は書類を提出しなければならない。

一 第九条第一号又は同条第二号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等

二 第九条第三号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等又は博物館に関する顕著な実績を証明する書類

三 第九条第四号により出願する者にあつては、前二号に準ずる資料又は書類

(昭四二文令一九・平一二文令七・平一二文令五三・平一五文科令一〇・平二一文科令二二・平二四文科令二四・平二七文科令三四・一部改正)

(試験認定合格者)

第十二条 試験科目(試験科目の免除を受けた者については、その

免除を受けた科目を除く。)の全部について合格点を得た者(試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。)であつて、一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣が認定した者を試験認定合格者とする。

2 筆記試験合格者が試験認定合格者になるためには、試験認定合格申請書(別記第三号様式によるもの)を文部科学大臣に提出しなければならない。

(昭四七文令一六・平二二文科令二二・一部改正)

(審査認定合格者)

第十三条 第十条の規定による審査に合格した者を審査認定合格者とする。

(平二二文科令二二・一部改正)

(合格証書の授与等)

第十四条 試験認定合格者及び審査認定合格者に対しては、合格証書(別記第四号様式によるもの)を授与する。

2 筆記試験合格者に対しては、筆記試験合格証書(別記第五号様式によるもの)を授与する。

3 合格証書を有する者が、その氏名を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合において、その事由をしるして願ひ出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。

(平一二文令七・平二二文科令二二・一部改正)

(合格証明書の交付等)

第十五条 試験認定合格者又は審査認定合格者が、その合格の証明

を願ひ出たときは、合格証明書(別記第六号様式によるもの)を交付する。

2 筆記試験合格者が、その合格の証明を申請したときは、筆記試験合格証明書(別記第七号様式によるもの)を交付する。

3 以上の試験科目について合格点を得た者(筆記試験合格者を除く。次条及び第十七条において「筆記試験科目合格者」という。)がその科目合格の証明を願ひ出たときは、筆記試験科目合格証明書(別記第八号様式によるもの)を交付する。

(平二二文科令二二・一部改正)

(手数料)

第十六条 次表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上欄	下欄
一 試験認定を願ひ出る者	一科目につき 千三百円
二 審査認定を願ひ出る者	三千八百円
三 試験認定の試験科目の全部について免除を願ひ出る者	八百円
四 合格証書の書換え又は再交付を願ひ出る者	七百円
五 合格証明書の交付を願ひ出る者	七百円
六 筆記試験合格証明書の交付を願ひ	七百円

出る者	
七 筆記試験科目合格証明書の交付を 願ひ出る者	七百円

2 前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書に貼るものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定に基づき申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならぬ。

3 納付した手数料は、これを返還しない。
 （昭四一文令四二・昭五〇文令二七・昭五六文令八・昭五九文令二・昭六二文令四・平元文令八・平三文令三・平六文令四・平九文令一・平一二文令七・平一六文科令一三・平二一文科令二二・令元文科令二七・一部改正）
 （不正の行為を行った者等に対する処分）

第十七条 虚偽若しくは不正の方法により資格認定を受け、又は資格認定を受けるにあたり不正の行為を行った者に対しては、受験を停止し、既に受けた資格認定の成績を無効にするとともに、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

2 試験認定合格者、審査認定合格者、筆記試験合格者又は筆記試験科目合格者について前項の事実があつたことが明らかになつたときは、その合格を無効にするとともに、既に授与し、又は交付

した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

3 前二項の処分をしたときは、処分を受けた者の氏名及び住所を官報に公告する。

（平一二文令七・平二一文科令二二・一部改正）

第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに
 当たつて参酌すべき基準
 （平二三文科令四四・追加）

第十八条 法第二十二條の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の關係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。
 （平二三文科令四四・追加）

第四章 博物館に相当する施設の指定
 （平二三文科令四四・旧第三章繰下）
 （申請の手續）

第十九条 法第二十九條の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第九号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は

指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十一条において同じ。）に、それぞれ提出しなければならない。

一 当該施設の有する資料の目録
二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面

三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類

四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類

（昭四六文令二二・平一二文令五三・平一五文科令五六・平一六文科令一五・平二一文科令二二・一部改正、平二三文科令四四・旧第十八条繰下、平二六文科令二六・一部改正）

第二十条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
三 学芸員に相当する職員がいること。
四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
五 一年を通じて百日以上開館すること。

2 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

（昭四六文令二二・平一二文令五三・一部改正、平二三文科令四四・旧第十九条繰下、平二六文科令二六・一部改正）

（報告）

第二十一条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定する博物館に相当する施設（以下「博物館相当施設」という。）が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

(昭四六文令二二・全改、昭五八文令二一・平一二文令五三・平一五文科令五六・平一六文科令一五・平二三文科令四四・平二六文科令二六・一部改正)

第二十二條 削除

(昭四六文令二二)

第二十三條 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設に対し、第二十条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

(昭四六文令二二・平一二文令五三・平二三文科令四四・

平二六文科令二六・一部改正)

(指定の取消)

第二十四條 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて指定した事実を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。

(昭四六文令二二・昭五八文令二一・平六文令三七・平一

二文令五三・平二三文科令四四・平二六文科令二六・一部

改正)

第五章 雜則

(平二三文科令四四・旧第四章繰下)

(学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十五條 第五条第一号及び第九条第三号イに規定する学士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有する者

二 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十五条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当する者

(平三文令三一・平二一文科令二二・一部改正)

(短期大学の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十六條 第五条第二号及び第九条第三号ロに規定する大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、

旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成

諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学

予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了

し、又は卒業した者

二 学校教育法施行規則第一百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者

(平二一文科令二二・一部改正)

(修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十七條 第九条第一号に規定する修士の学位を有する者には、

学校教育法施行規則第一百五十六条各号のいずれかに該当する者を
含むものとする。

(平二一文科令二二・追加)

(博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる
者)

第二十八条 第九条第一号に規定する博士の学位を有する者には、

次に掲げる者を含むものとする。

一 旧学位令(大正九年勅令第二百号)による博士の称号を有す
る者

二 外国において博士の学位に相当する学位を授与された者

(平三文令三一・一部改正、平二一文科令二二・旧第二十

七条繰下・一部改正)

(専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる
者)

第二十九条 第九条第一号に規定する専門職学位を有する者には、

外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を含むも
のとする。

(平二一文科令二二・追加)

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 試験認定を受ける者のうち、博物館法の一部を改正する法律

(昭和三十年法律第八十一号) 附則第三項の規定により学芸員と

なる資格を有する者にあつては、第六条第二項の規定にかかわら

ず、選択科目の試験を免除する。

(略)

附 則 (令和二年一二月二八日文科省令第四四号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次
項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、

この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当
分の間、これを取り繕って使用することができる。

○博物館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成二十三年十二月二十日)

(文部科学省告示第百六十五号)

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第八条の規定に基づき、公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十五年文部科学省告示第百十三号)の全部を次のように改正する。

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

(趣旨)

第一条 この基準は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(博物館の設置等)

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)を扱うよう努めるものとする。

2 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定

管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画)

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(運営の状況に関する点検及び評価等)

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を

行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

（資料の収集、保管、展示等）

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、

当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

（展示方法等）

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深

め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。
- 二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。
- 三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究)

第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。

二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適

切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。

- 三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等)

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

- 2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサ

サービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力に努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

第十四条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗

難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備

二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備

三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

経済協力開発機構（OECD）

OECD は、その業務に携わる36の加盟国と、その数が増加しつつある世界のあらゆる地域の非加盟国によって構成される、多分野にわたる政府間組織です。現在の中核となる使命は、より強固で公正、かつ公平なグローバル経済を目指して各国政府が協力することを支援することです。OECD は、250の専門委員会とワーキンググループのネットワークを通じ、各国の政府が政策に関する実績を比較し、共通の課題に対する解決策を模索するとともに、優れた取り組みを取り上げ、国内及び国際政策を協力し調整する場を提供しています。OECD の詳細については、www.oecd.org をご参照ください。

国際博物館会議（ICOM）

ICOM は、世界各国の博物館と博物館の関係者が参加する非政府組織です。公共サービスの一環として、ICOM では現在そして今後登録される世界自然遺産、及び有形、無形を問わない世界文化遺産の保全と継承、コミュニケーションに取り組んでいます。ICOM は、138の国と地域を代表する40,600人以上の会員から成るネットワークを通じて、主に博物館定義及び職業倫理規程によりミュージアム活動の職業基準と倫理基準の確立をけん引しています。また、国際的な専門家組織として、文化遺産関連の問題について提言を行い、博物館の社会的役割を高めるとともに、セミナーやワークショップ、出版やガイドラインの発行を通じて博物館関係者の能力向上に努めています。ICOM のネットワークは包括的な方法で、国際レベルにおける情報の創出と交換に重要な役割を果たしています。ECOSOC（国際連合経済社会理事会）の諮問資格を備え、Blue Shield（ブルーシールド国際委員会）の創設メンバーであり、違法取引に対するレッドリストの編集者を務める ICOM は、世界の博物館が直面する課題に取り組む外交フォーラム兼シンクタンクとして機能しているのです。ICOM の詳細については、<https://icom.museum/en/> をご参照ください。



FONDAZIONE DI
VENEZIA

本ガイドライン作成にかかる事業はヴェネツィア財団からの財政援助を得て実施しました。

© OECD/ICOM 2019

本ガイドは、OECD と ICOM の責任のもとで公表されています。本ガイドにおいて表明されている意見と用いられている論拠は、必ずしも OECD または ICOM のメンバーの公式見解を反映するものではありません。

本ガイドは、OECD の企業・中小企業・地域・都市センター局の Lamia Kamal-Chaoui 局長によって刊行を承認されました。

本ガイド、ならびに本ガイドに含まれる統計データ及び地図は、いかなる領土の地位または領土に対する主権も、国際的な境界および境界線の限界も、またいかなる領土、都市または地域の名称をも毀損するものではありません。

出典及び著作権者としての OECD に対して適切な謝意が示されることを条件として、OECD のコンテンツは、私的使用のための複製、ダウンロードまたは印刷することが可能です。OECD の出版物、データベース及びマルチメディア発行物からの抜粋を個人の文書、プレゼンテーション、ブログ、ウェブサイトおよび教材に引用することができます。公的または商業目的での使用や翻訳に関する申請は rights@oecd.org に提出してください。

文化と地域発展：
最大限の成果を求めて

地方政府、
コミュニティ、
ミュージアム向け
ガイド

序 文

OECD（経済協力開発機構）と ICOM（国際博物館会議）が共同で編纂した「文化と地域発展：最大限の成果を求めて—地方政府、コミュニティ、ミュージアム向けガイド」を出版できることを嬉しく思います。本ガイドは、文化の「改革力」を結集することで、より持続可能な未来を推進する地域発展の施策を目指す地方政府、コミュニティ、ミュージアムのためのロードマップを提供します。

その権限においても、また包括的成長への取り組みにおいても、OECD の都市や地域の検討課題における文化の重要性は増す一方です。OECD では数年前から、文化と地域発展、雇用創出、観光、社会的包摂の関係性を示すデータをまとめる研究に取り組んできました。この研究は、文化を活かし、効果的な公的投資を実現する地域発展戦略の策定に役立つもので、地方と国の両方のレベルで、政策立案者を助けることを目指しています。ミュージアムは、多様な活動を通して、現代社会の問題に取り組む上で重要な役割を果たしています。創造性や一体感を高め、市民の社会参画を促進する博物館には、経済発展、社会資本、地域社会の幸福に貢献する力があるのです。

過去10年にわたって、ICOM では、現代社会におけるミュージアムの価値を振興するべく、高レベル政府間組織との提携関係を強化してきました。本ガイドは、UNESCO 2015の「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告（Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their Role in Society）」と ICOM の活動をもとに構築されたもので、ミュージアムが地域の検討課題において重要な位置付けがなされる、ミュージアムと地方政府が協力して取り組むための具体的な方策を提案しています。こうした構想を基に、ICOM と OECD は、地方政府、コミュニティ、ミュージアムが文化遺産による社会的・経済的効果の拡大を目指し、より緊密に協調するための構造的な枠組みとなるガイドを共同開発することを決定しました。

私たちは、本ガイドが地域発展においてミュージアムや遺産関連施設の注目度を高め、可能性を引き出し、より良い政策づくりのインセンティブとなりうると確信を持っています。ICOM と OECD は、世界中のミュージアムや地方政府を招き、今後も活動の幅を広げていく予定です。ICOM と OECD は、本ガイドをキャンペーンビルディング、権利擁護、評価の枠組みとしてだけでなく、地域規模でその参加や協力の効果を高める手段として考慮してもらえるように、ミュージアムやコミュニティ、地方政府に働きかけていきます。



Lamia KAMAL-CHAOUI
OECD 企業・中小企業・地域・
都市センター局局长



Dr. Peter KELLER
ICOM 事務局長

前書き

ミュージアムや文化遺産は、地域発展にとって非常に強力な資産です。それらは、創造性を刺激し、文化の多様性を広げ、地域経済を活性化し、観客を誘致して収益をもたらすことができます。また、ミュージアムや文化遺産があることで、社会的な結束や、市民の社会参画、健康や幸福につながるという事例も増えています。この数十年を振り返ってみると、より広範な経済発展戦略の一環として、これらの資産を活かし、遺産を中心とした行動をおこす都市や地域が増えてきました。国、都市、地方の各政府やミュージアムとほかの組織などの関係者は、こうした問題に対する関心を益々高めています。

公的資金と民間資金を効果的に引き出すため、文化やミュージアムが地域発展にもたらす効果を示す新しい方法が模索されています。こうした流れの中、ミュージアムの活動に関連した税収、観客による消費、雇用などの経済効果のみを示すことから、より幅広い社会的・経済的効果を捉えることへと議論が移行しています。

こうした要望に対応するべく、OECDのLEED（地域経済雇用開発）プログラムとICOMは2018年に提携を結び、政策立案者とミュージアムコミュニティに情報を提供し、支援するためのガイドを作成しました。専門家グループの支援を得て開発された本ガイドは、OECD諸国の20を上回るミュージアムと都市及びICOMの様々な委員会によってその有効性が検証されました。

本ガイドは、経済開発、都市の再生と地域開発、教育と創造性、社会的包摂と健康と幸福をはじめとする地域発展にミュージアムが最も貢献し得る分野を探るとともに、地域の発展にミュージアムの役割をどのように位置づけるか提言を行っています。本ガイドは、学習、自己評価、開発のツールであり、以下のように活用することができます：

- 地方政府や地域政府が、文化遺産の持つ社会的、経済的価値の最大化を目指し、各自の取り組みを評価し、その改善を図るためのツールとして。
- ミュージアムが、現在そして今後の地域経済や社会組織とのつながりについて、その現状と可能性を評価し、強化するためのツールとして。
- ミュージアム、地方政府、コミュニティ及びその他の関係組織が連携するための具体的な方法を確立するためのツールとして。
- 文化と遺産を活用して地域発展を進めるための学習ツールとして。

謝 辞

本ガイドは、OECD の LEED のプログラムの一環として、CFE（企業・中小企業・地域・都市センター局）により、局長の Lamia Kamal-Chaoui の統轄のもとで制作されました。ICOM 事務局長 Peter Keller の指揮の下、ICOM と共同制作されたものです。本ガイドの開発はヴェネツィア財団から支援を受けています。

OECD CFE の文化、クリエイティブ産業および地域開発担当のコーディネーター Ekaterina Travkina (Ekaterina.Travkina@oecd.org) が本ガイドの作業を統轄し、ICOM ミュージアムおよび社会担当のコーディネーターを務める Afşin Altaylı (Afşin.Altayli@icom.museum) によって調整が図られています。

OECD および ICOM 事務局は、本ガイドの作成を促進し、多大なご協力をいただいたパンテオン・ソルボンヌ大学名誉教授の Xavier Greffe 氏に感謝の意を表します。また、方法論の策定への貢献のほか、各国での本ガイドのパイロット試験を実施していただいた Lucie Morisset 教授（カナダ、ケベック大学モントリオール校）、Chiara Dalle Nogare 教授（イタリア、ブレシア大学）Monika Murzyn-Kupisz 教授（ポーランド、ヤギェウォ大学）にもお礼を申し上げます。また、幅広い意見をいただいた Karen Maguire 氏（OECD CFE）、Anna Rubin 氏（OED CFE）、Mark O'Neill 教授（グラスゴー大学人文学カレッジ）、および方法論の策定とプロジェクトの総合的管理への貢献に対して Alessandra Proto 氏（OECD CFE）にも深く感謝します。

以下の方々の協力にも感謝申し上げます：Barbara Ischinger（ドイツ、ゲッティンゲン大学）、Luca Dal Pozzolo（イタリア、フィツカラルド財団）、Mario Volpe（イタリア、ヴェネツィア・カフォスカリ大学）、Catherine Cullen（フランス、リール市）、Antonio Lampis（イタリア、文化財・文化活動省）、Sabine Schormann（ドイツ、Niedersächsische Sparkassenstiftung/VGH-Stiftung）、Pier Luigi Sacco（イタリア、ミラノ IULM 大学）、Annalisa Cicerchia（イタリア、ローマ大学トルベルガータ校）、Claudio Martinelli（イタリア、トレント自治県）、Ola Sigurdson（スウェーデン、ヨーテボリ大学）。

OECD および ICOM チームは、ガイドのパイロット試験を含め、本ガイドの制作に貢献してくださった国際ミュージアムコミュニティの代表者に特に大きな感謝を伝えたいと思います：Alberto Garlandini（ICOM 副会長）、Michele Lanzinger（ICOM 持続可能性ワーキンググループメンバー兼イタリア、MUSE トレント科学博物館館長）、Antonia Caola（イタリア、MUSE トレント科学博物館）、Joana Sousa Monteiro（ICOM-CAMOC 都市博物館のコレクション・活動国際委員会委員長及びポルトガル、Museum of Lisbon 館長）、Mattia Agnetti（イタリア、ヴェネツィア市立博物館事務局長）、Anne Krebs（フランス、ルーブル美術館社会経済研究調査事業部長）、Helene Lafont Couturier（フランス、リヨン・コンフレアンス博物館館長）、Marie Lavandier（フランス、ルーブル美術館ランス別館館長）、Dorota Folga-Januszewska（ICOM ポーランド前会長及びヴィラノフ宮殿ヤンIII

世国王美術館副館長)、Nathalie Bondil (カナダ、モントリオール美術館館長兼学芸員長)。

広報および制作への助力に対して Elisa Campestrin (OECD) に、また調査と編集への助力に対して Shashrek Ambardar (OECD インターン) にもお礼申し上げます。

日本語訳 監修：後藤和子 摂南大学教授
翻訳：邱君妮、関谷泰弘 ICOM 京都大会準備室

目次

はじめに	11
経済的原動力としてのミュージアム	11
経済的影響を超えて	12
パートナー兼実行者としての地方政府	13
本ガイドの目的	14
本ガイドの構成	15
地域の経済発展のためにミュージアムの力を活用する	19
概観	19
理論的根拠	20
地方政府の政策オプション	23
ミュージアムを地域の観光開発戦略に組み込む	23
ミュージアムと経済界を結び付けて、新しい製品やサービスを生み出す	24
ミュージアムの施策オプション	25
ホスピタリティ業界および地域の文化施設と協力して、多様な対象者に働きかけ、 新たな来館者を引き付ける	25
企業だけでなく研究機関や教育機関をも取り込んで、イノベーションを促進する	25
参考資料1：文化施設またはイベントの経済価値を実証する手法	28
都市の再生と地域社会の発展におけるミュージアムの役割を確立する	31
概観	31
理論的根拠	32
地方政府の政策オプション	36
ミュージアムとその周辺領域を都市計画に組み込む	36
ミュージアムを公共的討論と地域社会の出会いのための場と見なす	36
ミュージアムを創造的地区の拠点として活用する	37
ミュージアムの施策オプション	38
ミュージアムの計画と発展をより幅広い都市計画プロセスの一部と見なす	38
地域社会にとって安全で開かれた場として、対話と意識の向上を図る	39
創造的地区の発展において先を見越した役割を果たす	41
農村地域におけるコミュニティの資産と遺産の価値を高める	42
文化を意識し創造的な社会を促進する	45
概観	45
理論的根拠	46

地方政府の政策オプション	48
青少年及び成人のための教育とトレーニングにミュージアムが果たす役割を認識する	48
ミュージアムと協力し、来館者の経験に対してより幅広い取り組みをとるための資源と能力をつくりあげる	49
地域の来館者と観光客のニーズのバランスをとる	50
ミュージアムの施策オプション	51
ミュージアムへの来館を、内省と創造性を促進する経験として体系づける	51
教育、トレーニング、生涯学習の機会を提供する	51
文化多様性を促進する	53
包摂、健康と幸福の場としてのミュージアムを推進する	55
概観	55
理論的根拠	56
地方政府の政策オプション	59
データ、資源やパートナーシップの活用を通じて、ミュージアムによる社会福祉への貢献を最大化する	59
雇用への道筋の提供においてミュージアムが果たす役割を検討する	60
幸福向上への幅広いアプローチにミュージアムを組み込む	60
ミュージアムの施策オプション	62
地域の恵まれない人々がもつニーズを認識し、それに応じる上で必要な内在的能力を養う	62
しかるべき組織と連携して、雇用に適したスキルを高める	63
特定の人々（ホームレス、受刑者、高齢者、その他の疎外された人々）のニーズに応えるために他の組織と共同でプログラムを立案する	64
地域発展にミュージアムの役割を位置づける	67
概観	67
理論的根拠	68
地方政府の政策オプション	68
ミュージアム同士の協力に対して、長期的で総合的なアプローチをとる	69
ミュージアムの中核機能としての保存、管理および研究を支援する	70
ミュージアムの能力を高めるため、資源の投入などの戦略を検討する	71
ミュージアムの施策オプション	72
地域発展にミュージアムが果たす役割を明確に示し、それを重要文書・過程において運用可能にする	72
保全、保存と研究を中心的役割として持続する	73
他の関連組織と連携して、影響力を高める	74

地方政府と博物館のためのチェックリスト	77
そのほかの実践的ツールキットとガイド	92
参考文献一覧	93



DIVIETO DI
AFFISSIONE
ART. 663 C.P.

LOVE
SPRAY
CAUTION
CONTENTS MAY BE
CONTAGIOUS

NO
PARKING
ANY
TIME

WE WANT
TO FUCK OFF
WE DON'T NEED NONE

WORLD
WIDE
WALL

はじめに

経済的原動力としてのミュージアム

文化遺産が人々を引き付ける力、そしてそれに伴ってミュージアムや文化施設が持つ経済的影響力への関心が本格的に表明されるようになったのは、1970年代のことでした。この数十年間で最も目立った都市再生イニシアチブのいくつか（1973年に開館したオーストラリアのシドニー・オペラハウス、1971年のパリのポンピドゥーセンター、1997年のビルバオのグッゲンハイム美術館）は、世界という舞台上で一流の文化施設の地位を確固たるものとし、都市のブランド化を目指すものでした。同時に、伝統的な製造業が徐々に衰退し、文化産業やクリエイティブ産業に対する認識が生まれたことを受けて、多くの国々が成長の新たな原動力を模索し始めました。文化活動が雇用創出のための代替策と見なされるようになり、この考え方に着想を得て、1990年には新たなサービスと雇用の創出に関してフランス計画委員会（French Planning Commission）がまとめた報告書『Nouveaux services, nouveaux emplois（新たなサービス、新たな雇用）』が出され、1997年にはイギリスで『White Paper on Creative Industries（クリエイティブ産業に関する白書）』が刊行されました。また、文化観光（文化を目的とする観光）が消費者を集め、新たな収益をもたらすことも期待されました。

ミュージアムはそれまで、文化、教育など、象徴的な価値を持つ場所と考えられてきましたが、その一方で、収益と新たな雇用を生み出す、という認識も徐々に高まってきました。ミュージアムは経済における他の主体と同様に、日常業務遂行のための支出をしますし、その支出額は英国の大英博物館の場合のように年間で7億1,500万ポンドという高額になる例もあります¹。ミュージアムは展覧会だけでなく、ブランディングと商品化の活動からも収入を生み出します。ミュージアムの活動はほとんどの場合に、クリエイティブ産業だけでなく、ほかの経済分野の部門や企業との結びつきを促進します。

実際、多くの経済効果評価研究は、ミュージアムが雇用の創出に貢献し、GDPを生み出し、地域社会に実質的な税収をもたらすことを示しています。米国のミュージアムは2016年にGDPに500億ドル寄与し、726,200件の雇用を支え、税収に120億ドル貢献しました²。英国のアーツカウンシル・イングランドの推定によれば、2,635を上回るイングランド全土のミュージアムとその他の関連施設は26億4,000万ポンドの所得を生み出し、38,000人以上を雇用していると推定しています³。

¹ Travers, T., and Glaister, S. (2004), "Valuing museums: Impact and innovation among national museums," National Museum Directors' Conference, Imperial War Museum, London.

² AAM (2017), *Museums as Economic Engines: A National Report*, American Alliance of Museums, Oxford Economics, <https://www.aam-us.org/wp-content/uploads/2018/04/American-Alliance-of-Museums-web.pdf> (Accessed on 19 October 2018).

³ Tuck, F., et al. (2015), *The Economic Impact of Museums in England*, Arts Council England.

経済的影響を超えて

20世紀末に、発展の原動力としてのミュージアムの役割を強調するもう一つの議論が盛んになりました。この議論は、ミュージアムの「訪問、生活、投資、仕事をする場所としての地域の魅力を高める力」に基づくものでした。これらはいずれも、人材と投資をめぐる国際競争が高まっている状況において重要な要因です。

同時に、幸福、健康、生涯学習および社会資本を支援するミュージアムの役割が顕著になりました。このことは、文化を中心とした地域発展戦略が生まれるのに影響を与えた Rand Corporation による独創的報告書、『Gifts of the Muse-Reframing the Debate About the Benefits of the Arts (ミューズの贈り物—芸術のもたらす恩恵についての議論を再考する)』(McCarthy et al., 2004) において認識されていました。これより新しく2016年に英国の芸術・人文科学研究会議 (Arts and Humanities Research Council 2016) が出した報告書、『Understanding the Value of Arts & Culture (芸術・文化の価値を理解する)』は、同報告書の精神を受け継いでいます。

最後に、知識経済の時代においては、ミュージアムはデザインやイノベーションなどの創造的な経済活動を支援することにより、地域の経済発展を促進することができます。こうした活動は、国内外の企業や起業家に利益をもたらすことができます。地方政府にとって、ミュージアムは地域発展のコマの一つにとどまらず、変革の原動力にもなるのです。

ミュージアムの使命は近年、大幅に拡充されました。ミュージアムの中核事業が遺産のメンテナンス、保存、展示であることは変わりません。しかし、今日のミュージアムは、社会的及び経済的变化を媒介するものとしての自らの役割を認識し始めています。ミュージアムは、社会のために、社会に関する知識を生み出し、社会的交流と対話の場であると同時に、地域経済に創造性と革新性をもたらす源なのです。

ミュージアムは、現代社会の諸問題に対処する上でもきわめて重要な役割を果たしています。グローバル化、移民、両極化 (格差の拡大)、不平等、ポピュリズム、男女平等、高齢化社会、脱植民地化、気候変動などの多様かつ困難な分野に取り組んでいるのです。ミュージアムは、修復的司法、文化間や世代間の対話、また文化外交の原則を適用することが可能な場となっているのです。

このため ICOM は、持続可能な発展に対するミュージアムの貢献を ICOM の検討課題の不可欠な要素としてきました。この分野における最近のイニシアチブには、持続可能性に関する ICOM ワーキンググループの設立 (2018年)、EU-LAC MUSE-UMS プロジェクト (博物館とコミュニティ：ヨーロッパ、ラテンアメリカ、カリブ海) の概念、経験、サステナビリティ)、および ICOM の第25回大会 (京都、2019年9月) における専門セッションの開催などがあります。これらの活動は、チリのサンチャゴ宣言 (1972年に ICOM と UNESCO が開催したチリ・サンチャゴ円卓会議の成果)、無形遺産の保護に関する上海憲章 (2002年) や「博物館と文化的景観」に関する ICOM の第24回大会 (ミラノ、2016年7月) をはじめとする、国際的なミュージアムコミュニティの長年の経験を踏まえたものです。ICOM は、「持続可能性とは、ミュージアムが地域社会のニーズに対応することにより、有形遺産と無

形遺産の指定と保全を行うことを基本とするミュージアムの動的プロセスである。持続可能であるためには、ミュージアムは遺産や社会の記憶に価値を付加することにより、その使命を通してその地域社会の能動的かつ魅力的な一部でなければならない」(ICOM, 2011)と述べています。ミュージアムは「地域社会と協力し、その能力を高めることで持続可能性と気候変動教育を強化して、居住可能な惑星、社会正義、公正な経済交流を確保するための変革を長期的に引き出すことができる」(ICOM, 2018)のです。

パートナー兼実行者としての地方政府

地域発展に対するミュージアムの貢献は、地方政府との関係性に左右されます。多くのミュージアムが地方政府に属し、支援や指導を受けています。ミュージアムが地域発展に貢献する可能性を促進する、あるいは阻むのは、その資格とは無関係に、地方政府の姿勢によるところが大きいことが、さまざまな研究から明らかになっています。このため、ミュージアムが地域発展にもたらす効果を評価する際には、地方政府の検討課題や目標と関連させて行うことが重要です。検討課題との整合性がとれていれば、地域の資源（規制、財政、土地、人的等資源）を結集し、ミュージアムが地域発展の潜在力を発揮することが容易になるのです。



本ガイドの目的

本ガイドは、地域発展に及ぼす遺産の影響を最大化しようと努める地方政府及び地域政府とミュージアムに具体的な手段を提案するものです。すべてのミュージアムや都市が、本ガイドで取り上げられているテーマの全範囲を追求できるわけでも、追求すべきでもありません。本ガイドはむしろ、ミュージアムのコレクションの性質、地域社会のニーズ、その地域が抱えている社会経済的状況に左右される戦略と行動にヒントと情報を提供するためのものです。

本ガイドは、次のような自己評価の枠組みを提供します：

- 地方政府及び地域政府が、持続可能な地域発展の一環として、文化遺産の持つ社会的、経済的価値の最大化を目指し、各自の取り組みを評価し、その改善をはかるため。
- ミュージアムが、現在そして今後の地域経済や社会組織とのつながりについて、その現状と可能性を評価し、強化するため。

本ガイドにおいては、以下の定義が用いられています：

- **ミュージアム**：ミュージアムという用語は、ICOMにより定義されたミュージアムとします。最新の2007年の定義は、

「ミュージアムとは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する、公衆に開かれた非営利の常設機関である。」(ICOM, 2007) となっています。この定義は、本ガイドの作成中にICOMが新たな定義案を検討中であったため、変更となる可能性があります。

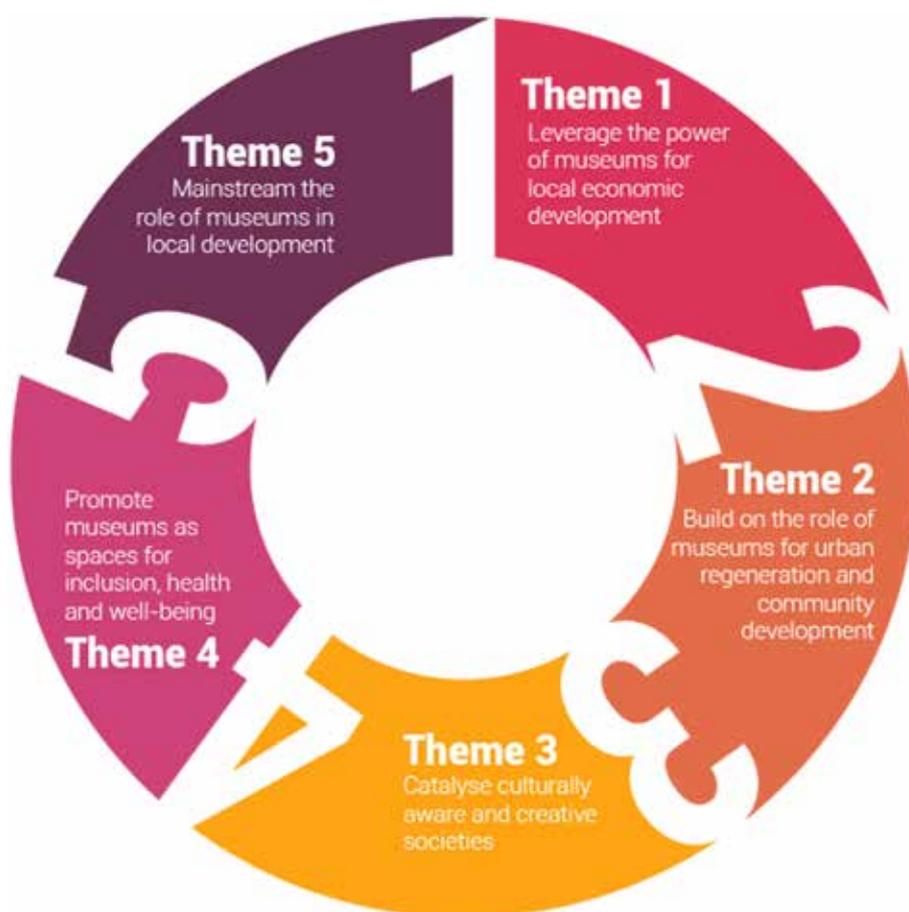
- **地方政府**：地域の組織、国内の継承構造だけでなくミュージアムの法的資格にもよりますが、「地方政府」という用語は、市区町村などの自治体、大都市圏または地方の自治体に相当する場合があります。

本ガイドの構成

本ガイドは以下の5つのテーマに沿って構成されています：

1. 地域の経済発展のためにミュージアムの力を活用する。
2. 都市の再生と地域社会の発展におけるミュージアムの役割を確立する。
3. 文化を意識し創造的な社会を促進する。
4. 包摂、健康と幸福の場としてのミュージアムを推進する。
5. 地域発展にミュージアムの役割を位置づける。

各テーマについて、地方政府とミュージアムの両方を対象として、一連の行動と政策のオプションが議論され、取り上げられます。



1

地域の経済発展のためにミュージアムの力を活用する

地方政府	ミュージアム
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ミュージアムを地域の観光開発戦略に組み込む ◆ ミュージアムと経済界を結び付けて、新しい製品やサービスを生み出す 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ホスピタリティ業界および地域の文化施設と協力して、多様な対象者に働きかけ、新たな来館者を引き付ける ◆ 企業だけでなく研究機関や教育機関をも取り込んで、イノベーションを促進する

2

都市の再生と地域社会の発展におけるミュージアムの役割を確立する

地方政府	ミュージアム
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ミュージアムとその周辺領域を都市計画に組み込む ◆ ミュージアムを公共的討論と地域社会の出会いのための場と見なす ◆ ミュージアムを創造的地区の拠点として活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ミュージアムの計画と発展をより幅広い都市計画プロセスの一部と見なす ◆ 地域社会にとって安全で開かれた場として、対話と意識の向上を図る ◆ 創造的地区の発展において先を見越した役割を果たす ◆ 農村地域におけるコミュニティの資産と遺産の価値を高める

3

文化を意識し創造的な社会を促進する

地方政府	ミュージアム
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 青少年及び成人のための教育とトレーニングにミュージアムが果たす役割を認識する ◆ ミュージアムと協力し、来館者の経験に対してより幅広い取り組みをとるための資源と能力をつくりあげる ◆ 地域の来館者と観光客のニーズのバランスをとる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ミュージアムへの来館を、内省と創造性を促進する経験として体系づける ◆ 教育、トレーニング、生涯学習の機会を提供する ◆ 文化多様性を促進する

4

包摂、健康と幸福の場としてのミュージアムを推進する

地方政府	ミュージアム
<ul style="list-style-type: none"> ◆ データ、資源やパートナーシップの活用を通じて、ミュージアムによる社会福祉への貢献を最大化する ◆ 雇用への道筋の提供においてミュージアムが果たす役割を検討する ◆ 幸福向上への幅広いアプローチにミュージアムを組み込む 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の恵まれない人々がもつニーズを認識し、それに応じる上で必要な内在的能力を養う ◆ しかるべき組織と連携して、雇用に適したスキルを高める ◆ 特定の人々（ホームレス、受刑者、高齢者、その他の疎外された人々）のニーズに応えるために他の組織と共同でプログラムを立案する

5

地域発展にミュージアムの役割を位置づける

地方政府	ミュージアム
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ミュージアム同士の協力に対して、長期的で総合的なアプローチをとる ◆ ミュージアムの中核機能としての保存、管理および研究を支援する ◆ ミュージアムの能力を高めるため、資源の投入などの戦略を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域発展にミュージアムが果たす役割を明確に示し、それを重要文書・過程において運用可能にする ◆ 保全、保存と研究を中心的役割として持続する ◆ 他の関連組織と連携して、影響力を高める



1

地域の経済発展のためにミュージアムの力を活用する

概観

ミュージアムは文化的価値を守り、創出することに加えて、ビジターエコノミー（観光および関連産業）に関連する雇用創出と収入の生成を通じて地域の経済発展に貢献しています。ミュージアム、地元の起業家、企業、高等教育機関や研究機関の間の連携により、新技術の普及と新製品の創造を支え、より長期的な利益が生じる可能性があります。

潜在的な影響／効果とは：

- 観光客、人材、企業にとってのその土地の魅力が高まることによって、新規の雇用と収入が生まれる
- 新しい技術が普及し、新たな製品やサービスが生み出され、創造性を支援

表 1. 地域の経済発展のためにミュージアムの力を活用する

地方政府	ミュージアム
<ul style="list-style-type: none">◆ ミュージアムを地域の観光開発戦略に組み込む◆ ミュージアムと経済界を結び付けて、新しい製品やサービスを生み出す	<ul style="list-style-type: none">◆ ホスピタリティ業界および地域の文化施設と協力して、多様な対象者に働きかけ、新たな来館者を引き付ける◆ 企業だけでなく研究機関や教育機関をも取り込んで、イノベーションを促進する

理論的根拠



ミュージアムは文化的価値を守り、創り出すことに加えて、経済的価値をも生み出しています。ミュージアムがもたらす直接及び間接の便益を定量化する研究のおかげで、ミュージアムが生み出す経済価値は、より広く認識されるようになってきました。このようにして明らかにされた効果は、ミュージアムに対する政府支出と比較することができます。ミュージアムが及ぼす直接的な経済効果は通常、来館者数、来館者の地域での支出額や滞在期間の長さのみならず、雇用された人数、チケット販売による収入によっても計測されます。間接的な効果は、より広汎な供給チェーンからの購買によるものなど、もっと幅が広がります。観光客の消費や従業員が賃金を地元で消費することによる

効果をとらえる、いわゆる誘発効果も含まれます⁴。2017年にAAM (American Alliance of Museums) がこうした評価を行った結果、米国のミュージアムは年間で500億ドルのGDP、また地方、州および連邦の政府にとっての120億ドルの税収を生み出し、726,200件の雇用を占めていることが明らかになりました。Lénovo Institute (レノボ研究所) は2014年にフィンランドのミュージアムが及ぼした経済的効果について評価を行ったところ、ミュージアムへの来館者とその地域で行った支出は、ミュージアムが受け取った金額の3から6倍であることが明らかになりました⁵。

経済的効果が、ミュージアムの規模や事業規模、所有資源に左右されることは明らかです。世界的に見れば、多数の来館者や観光客を引き付けられるのは一部の恵まれたミュージアムだけです。来館者によって高い評価を受けている小規模な地方のミュージアムも数多くある一方で、より多くの来館者を引き寄せ、来館者をより多様化して地域の様々なコミュニティに資する潜在力を持ちながら、その能力を発揮できていないミュージアムが大半です。こういったミュージアムにとっては、新規来館者を引き寄せることが不可欠です。来館者数の増加を支援するためには、新たな経営手法、価格設定方針、新たな設備、潜在的来館者に対する新形式の広報やミュージアムにおける多様な文化体験の提供など、多種多様にわたる選択肢があります。このような努力はいずれもミュージアムの予算に貢献するだけでなく、経済発展に対してもより広汎な効果を及ぼします。

地方政府は、様々な資源と力を結集してこの検討課題を支えることができます。都市開発やミュージアムのアクセシビリティ（交通手段、都市部の標識、駐車場）を向上させる努力を行えば、こういった経済効果を強化することが可能です。地方政府は、

⁴ ACE (2012), *Measuring the Economic Benefits of Arts and Culture*, Arts Council England, https://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-file/Measuring_the_economic_benefits_of_arts_and_culture.pdf (Accessed 8 July 2019)

⁵ Piekkola, H. et al. (2014), *Economic impact of museums*, University of Vaasa, Levón Institute.

国の内外でミュージアムの知名度を上げることもできます。観光に関して、現地の観光業者、宿泊業者、飲食店や交通機関との協力関係を育てることもできるでしょう。

また、地方政府が現地のあらゆる文化施設と調整を行い、多様な利用者にとってより魅力の高い、統一のとれたサービスを提供することも考えられます。管理業務関連の費用の一部を共同で負担できるよう地方政府が支援することもできます。他のミュージアムとの連携も、重要なステップになるでしょう。ミュージアムが互いに助け合って合同展示やインスタレーション、共同プロモーションや特別イベントを企画することは、来館者にとっての魅力を高める方法の一例です。同時に、文化遺産や自然遺産の保護と観光開発の適度なバランスを図ることにとどまらず、地域社会のジェントリフィケーションの影響に対抗することにも注意を払う必要があります（詳細は都市再生に関する章を参照）。

ミュージアムのもつ経済的価値を顕在化することは、政府支出を「正当化する」ための価値ある論拠を示すことに繋がりますが、その価値を純粋に経済的な役割に単純化してしまうべきではありません。芸術、文化や遺産は、観光や雇用などといった政策を超え、地域の発展にもっと幅広く貢献します。芸術を過剰に手段化し、計測可能な経済目標を重視するだけでは、遺産が地域の発展にもたらすもっと幅広い効果を損なう可能性があります。

地域のイノベーションを創出する生態系の一部としてのミュージアム

政策立案者やミュージアムは、新しい技術の普及、新製品の創造、創作活動の支援に対するミュージアムの貢献が及ぼす地域経済への長期的効果をも認識すべきです。従来、多くの工芸品、デザイン、テクノロジー等は、ミュージアムがデザインや試作品、作品を守り伝えることにより、現地の起業家に貢献してきました。現在もコレクションの展示や「ものづくり」における活動を通じて、技術革新や新製品のデザインへの支援を継続しています⁶。折り紙に着想を得た NASA（米国航空宇宙局）のソーラーパネルは、芸術、文化とテクノロジーの分野がクロスオーバーした好例と言えましょう。また、ミュージアムは、コレクションの保存と修復、それに関連する新素材、スキルやプロセスに関する調査と科学的研究を通じて、技術革新の促進にも取り組んでいます。

こうした観点から、ミュージアムはミュージアムと経済の担い手（職人、中小企業など）だけでなく、地域の教育機関や研究機関との連携をも促進することができます。こうしたパートナーシップは、クリエイティブ産業とイノベーションが地域経済の他のセクターと相互供給を行うのに役立ち得るものです。ただしこの種の活動は、ミュージアムと他のセクターの代表者が交流し、こうした戦略を策定するた

⁶ The “maker” movement is associated with open innovation public workshops where people can share tools and knowledge. In museum and library settings “making” is often defined as building or adapting objects using real tools and real materials and engaging learners in the process of using these tools and materials, this can include Fab Labs, 3D printing workshops etc. For more info: <https://makingandlearning.squarespace.com/>

めの場合が必要とされるなどの課題を呈するかもしれません。多くのミュージアムが大学などの施設と共同作業の場を作ることで、これを実行しています。ただし、収入源となる活動のために、公共の場の利用が制限されないよう注意する必要があります。

近年は、芸術、文化と遺産がより幅広いイノベーションシステムの一部として果たす役割を把握することに大きな関心が向けられるようになってきました。報告書、『Understanding the Value of Arts & Culture (芸術・文化の価値を理解する)』⁷において分析されているように、文化セクターとクリエイティブセクターがイノベーションに貢献し得る方法はいくつかあります。芸術教育と芸術の実践は、より革新的な労働力を生み出します。積極的に文化に取り組んでいる社会は、より革新的になる可能性があります。文化セクターそのものが自身の創造的表現を超えて自己を刷新する方法は、イノベーションシステムへの第三の貢献となります。このことが経済発展に資する価値を説明することが、科学や教育一般についての場合と同様に難しいのは、通常の標準的な経済効果の尺度では新しい知識や機会を獲得することをしっかりと捉えきれないことが多いからです。



Solar origami ©NASA/JPL-Caltech/BYU

⁷ Crossick, G., and P. Kaszynska (2016), *Understanding the value of arts & culture: The AHRC Cultural Value Project*, Arts and Humanities Research Council, pp. 92-95, <https://ahrc.ukri.org/documents/publications/cultural-value-project-final-report/> (Accessed on 19 October 2018).

地方政府の政策オプション

ミュージアムを地域の観光開発戦略に組み込む

国際的な観光市場でミュージアムを広報するには、知識、投資と能力が必要ですが、ミュージアムが自身でこれらを賄おうとしても、費用が高くつきすぎる人が多いです。地方政府は、国内外の見本市やネットワークにミュージアムを関与させることで、この面での助力を行うことができます。また、ミュージアムと他の文化施設の間における活動の調整を促進して、魅力的な提案を生み出すことも可能です。開館時間と公共交通機関を調整したり、現地の状況に開館時間を適合させたりしてアクセス性を向上させれば、来館者にとってのアクセスしやすさや魅力を高めることができます。共通ゲストカードの制度を設けることは、この面で有用なツールになる可能性があります（多様なゲストカードについては、ボックス1を参照）。

ボックス1 来館者のための総合サービス： Salzburg and Trentino Guest Cards (ザルツブルグとトレンティーノのゲストカード)

複数の施設やサービスへのアクセスを組み合わせた来館者用共通パスは、集客力向上の手法として有名なモデルです。たとえば、観光客向けのザルツブルグカード、あるいはフランス、ドイツ、スイスの国境が交わる地域で、320カ所のミュージアムに入場できるミュージアムパスはその一例でしょう。最近の例を挙げると、2013年のイタリアで、Trentino Marketing は APTs（現地の観光局）、および現地レベルで運営されている半官半民組織と提携し、「トレンティーノゲストカード（TGC）」を売り出しました。60カ所を超えるミュージアムや自然公園への入場、公共交通機関が乗り放題など、さまざまなサービスが無料あるいは割引価格で利用できるカードです。このカードを提示すれば、地元の個人農家（農作物生産者）から割引料金を商品やサービスを購入することもできます。APTの負担分でサービス提供事業者にかかる費用を十分賄えるので、ゲストカードが赤字になることはありません。公共交通機関、ミュージアムや公園は、APTの負担金からTGCチケットの割引分に対する支払いを受けるのですが、この負担金とは例えば、APTの提携機関から徴収された観光税が財源になっているのです。サービスの利用が急増していることから、どのサービス提供事業者も、毎年TGCとの提携関係を継続することに合意してきました。

出典：salzburg.info/en/hotels-offers/salzburg-card; museumpass.com/fr; visittrentino.info/en/experience/trentino-guest-card

文化観光が積極的な効果を及ぼすかどうかは、観光客の滞在期間に左右されます。このため、経験経済や、ユニークな体験を定義づけるに当たってミュージアムが果たす役割を損なうことなく、中核をなす文化の魅力と同時にレジャーやおもてなしの機会も提供することが重要になります。地方政府は、どのサービス提供事業者もミュージアム観光で過剰な利益を得ていないことをチェックして、品質管理基準を確保することに努めるべきです。たとえば観光業者がミュージアムのチケットを直接販売する場合に、チケット価格に不当な利幅をのせてはならない、などです。



効果を高めるため、地方政府ができる取り組み：

- 情報提供や広告サポートに資金を拠出し、国際見本市にミュージアムを出展させることで、地域、国内外の各レベルでミュージアムを広報する。
- ミュージアムの入場料、現地の交通費（乗り放題）、他の文化活動へのアクセスを組み合わせたパッケージツアーを支援または主催する。
- 観光客だけでなく住民のためのパスを発行することに対するインセンティブ制度を設ける。
- 開館時間および開館日を現地の状況と調整することに対するインセンティブ制度を設ける。
- 総合的サービスを提供するために、観光業者、ホテル、レストランやミュージアムの間における調整を促進する。
- 観光業者がミュージアムの入場券を販売する場合に、公平な収益分配に取り組む。
- たとえば、誰もが（例：低所得層、移動に困難が伴う人々）楽しめる観光を用意することで、持続可能な観光の原則を推進する。

ミュージアムと経済界を結び付けて、新しい製品やサービスを生み出す

どのミュージアムも、知識のハブだと言えます。たとえば、特定のコレクションをめぐっての情報や体験の交換を行えば、新製品のデザインのヒントとなることが考えられます。ミュージアムのコレクションの保存と修復に関連するスキル、技法、材料が他のセクターにおける技術革新を促す可能性もあります。知的財産権が適切に定義されれば、ある程度の経済的利益も期待できます。

効果を高めるため、地方政府ができる取り組み：

- ミュージアムがそのコレクションの存在を地元の生産者（農業者を含む）、職人、工芸家、デザイナー、中小企業、起業家により良く周知するのに力を貸す。
- 共同作業スペースを含めた場の創造やコレクションの研究におけるミュージアムの取り組みを支援する。
- 大学、サイエンスパークや研究者との連携を支援する。
- ビジネスの立ち上げ、開発やイノベーションに対する支援サービスを独創的な中小企業や起業家のニーズに適合させる。
- 知的財産権の公正な管理を支援する。

ミュージアムの施策オプション

ホスピタリティ業界および地域の文化施設と協力して、多様な対象者に働きかけ、新たな来館者を引き付ける

ミュージアムとホスピタリティ業界の間には「ポジティブサムゲーム（関係者全員が利益を得る機会）」の可能性がります。ミュージアムが、活気ある革新的なホスピタリティ業界から利益を得る可能性もあるのです。こうした提携関係は、潜在的な観光客や観光業者と情報を共有する上でも役立つ可能性があります。この可能性に適切に対処するには、ミュージアムとホスピタリティ業界のつながりを透明にしておく必要があります。情報を交換し、共同戦略を策定するために、双方で時間と労力を割かなければなりません。

また、他の文化施設（たとえば、劇場、図書館、アーカイブ、フェスティバルや文化イベント場）と協力することによって、ミュージアムは各施設の活動がもたらす恩恵を受け、その成果から多くを学ぶことができます。文化施設間の競争ではなく、相乗効果によって、すべての関係者が強化されるという事実が、多くの研究によって明らかにされています。

しかし、文化業界またはホスピタリティ業界のいずれについても、潜在的なパートナー全員が協働の機会やその効果の可能性を明確に理解しているとは限りません。情報交換、定期的な作業セッション、職員の交流など、こうした提携関係のサポートに役立ち得る要素は数多くあります。大規模なミュージアムだけが、地元関係者との提携関係を広げることに時間と資源をかけられると思われるかもしれませんが、小規模なミュージアムでも、ミュージアムの理事会や評議会を介して参画することができます。

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- 地域発展の動向、人口の変動、観光のトレンドに関する情報を集め、組織内の様々な部門や部署に広める。
- ホスピタリティ業界と定期的に関わる。
- 来館者や観光客の行動に関して収集したデータを考慮しながら、独自の検討課題とタイムスケジュールについて検討する。
- 地域の他の文化施設やイベントに協力して相乗効果を得る機会を検討する。

企業だけでなく研究機関や教育機関をも取り込んで、イノベーションを促進する

上述の通り、ミュージアムは常に知識のハブとして機能します。文化的であってもなくても、新たな製品やサービスの研究、創作、デザインを支援することができます

ます。つまり、規模や活動分野に関わらず、企業やイノベーターはミュージアムにとって当然のパートナーなのです。個人活動の職人や工芸家、あるいはデザイナーのほか、中小企業や大企業がパートナーとなります。ミュージアムと、インキュベーターや新興企業のための施設との協力関係も検討すべき事項です。

ミュージアムが大学やサイエンスパークなどの知識集約型の経済の担い手との間に活発な関係を築くことにも、多くのメリットを望むことが可能です。革新的な企業は、研究とテクノロジーのネットワークにアクセスできるようにサイエンスパークに拠点を置きます。また、技術的・管理的サービスを利用したり、高度で専門的な人材や研究に近接していることによる恩恵を得ることも可能です。こういった企業は、科学技術系の一部のミュージアムを除けば、ミュージアムとのつながりはそれほど明白ではありませんが、デザイン会社とのつながりは非常に強く、ミュージアムのコレクションに着想を得た新製品が生まれる場合があります。一部のミュージアムは修復のための素材や技法関連の研究と知識に強く、これを経済の他のセクターに応用することが可能な場合もあります。ここで重要なのは知識の相互強化ですが、これは共同作業のためにオープンスペースを提供したり、対応するミュージアムの中にネットワークづくりの機会を提供したりすることで実現できます。

国際的なネットワークに加わることで、ミュージアムは知識交流の役割を強化することができます。たとえば、ニューヨークのニューミュージアムの「Museums as Hubs (ハブとしてのミュージアム)」構想は、物理的な場とネットワークの双方を提供しています。展覧会、アーティスト・イン・レジデンス、パブリック・プログラムなどの形式だけでなく、編集プロジェクトやデジタルプロジェクトなどをも通じて、芸術的交流と知的交流を促進しているのです。

こうした働きかけには、管理上の障壁の見直し、補正、除去から始まって、職員が知識交流に取り組むための明確なインセンティブが必要です。職員の交流のインセンティブは多くの場合に明確でなく、個人のモチベーションに限定され、通常の任務には含まれません。キャリア開発の中核構成要素としての知識交流を促進する場合、明確な目標を設定し、インセンティブを提供することが重要です。さらに、こうした交流のための具体的な場所と時間を設けるには財源が必要ですが、こうした投資がもたらす経済効果は長期的にしか現れ得ません。

最後に、ミュージアムは知的財産権の保護に特別の注意を払うべきです。ミュージアムの知的財産権が持つ潜在的な便益は、しばしば過小評価されています。ミュージアムは知識向上を目的として作られるもので、通常は、利益を求めて運営されることはありません。しかし、ミュージアムのコレクションがヒントになって、市販される多種多様な媒体（文化的活動からギフト商品、書籍からデジタル素材まで）で製品（または製品チェーン）の創作やデザインが行われる場合、ミュージアムが自らの貢献にふさわしい割合の利益を得ることは問題なく容認されるでしょう。ミュージアムが常に新しい収入源を求める時代においては、知的財産は重要です。

通常はミュージアムショップでの商品販売に焦点が与えられますし、土産品がブランディングに有効な役割を果たしていることは事実です。こうした関心対象をミュージアムショップで検討、販売されることのないサービスや商品（例：芸術作品

にヒントを受けたビデオゲーム)にも広げるべきでしょう。一部の有名なミュージアムではすでに、こうした機会を活かした事業を展開していますが、小規模なミュージアムも同様に恩恵を受けられる可能性はあります。

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- 経済の担い手（起業家、デザイナー、職人、中小企業、農業生産者など）のための資源中核として自らを位置付ける。
- 経済の担い手その他の関係者がミュージアムの蓄積した知識から恩恵を受けられるような方法で、コレクションやアーカイブの展示を主催する。このことは、地域の科学、技術、経済、社会に関連するミュージアムのアーカイブが効率的に管理されていることを意味する。
- 経済の担い手（起業家、デザイナー、職人、中小企業など）との議論を行うことを職員の職務の範囲に明確に位置付ける。
- アウトリーチ活動を提供し、コレクション資源の利用例を見せ、ミュージアムが役立つことを示す。
- 共同作業やネットワークづくりの機会のためにオープンスペースを提供し、ミュージアム施設を知識交流という目的に適合させる。
- 職員の職務の範囲に、ミュージアムの知的財産権に特化した業務を位置づける。小規模なミュージアムの場合には、資源の共同管理、あるいは大規模なミュージアムとの連携を検討する。
- 知的財産権に適した新製品やデジタルツールを見つけ出す。
- 地元の製品を戦略的にブランド化し、伝統的な生産方法を守るとともに、地域社会の文化的表現に関連する知的財産権を保護する適切な枠組みづくりに貢献する方法を考える。



参考資料1：文化施設またはイベントの経済価値を実証する手法

文化施設またはイベント（祭りなど）の経済価値を実証する手法は2つのカテゴリーに分類できます。1つ目は、組織、観客、出演者による実際の支出と経済への影響を計測する支出算定手法（例：経済効果評価、経済フットプリント分析）です。2つ目は、ミュージアムが入館無料の場合でさえ、観客（市民）が文化から得られる便益に価格をつけようとする評価手法（例：仮想評価法または社会的投資利益率）です。アーツカウンシル・イングランドは、こうした手法に関する興味深い概要と応用例を発行しています⁸。

支出算定方法

経済効果評価	
目的	地域経済における組織、または特定のイベント／活動による直接的、間接的、誘発的影響を割り出す。
必要な情報	来場者統計（プロフィールと支出パターン）、組織の経費、確実かつ控えめな乗数。
この方法から割り出せる結果	地元および地域経済にもたらす組織の経済的影響を測定する。通常、特定の組織が都市や地域に誘致した来場者の追加支出を通して判断できる。そのほか、現地の供給者（生産者）や組織によって確保される雇用レベルを使用する手法もある。
経済フットプリント分析	
目的	経済フットプリント分析は、組織の活動規模を測定し、国家経済全体と比較するものである。この手法は、文化施設ではなく、クリエイティブ産業の規模を評価するのに使用されることが多い。経済フットプリント分析には、雇用（組織の従業員数）と総付加価値（組織の総売上高または総収入から、他の組織から購入した商品やサービスに対する支出を差し引いた金額）という2つの測定値が含まれている。これには、組織に直接供給を行う企業のGVA（Gross Value Added、粗付加価値）に対する間接的な影響のほか、組織の従業員や供給企業の従業員による支出の結果として、サプライチェーン以外の企業のGVAへの誘発的影響も含まれる。
必要な情報	組織の支出と総生産高（算出額）。
この方法から割り出せる結果	GVAは、経済全体に対する組織または活動の貢献を示す。

⁸ ACE (2012), *Measuring the Economic Benefits of Arts and Culture*, Arts Council England, https://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-file/Measuring_the_economic_benefits_of_arts_and_culture.pdf (Accessed 8 July 2019)

評価手法

仮想評価法

目的	仮想評価法は、人口の一定割合が芸術、文化、文化遺産財団に対して行っている価値づけを評価する。消費者が実際に支払った価格以上に、製品やサービスから得られた便益を推測するものである。この手法では、ミュージアムを無料で観覧するなど、従来の市場価格を持たない物や活動も評価し、価値を見出すことができる。
必要な情報	参加者／来館者と参加者／来館者以外を対象とした広範囲な一次調査。
この方法から割り出せる結果	市民が特定の組織やサービスに与える金銭的価値を明らかにする。

社会的投資利益率（SROI）

目的	SROI は、組織のステークホルダーと観客にもたらす影響を基に、組織の活動の価値を認識する方法の一つである。この手法は、組織のステークホルダー全員を特定するとともに、プラスとマイナスの両方で、組織がどのような影響をもたらすかを認識することから、作業を開始する。最も重要な影響を評価し、定量的または定性的に測定できるかを特定するのが次の段階である。価値と影響を定義する作業にステークホルダーの視点を含めるということは、SROI は「比較できない方法論」であることを意味する。
必要な情報	一次データおよび二次データ、研究に関する幅広い専門知識、ステークホルダーの視点。
この方法から割り出せる結果	この方法を使えば、公共投資がどれだけ社会的な結果をもたらすかを貨幣化することができる。

出典：Arts Council England, *Measuring the Economic Benefits of Arts and Culture* (ACE/2012)



2

都市の再生と地域社会の発展におけるミュージアムの役割を確立する

概観

ミュージアムは多くの都市の物理的・社会的デザインに貢献する場です。ミュージアムの建設や改修は都市再生を促すとともに、従来の経済基盤を失いつつある地域に新たな息吹を吹き込みます。また昔ながらの触れ合いの場や伝統的な会合の場が失われゆく現代において、ミュージアムは人々と地域をつなぐ社会資本を構築する場にもなります。

期待できる成果：

- 国際的に通用するブランド化と場所の魅力を高める
- 文化と創造的地区的発展を通じた経済の多様化や新しい雇用と収入源の生成
- 生活の質の向上
- より高水準の社会資本

表2：都市再生と地域社会の発展におけるミュージアムの役割を確立する

地方政府	ミュージアム
◆ ミュージアムとその周辺領域を都市計画に組み込む	◆ ミュージアムの計画と発展をより幅広い都市計画プロセスの一部と見なす
◆ ミュージアムを公共的討論と地域社会の出会いのための場と見なす	◆ 地域社会にとって安全で開かれた場として、対話と意識の向上を図る
◆ ミュージアムを創造的地区的拠点として活用する	◆ 創造的地区的発展において先を見越した役割を果たす
	◆ 農村地域におけるコミュニティの資産と遺産の価値を高める

理論的根拠



ミュージアムは、都市の再生、創造的・文化的な活気ある地区の創出、コミュニティ内、コミュニティ間の架け橋の構築など、地域の発展に傑出した貢献をしています。都市の文化力とその構築された環境は、住民が共通のアイデンティティを形成する上で重要な役割を果たします。つまり、ミュージアムとは単にコレクションを展示する場所であるだけではなく、そのコミュニティが形成されてきた過去、現在、未来、共有の遺産とアイデンティティを象徴する存在なのです。建物と土地の相対的な永続性は、記憶や思考の源であるだけでなく、その空間の支配と意味を巡る争いの場にもなっていることを意味します。ミュージアムは、公共的討論を促す、つながりを生む、新しい場所に意

味を与えるなど、様々な目的を果たすパブリックアート的一种と考えられているのです。

これまで、最も有名な都市再生の取り組み（オーストラリアのシドニー・オペラハウス、パリのポンピドゥ・センター、ビルバオのグッゲンハイム美術館など）は、一流の文化施設の地位を確固たるものとし、教養の高い文化的消費者の需要に応えるだけでなく、世界を舞台にした都市のブランド化を目指していました。現在では、文化およびクリエイティブ産業の成長を認識して、創造的生産のための場として、文化および創造的地区の開発を都市再生戦略の中心に置く地方政府が増えています。その結果、市街地の土地が十分に活用されず、土地の価格が下落する経済的な悪循環から解放され、経済的価値が向上しています。地方政府は、手ごろな価格の住宅供給、アーティストや職人、デザイナーのための文化地区におけるワークショップスペースの賃貸への補助金支給やイノベーション、起業、事業開発のサービスをクリエイティブ分野の専門家のニーズに合わせるなど、様々な方法を活かして、こうした目的達成に取り組んでいます。これらの取り組みは、革新的な人材を支援すると同時に、衰退ではなく、創造的でモダンな場所として、その土地のアイデンティティを変えることを目指しています⁹。更に、文化活動に関与することの利点が認識されたことで、芸術に触れ、参加する機会を増やし、地元の文化制作を支援するとともに、遺産や芸術を活かしたコミュニティのアイデンティティ強化に取り組む地方政府が増えています。こうした目的を達成するため、地方政府では、空き物件を地域の文化センターに変える、芸術教育に出資する、地元の文化遺産への関心を促すなどの事業に力を入れています¹⁰。

⁹ Zukin, S. and Braslow, L. (2011), "The life cycle of New York' s creative districts: Reflections on the unanticipated consequences of unplanned cultural zones" , *City, Culture and Society*, Volume 2, Issue 3, pp. 131-140, <https://doi.org/10.1016/j.ccs.2011.06.003>

¹⁰ Grodach, C. and Loukaitou - Sideris, A. (2007), "Cultural development strategies and urban revitalization" , *International Journal of Cultural Policy*, Volume 13, Issue 4, pp. 349-370, <https://doi.org/10.1080/10286630701683235>

都市再生においては、ミュージアムを都市生活の中心とし、ネットワークとコミュニティの発展を促進することにより、より住みやすい環境を作ることが課題になります。これらの課題は、さまざまな方法で達成できます。ここでは、公共空間を適切に整備することが重要な要素の一つです。広範囲な都市構造が統合され、人々がその場にとどまり、お互いに交流するために、新しい公共空間をうまく活用する必要があります。また、公共空間が人通りの多い地元の街路とつながっていることも重要です。行き止まりではなく、市民が日常生活の中で「横切る」場所である必要があります。更に、地域の住民の注意を引くには、「パラシュートで投下された」ものではなく、住民の所属意識に基づいて構築されたミュージアムであることも重要です。地域の個性を引き出し、都市空間の均質化を避けることが重要なのです。

ボックス 2：都市再生事業における公共空間の整備

フランス、ニースのプロムナード・デ・ザール (Promenade des Arts) は、公共空間がうまく機能している例の一つです。ここでは、遊歩道があることで、ニース国立劇場とニース近代・現代美術館が誰でも行き来しやすく、地域全体が緑あふれた広い公園になりました。いつも、地元の市民や子どもたちでいっぱいです。同様に、イギリス、ニューカッスルのバルティック現代美術センターは、ニューカッスル・ゲーツヘッド・キーサイド (Newcastle Gateshead Quayside) に新しい命を吹き込むように設計されています。隈研吾が設計を手掛けたフランスのマルセイユ現代美術センターは、マルセイユのウォーターフロント地区への集客力を支えるものとして期待されています。また、地元の人々に新しい美術館の所有感 (当事者意識) を醸成することも重要です。英国、海辺の町マーゲート (Margate) にある新しいターナーギャラリーでは、「Art Inspiring Change (変化を起こすアート)」と呼ばれるプログラムを立ち上げ、地元の都市再生プログラムとの連携を図っています。ニューカッスルでは、市街地で人通りの多い公共空間に作品を展示するなど、バルティック現代美術センターと連携したパブリックアート振興キャンペーンが展開されています。パブリックアート (例:公共の空間に彫刻を置く) は、都市再生の参加型ツールとしても使用できるのです。また、そのエリア一帯を「アートスペース」としてブランド化することもできます。



Turner Contemporary ©Oast House Archive

同時に、都市再生プロジェクトには、対応が必要となるリスクを伴うことも認識しなければなりません。大量の観光客が押し寄せたり、社会的な特権階級のみを対象にしたプロジェクトは、負の影響を及ぼす可能性があります。こうしたプロジェクトを含め、さまざまな要因によって、人口の移動やジェントリフィケーションが起こるだけでなく、不動産や賃貸料の高騰によって芸術家やクリエイティブ分野の職業人が都市から締め出される事態にもなり得るのです。短期的に経済的に有利な活動を優先することは、地元住民を無視することにもなります。その結果、創造的な生産者のための空間として始まった文化地区が創造的な消費者のための空間になるリスクも考えられます。都市再生プロセスによって、地域のコミュニティ、芸術家、クリエイティブセクターの人材が地域を生活の中心として離れないように、こうしたリスクを配慮した、地方政府とミュージアムの両者の取り組みが必要です。

社会的・経済的影響をもたらすというミュージアムの役割は、都市だけに限定されるわけではありません。農村部のミュージアムの場合、観光地としてのコミュニティの個性や魅力を際立たせるのに役立ちます。一部のミュージアムでは、地域やコミュニティ特有の文化的信念や伝統が明確に表現できた例もあります。たとえば、イタリア、サルデーニャ島のマモイアーダ地中海仮面博物館（Museo delle Maschere Mediterranee di Mamoiada）の場合、マモイアーダ村への集客拡大に成功しただけでなく、地域住民が自分の居住する地域に対する認識を変えることができました。この取り組みは、地域の人口減少を食い止め、ミュージアムが持続可能な地域発展に中心的な役割を果たした成功例と言えるでしょう¹¹。

都市再生の影響評価には数多くの障害があります。例えば、こうした研究では、資源に限界があるため、長期的な効果ではなく、短期的な効果のみに焦点を当てていることがあります。また、経済的利益のみを過度に強調し、社会的費用や便益は過少評価される傾向があります。ミュージアムは、地域社会との関係性を見直し、経済的な便益だけでなく、社会資本を構築できるような方法で、コミュニティを巻き込むアウトリーチ戦略を開発する必要があります。そのためには、観光名所としての立地だけでなく、いわゆる「community museology（コミュニティ博物館学）」（ミュージアムの活動におけるコミュニティとの緊密な連携など。農村地域では、現地の農村地帯を発見するミュージアムから続く小路（トレイル）を楽しむコースが含まれる）を支援する上でも、地方政府の関与が不可欠です¹²。



¹¹ Iorio, M., and Wall, G. (2011), "Local museums as catalysts for development: Mamoiada, Sardinia, Italy", *Journal of Heritage Tourism*, Volume 6, Issue 1 pp. 1-15.

¹² Crooke, E. (2008), *Museums and community: ideas, issues and challenges*, Routledge.

ボックス 3：都市再生に向けたパートナー関係

カナダのモントリオール美術館（The Montreal Museum of Fine Arts, MMFA）は、Quartier Concordia（コルディア地区）と呼ばれる中心街の端にあります。周囲を囲むように同名の大学が隣接しています。同地域は、2016年5月に発表された4億ドル規模の都市再活性化計画「Zone Éducation-Culture（教育文化ゾーン）」の一部です。このプロジェクトはMMFA、コンコルディア大学、モントリオール市の共同プロジェクトであり、知識と文化の都市としてのモントリオールの位置付けを高めようという共通のビジョンから端を発したものです。再開発により、この地域を公共上映会やアートパフォーマンスのオープンな空間に変え、パブリックアートの展示や都市インフラを革新的に変革することにより、地元の文化的アイデンティティを高めるのがプロジェクトの役割です。同地域には、MMFAのコレクションのほか、ケベック出身の有名アーティスト、Jean McEwen制作のガラス壁画が展示される予定です。

もう一つの例として挙げられるのが、フランスのリヨン市の取り組みです。大手不動産建設会社のブイググループが旧ベルリエ自動車の工作所兼工場を改築し、3ヘクタールもの土地に約3,000世帯が入居できる複合施設として再生させました。この場所の産業遺産の精神を継承するため、ブイグはリヨンコンフルィアンスミュージアム（Musée des Confluences）と連携し、歴史的展示を行い、公共空間の装飾を作りました。

ヘルシンキ市立博物館（Helsinki City Museum）の場合は、遺産としての価値を持つ建物やその周囲環境の保全において中心的な役割を果たしています。フィンランドの「Land Use and Building Act 132/1999（土地活用と建物に関する法令）」で定められた義務により、同博物館はヘルシンキと中央ウーシマー（Central Uusimaa）における建築物保全組織としての役割を担っているのです。同博物館は、都市計画と都市環境改修の一部と位置づけられ、その活動には、市や住民が所有する建築遺産から、大学や教会など国有建築物までの保全と改築工事の監修を行っています。また、ウーシマー経済開発、交通、環境センター（Uusimaa Centre for Economic Development, Transport and the Environment）から「建物遺産修復費用補助金（building heritage repair subsidies）」やフィンランド古文化財委員会（Finnish National Board of Antiquities）から「修復補助金（restoration subsidies）」により、建築の修復工事の監修を行っています。



Helsinki City Museum ©Juho Nurmi

出典：www.helsinginkaupunginmuseo.fi/; www.bouygues-immobilier-corporate.com

地方政府の政策オプション

ミュージアムは都市計画において中心的な役割を果たし、地域の魅力や生活の質を左右する重要な要素と考えられています。多くのミュージアムは都心にあり、格式の高い建物の中にあり、周囲に公園や庭園が併設されている場合がほとんどです。ミュージアムの存在は、歴史的な都市の景観に物理的に特色を加え、その地域における新しいクリエイティブな活動を促進することができるのです。同時に、ミュージアムは多様性及び多様性を高める機会を提供し、戦略的な集会の場所でもあります。そのため、地方政府は、都市再生の取り組みにおいて、ミュージアムの持つ都市生活の質を左右する物理的・社会的側面を考慮する必要があります。

ミュージアムとその周辺領域を都市計画に組み込む

ミュージアムは、多くの現代的な都市計画の中核となります。ミュージアムの建設や改修工事は機会を生み出し、都市の中心部あるいは、伝統的な活動を断念してきたかつての産業地区における統合の要素になる可能性さえあります。

効果を高めるため、ミュージアムの価値と使命に従って地方政府が実施できる取り組み：

- ミュージアムを都市計画や都市復興に関する議論や公聴会の場として活用するとともに、地域開発の関係者との関係性を強化する。
- ミュージアムと協力して、周囲の環境（公園、庭園）を観光の要素とし、周辺の文化的・自然景観を保護する。
- ミュージアムの周囲の公共空間を整備する：
 - 都市空間を全体的な視点で捉えるため、学際的チーム（都市計画家、建築家、ミュージアム、コミュニティグループを含め）を設置する。
 - 広い都市構造に組み込み、歩行者の移動が多い現地の街路と繋がり、人々の交流を促すための新しい公共空間を設置する。
 - 質の良い座席、無料プレイエリアなど、それほど費用をかけずに集客効果のある方法を考える。
- 歩行者の移動が多い場所では、カフェやショップなど地域活動への波及効果が発生するようにする。
- ミュージアムはコレクションを収蔵・展示するだけの場所ではなく、地域の集合的福祉に貢献する活動の源であると考ええる。

ミュージアムを公共的討論と地域社会の出会いのための場と見なす

ミュージアムは、コレクションや教育活動に市民を集めるだけでなく、農村地域

を含めた公共的討論、公聴会、コミュニティ集会を行う包括的かつ刺激的な空間としての役割も果たすことができます。

このようなミュージアムの役割を支援するため、地方政府で実施できる取り組み：

- イベントに関する情報を公開・共有し、交通サービスを提供することにより、コミュニティの参加を奨励する。
- アマチュアのための研修やワークショップなど、ミュージアムにおける教育活動を支援する。
- ミュージアムと協力して、都市計画、農村振興、文化政策に関する集会や公聴会の企画を行う。
- コミュニティや市民を巻き込み、サービスを提供するため、ミュージアムのアウトリーチプログラムや見学プログラムを支援する。

ミュージアムを創造的地域の拠点として活用する

文化的かつクリエイティブな地区が成功し、機能すると、芸術家、現地の制作者、職人、デザイナー、市民が新しい都市環境を創造する場所になります。文化的・経済的便益を生み、都市における格差や市民の排斥などの問題にも対処することができます。クリエイティブな地区の出現を支える都市の戦略は、以下を考慮してクリエイティブな場所の開発に取り組む必要があります：

- クリエイティブ産業で知識が形成され、共有される方法に根差す。
- プロジェクトベースで事業を行う小規模な企業が集まっており、人の手を使う仕事が多い、情報、商品、サービスの流れが密である、複雑な分業がされているなどの特徴を持つ。
- 近代都市では大規模なインフラプロジェクトが主流であるのに対し、小規模なイニシアチブを優先する。
- 活発な文化活動が観光客や来場者を呼び寄せ、経験経済を形成している。

文化的かつ創造的地域の発展を促すため、地方政府ができる取り組み：

- アーティスト、都市計画家、デザイナー、ミュージアムの専門家、都市活動家のための居住プログラムを組織することにより、ミュージアムを芸術的でクリエイティブな中心として促進する。
- トレーニング、革新技術、新興企業、開発サービスを連携して、クリエイティブな起業家を支援する。
- 文化産業・クリエイティブ産業や知識集約的組織との連携を支援し、新しい意味、製品、サービスを生み出す。
- 文化地区におけるアーティストや職人、デザイナーがワークショップスペースを賃貸する際に補助金支給を検討する。

ミュージアムの施策オプション

ミュージアムの計画と発展をより幅広い都市計画プロセスの一部と見なす

ミュージアムは、都市の生活をブランド化し、意味を与える場所として見られる場合がよくあります。これは、新しいミュージアムだけでなく、既存のミュージアムの改修や拡張にも関係します。新しい公共空間を提供するため、建設、改修、拡張の計画に庭園、公園、外部イベント空間を含める場合があります。また、潜在的な環境への影響を考慮しながら、都市環境固有の要素との関係を含め、ミュージアム建築の設計と機能を見直す事も考えられます。このような考え方は、大規模なプロジェクトやミュージアムだけに当てはまるものではありません。小さなコミュニティや参加型ミュージアムは、地元の都市構造に重大な影響をもたらす、その地域の特徴を強化し、来館者へのアピールにもなり得ます。

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- 建築工事や改築工事プロジェクトを、都市計画への影響とミュージアムへの特別なニーズに基づいて評価する：
 - 都市計画とミュージアム周辺の公共空間の利活用を考えるために学際的なチームを参加させる、またはチームを立ち上げる。
 - ミュージアムを地域の都市構造へ拡張する取り組みの一環として、周辺の文化的景観や自然景観（広場、庭園、公園）を可能な限り考慮し、管理する。
 - ミュージアムの建設や改修工事プロジェクトが自然環境、エネルギー消費、環境の持続可能性及び気候変動にもたらす影響を考慮する。
- 通常の開館時間外を含め、地域住民や観光客がアクセスしやすい物理的な空間を設計する。
- ワークショップ、展覧会、非公式な集会など、多様な体験に対応できるよう、内部空間を柔軟な作りにする。



地域社会にとって安全で開かれた場として、対話と意識の向上を図る

ミュージアムはどのようにコミュニティの生活の質を向上させることができるでしょうか。安全で開かれた出会いの場と位置づけられるミュージアムは、直接的(対面)な交流を促し、コミュニティの信頼を得るとともに、地域の社会資本向上に貢献できるはずです。

ボックス4：コミュニティの生活の中心となるミュージアム

公共の場としてのミュージアムは、その場所の過去、現在、未来に関する議論を始める上で、中心的な役割を果たします。ミュージアムは、市民、コミュニティグループ、都市計画家、建築家などが集まって、みんなの未来予想図やその実現に向けてどのように関わることができるか、意見交換する場となるからです。地方政府が、地理的条件に合わせて(都市、地方、地区)ミュージアムを都市政策計画プロセスの中心に位置づける例があります。

たとえば、パリでは「パリ再開発(Reinventing Paris)」プロジェクトの一環として、パヴィヨン・ド・ラルスナル(Pavillon de l' Arsenal)と連携し、パリの街を再建する新しい方法を模索するため、専門家、建築家、思想家、アーティストなどを招聘し、さまざまな場所を再開発するクリエイティブなプロセスを刺激できる革新的な提案を策定しています。STAMヘント・シティ・ミュージアム(STAM Ghent City Museum)と当地政府は、地元の教会の利用者数が減少している事実を受け、住民の意見や希望を聞く協議会と公聴会を開きました。ストックホルム市博物館もこうした取り組みの一つです。特定の名所や旧跡、歴史的建造物を、その資産を考慮した方法で保存および開発されるようにするため、ミュージアム専門家が有する専門知識は、市の文化遺産の分類や計画申請許可の決定に活かされています。フランスでは、ランスの貧困地域に、ルーブルのコレクションと地域の文化遺産の展示を行うルーヴル美術館ランス別館を旧鉱山地区に建設し、美術館と公園を都市生活の新しい中心地を開発しました。

出典：pavillon-arsenal.com/en/; www.reinventer.paris/en/; stamgent.be/en/; stadsmuseet.stockholm.se/in-english/; www.louvre.fr

こうした目的を達成するべく、ミュージアムは様々な戦略を取り入れています。様々なコミュニティの共通のテーマに関する交流を促し、コレクションに反映される可能性があるものを含めて、文化的伝統の違いを乗り越える取り組みを支援することができます。また、高齢化、幸福、福祉、移民、ジェンダー、LGBTQ +、社会的・経済的対立、強制退去、脱植民地化、格差の是正、外国人排斥、気候変動、ポピュリズムなどのテーマに取り組む、これらのテーマに基づく活動(展示)を行うことで、コミュニティ間やコミュニティ内の絆を作ることができます。

多くのミュージアムで、参加型キュレーションの実践(展示と活動)と共同制作を用いて、コミュニティにミュージアムの中で物を「作り」、「行う」ための空間を提供しています。こうした活動には、コミュニティのフェスティバル、ヨガクラス、編み物サークルなど、展覧会、新しい物語や創作活動の公開イベント等が含まれます。こうした小規模なイベントは、ミュージアムの建設(改修)に関する議論が始まった時点で、考慮に入れておくことが重要です。



また、文化的、あるいは経済的理由のいずれにせよ、従来はミュージアムを頻繁に利用しないコミュニティに働き掛けることも必要です。これは、新しいタイプの観客をミュージアムに誘引するだけでなく、都市の中心地に関係性がある様々な建物に存在する小さな場所に働きかけ、地理的に不利な地域にも芸術、文化、遺産を届けることが目的です。農村地域では、アウトリーチが特に重要になります。

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- コレクションの枠組みの範囲を超えて、地域の文化遺産を保存し、称賛するため、ミュージアムを地元の組合や関係企業を中心地と捉え、活動する。
- ミュージアムの中で物を「作り」、「行う」ための空間をコミュニティに提供するため、参加型キュレーションの実践と共同制作を用いる。
- テーマを決めた文化的展示会などの活動をまとめ、コミュニティ間やコミュニティ内のつながりを形成する。
- アウトリーチを地理的に不利な地域やコミュニティに働きかけるプロセスと考える。
- 特に都市部のミュージアムの場合、周辺の農村地域へのアウトリーチ活動を独自に企画するか、またはミュージアム、文化施設や文化以外の施設との協力体制及びネットワークを確立する。

ボックス 5：包摂性と多様性の振興：プライドフェスティバルを支援するモントリオール美術館

モントリオール美術館（The Montreal Museum of Fine Arts, MMFA）では、2015年からプライドフェスティバルを支援しています。また、フェスティバルの参加者に限定公開コレクションや企画展示会、また閉会パレードに独自の曳山を用意して参加し、ボランティア活動も行います。これらの活動はすべて、文化、性的指向、民族など、あらゆる形の包摂性と多様性を振興するミュージアムの方針の一環です。

出典：mbam.qc.ca/en/;
fiertemontrealpride.com/en/



2018 Parade ©Sébastien Roy

創造的地区の発展において先を見越した役割を果たす

文化への投資や文化的活動は、単に都市を理解するためだけではなく、都市を変えるための方法と見なされるようになってきました。これには、ミュージアム建築の建設や改修だけでなく、活気ある文化地区の形成の支援も含まれています。創造性、起業家精神、文化的制作、文化消費を結びつける文化地区は、地域再生の原動力となり得ます。ミュージアムは、科学的な活動を主催し、デザイナーに刺激を与えるとともに、知識交換の場としての役割を果たすことで、文化地区を支えることができます。ほとんどの場合、こうした活動に直接関与するのは、ミュージアムの特定の部門のみですが、幅広いアプローチを取り入れることで、これらのつながりを強化し、適切な施設や資源を供給することができます。

ボックス6. 創造的地区的中心となるミュージアム

創造的地区では、文化と創造性、教育、研究、起業家精神が交わることにより、協力とイノベーションが生み出されます。

たとえば、2014年に考案されたロンドンナレッジクォーター（London Knowledge Quarter）は、ロンドン中心部の半径1,600m（1マイル）圏内に位置し、86のパートナー組織で構成されたネットワークで、60,000人以上の職員を雇用しています。より良い結果を求めて力を合わせるメンバーは、大学から小学校、企業からコミュニティグループ、大規模な博物館から小規模なアートの新興企業まで、多岐にわたります。

同じく、2014年、テキスタイルファッションセンター（Textile Fashion Centre）は、スウェーデン有数のテキスタイル産業の町、ボロース（Borås）に位置し、美しく再開発された工業団地に設立されました。現在では、テキスタイルとファッションの分野でヨーロッパをけん引する科学産業団地となっています。11km（37,000フィート）の敷地には、リサーチ会社、博物館、大学のキャンパス、多数のテキスタイル会社のオフィス、飲食店が設けられています。

これに匹敵するようなパートナー関係が育まれているのがフランスのラ・ピシーヌ（Roubaix）、ルーベ工芸美術館（museum La Piscine）です。古いスイミングプールを改築した建物にあり、テキスタイルのアーカイブセンター（Textoteque）を発展させました。



La Piscine, Roubaix ©Camster2

出典：knowledgequarter.london; textilefashioncenter.se; innovatum.se; roubaix-lapiscine.com

効果を高めるため、博物館ができる取り組み：

- 都市計画を管理する地方政府の組織構造に参加する。
- ミュージアムのコレクションや活動に関して、芸術や科学などの資源を利用できる地域経済のセクターを見出す。

- アーティスト、地元の生産者、職人、デザイナー、中小企業、その他の企業がコレクションを利用しやすい仕組みを作る。
- 中小企業、起業家、クリエイティブ専門家を対象としたイノベーション、起業支援、事業開発支援を行う地域イニシアチブに参加する。
- 博物館の可能性を活かして、地域のナイトタイムエコノミー（夜間経済）の活発化に貢献できるよう、開館時間の延長を検討する。

農村地域におけるコミュニティの資産と遺産の価値を高める

農村コミュニティにおけるミュージアムの役割は、都市や大都市圏と比較すると、重要視されていないのが実情です。さらに、「農村」という言葉は、非常に小さな村から人里離れた、あるいは辺境地にあるコミュニティまで、さまざまな状況を含みます。これまでは「農村」だった地域の中には、都市部から人口が流出した結果、人口が増加し、現在では「郊外」に近い環境になっている場合もあります。こうした地域では、芸術や文化活動に参加する住民と都会の住民の横顔の重なる部分が多く、ミュージアムは活動の多様化（都市と同じように）に貢献することができます。

同時に、資源を結集させるのが難しい、人材がそろいにくい、開館時間が季節によって異なり、制限されているなどの多くの課題があります。さらに、農村の住民は、文化活動やミュージアムは近隣の都市まで訪ねていくものと考えている例も多いのです。

農村のミュージアム、特に主要な観光名所のない地域では、管理業務の共同維持、共通の展示会主催、ボランティアのサポートなどに頼る必要があります。また、新しい技術を活用し、近隣の都市や海外の大規模な博物館とのネットワークを構築したりすることで恩恵を受ける可能性もあります。

ボックス7：ミュージアムと農村の発展：トルコ、バクス博物館

トルコのバクス博物館（Baksı Museum）は、トルコで人口流出が最も深刻な地域の一つに位置し、バイブルト地域に新たな生命を吹き込み、経済を活性化させることを目指しています。この博物館では、一流のアーティストの作品に加え、民俗絵画や現地にあるオリジナルの手工芸品のコレクションで構成された現代美術コレクションをまとめています。アーティストや研究者の便益を実現する独自の文化交流センターを作り、人口流出によって妨げられた文化的環境を再生させるとともに、文化的記憶の持続可能性に貢献することが目的です。

出典：en.baksi.org



Baksı museum ©GettyImages

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- コレクションの枠組みの範囲を超えて、地域の文化遺産を保存し、維持するため、地元の組合や関係企業の中核となる。
- 可能な限り、ボランティアを動員し、支援する。
- 大都市や海外の国を含め、他のミュージアムや文化的・社会的組織のネットワークと協力する。例：
 - 保存および復元ラボや公共施設を活用する。
 - 新しい展示会やプログラムを開発する。
- 可能であれば、主に管理部門から始めて、知識のインプットや資源を他の文化的組織または地方政府機関と共同管理する。



Stravinsky fountain, Paris ©Gettyimages



文化を意識し創造的な社会 を促進する

概観

ミュージアムは主に、文化的意識と教育水準の向上を目的として設立されてきました。時代とともに、そうした目的はより複雑化し、現在では、トレーニングや生涯学習も、またさらに地元住民だけでなく移民や他の辺境コミュニティもが包含されるようになっていきます。ミュージアムの使命もコレクションを通して、来館者に環境と自分自身についてもっと学ぶ機会を提供することにより、内省や自己認識を推進することにあります。過去や現在の多くの問題に対する人々の考え方を変えることや、誤解やかたくななもの考え方をたしなめることができます。これまでに創造されたミュージアムの所蔵品を展示することが、作品が作られた理由や方法への理解を促すのに役立ちます。まさにそういう意味で、より幅広い創造性のある文化を作り出します。

期待できる成果：

- 知識開発とスキルアップ
- 自信の醸成
- 文化をより意識した開かれたコミュニティ
- 創造性の浸透

表3. 文化を意識し創造的な社会を促進する

地方政府	ミュージアム
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 青少年及び成人のための教育とトレーニングにミュージアムが果たす役割を認識する ◆ ミュージアムと協力し、来館者の経験に対してより幅広い取り組みをとるための資源と能力をつくりあげる ◆ 地域の来館者と観光客のニーズのバランスをとる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ミュージアムへの来館を、内省と創造性を促進する経験として体系づける ◆ 教育、トレーニング、生涯学習の機会を提供する ◆ 文化多様性を促進する

理論的根拠



Participation ©Museum of Lisbon

コレクションの展示と教育支援は、常にミュージアム活動の重要な側面となってきました。ミュージアム誕生当時、芸術・文化発展の装置として、図書館やアーカイブと関連づけられてきました。創造経済においては、ミュージアムは人間の創造性に関する知識を広めるため、こうした将来の発展に影響を与えるミュージアムの存在は依然として重要です。

学校や大学などの機関とは対照的に、ミュージアムを通じて伝えられる知識は、帰納のプロセスを経て発展した人工物（芸術品）や標本を前にして体験する感情から得られることが多いのです。こうした経験に基づく知識は、理解や評価、自信などの能力を高めるのに貢献できます。このことは、教育制度が若者の取り扱いに失敗し、再び若者を学習に取り組ませるときなどに、積極的に文化に関与することが効果的な手段であるとししばしば見なされる理由の一つです。

また、積極的に文化に関わることが文化的な意識、感受性、受け入れを促すのに役立つ可能性もあります。共感を促すための候補としては、ミュージアム来館より演劇、文学あるいは映画などの芸術の方が明らかに向いているかもしれませんが、ミュージアムも「他者」の状況をより理解するための機会を提供する文化的対話の場です。

そのような結果に至るかどうかは、感情を自由にし、物体や人工物（芸術品）の重要性を理解するために必要な情報を得ることを、ミュージアムへの来館によりどの程度体験できるかにかかっています。また、ミュージアムが個人的、文化的、社会的な学習体験をする源として見られるならば、来館者とのコミュニケーションだけでなく、彼らの話を聞き、彼らの社会的状況を理解する必要があります¹³。そのためには、理想的には出身地や年齢だけでなく社会人口統計学的変数も含めた情報、そして可能であれば行動情報に基づく分析により、来館者プロフィールをよく把握することが求めます。人生観が変わるほどの体験を促すためには、引き続きミュージアムに訪問してもらうことも重要です¹⁴。

さらに、新しいデジタル技術の出現により、文化的な製品やサービスが生産、消費される方法が変わってきています。そのため、従来のオーディエンス・エンゲージメントや文化への参加方法も変わります。今日、消費者はいつでもどこからでも、またほとんど仲介者なしで、多数の文化的製品にアクセス可能です。新規メディア

¹³ Chang, E.J. (2006), "Interactive experiences and contextual learning in museums", *Studies in Art Education*, Volume 47, Issue 2, pp. 170-186.

¹⁴ Anderson, D. et al. (2007), "Understanding the long-term impacts of museum experiences", in *In Principle, in Practice: Museums as Learning Institutions*, pp. 197-215.

配信（例：Spotify, Netflix）だけでなく、オープンプラットフォーム（例：Wikipedia などのコラボレーション型プラットフォーム、Youtube や Instagram などのコンテンツコミュニティ及びソーシャルネットワーク）の出現で、コンテンツを大量に制作し、直ちに拡散、配信することが可能になりました。Pier Luigi Sacco が考案した「Culture 3.0」概念では、これらの変化が制作者とオーディエンス間の分離を徐々に取り除くため、一連の参加は積極的か消極的かが不明瞭になっていると強調しています。地域発展の観点から、これは価値の生産が社会的な領域へと移行し、イノベーション、福祉、社会的一体性、生涯学習、社会的起業家精神、ソフトパワーなどの都市機能における多数の側面とつながっていることを意味します。こうした観点から、ミュージアムは受身的な来館者の需要に応えるサービスから、さまざまな形式の直接的な関与や共同制作を可能とする参加型プラットフォームへと進化していきます。ミュージアムはイノベーションのハブ、福祉のホットスポット、持続可能性を促進する場所、社会的一体性への入り口として価値を生み出すことが可能です。また、積極的な社会参加を奨励するために重要な役割も果たせます（Sacco, P.L. et al. 2018, Sacco, P.L. 2013）。

ミュージアムを学習および社会実験の場として発展させるには、ミュージアム間で知識を共有できる効率の良い仕組み、熱意と技能がある職員、経費が必要となります。こうした領域の活動を開発、提供するためには、教育／訓練施設、地域団体、非営利団体との連携が効果的な方法です。



地方政府の政策オプション

教育面での地方政府とミュージアムの関係は一般的に良く認識されており、今や成人向けトレーニングや生涯学習にまで及ぶようになってきました。地方政府はミュージアムのコレクション及びアーカイブがこれらの目的にとって有益な資源となるという点を認識することが極めて重要です。

ボックス 8：教育のためのパートナーシップ： カナダ、ケベック市の EducArt デジタルプラットフォーム

EducArt (EducArt digital platform) は、高校教師らとモンリオール美術館 (Montreal Museum of Fine Arts) とが共同で開発したデジタルプラットフォームです。同ミュージアムの350作品を選定して、多様な学科にまたがるテーマを模索し、現代の社会問題についての議論を促そうとする試みです。ミュージアムの多様で幅広いコレクションは、多岐にわたる活用を可能にし、多くの事柄に関連しており、帰納学習につなげ内省を促すための戦略構築を可能にします。同プラットフォームはまた、オンラインにより無料で利用可能な革新的教育プロジェクトに関するデータベースでもあります。さらに、ケベック州は広大で人口密度が低い領土を有していることから、遠隔地の学生／生徒はこのプロジェクトのおかげでより多様な教育文化学習の機会を得ることができています。同プロジェクトの資金は、モンリオール市とケベック文化情報省とのパートナーシップの一環としてモンリオール文化発展協定 (Montreal Cultural Development Agreement) に基づいてケベック州 Digital Cultural Plan 実施資金という形で提供されており、また Fondation de la Chenelière からも支援を受けています。

出典：educart.ca/en/

青少年及び成人のための教育とトレーニングにミュージアムが果たす役割を認識する

文化及び教育的発展のためのミュージアムの役割は従来から十分に認識されてきましたが、そうした認識はますます拡大し成人向けトレーニングや生涯学習までもが含まれるようになってきました。しかし、そうした教育活動は、一度限りの来館者ではなく、受益者グループが定期的に参加する継続的取り組みとして組織されるのであれば、最大の影響力を持つという点に着目すべきです。それはまた、さらなる資源と場所を見出す必要があるということを示唆します。

効果を高めるため、地方政府ができる取り組み：

- ミュージアムが教育・トレーニングにおける役割を認識することで、ミュージアムが担う任務を明確にする。
- 地方政府の戦略企画書やプログラムにおける、教育、成人トレーニング、生涯学習に果たすミュージアムの役割を認識する。
- ミュージアム利用の物理的また認識上の障壁を取り除くための支援をする。
- 確実にミュージアムが教育、訓練または雇用促進の取り組みを通じた資金支援

の対象となるようにする。

- 学校、技術、職業、教育訓練施設、大学、職業紹介所など、地域の関連機関間の協力を促進する。

ミュージアムと協力し、来館者の経験に対してより幅広い取り組みをとるための資源と能力をつくりあげる

体験価値向上のためには、従来のミュージアムへの来館と比して、より多くの時間と空間などの資源が必要になり、さらに、従来の多くのミュージアムには配置されていない専門職員などの人材が必要になる可能性があります。地方政府はミュージアム内外の空間の確保を支援し、社会プロジェクト支援金の対象にミュージアムを加えることができます。

効果を高めるため、地方政府ができる取り組み：

- より広範囲の地域発展戦略の観点から、こうした体験の必要性についてミュージアムと協議する。
- ミュージアムが法的に社会プロジェクトへの支援金の対象となるようにする。
- 必要に応じてミュージアムの外に空間を確保する。



地域の来館者と観光客のニーズのバランスをとる

地方政府はミュージアムを、地域に観光客を呼び込むための鍵とみる場合があり、主にそうした面での支援を行っています。しかし、ミュージアムは、地元コミュニティと観光客にとっての出会いの場、また互いに学び関わり合う場となる可能性があります。実際、地元住民を多く惹きつけるミュージアムは、より豊かな体験が可能だということで、外部からの観光客にとってもより魅力的な来訪先です。

効果を高めるため、地方政府ができる取り組み：

- 観光客や地元住民がミュージアムを利用しやすくするために、ミュージアム、教育機関、交通局、観光局、旅行業者と連携し、ミュージアムのイベントスケジュールを管理する。
- 地元に住むより多くの家族や成人をミュージアムに呼び込むためのインセンティブを創出する（例えば、学校訪問、成人学習プログラム、フェスティバルやイベントを通じて）。



ミュージアムの施策オプション

ミュージアムへの来館を、内省と創造性を促進する経験として体系づける

ミュージアムへの来館は、空間、情報・記録、視聴覚的サポートおよび従来型展示をより深い内容とする文化仲介者（芸術家やその作品と一般人との仲介者）により、内省的体験の源とすることができます。それは、多様な学習スタイルを持つさまざまな来館者への対応にもなるでしょう。デジタル技術を活用することにより、文化への参加や共同制作を奨励できます。

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- 創造性を刺激する体験としてミュージアムの来館プログラムを構築する。
- さまざまな来館者層や学習スタイルに対応できる情報を工夫する。
- デジタル技術を使うなど、ミュージアムのプログラム作りや活動において参加型キュレーティング（情報を編集して新たな意味や価値を付加し、共有すること）とコミュニティの参加を促進する。

教育、トレーニング、生涯学習の機会を提供する

創作活動、芸術実践、従来型教育環境の垣根を超えた教育活動への参加は、自尊心と自信の獲得、成人にとってソフトスキルの獲得に繋がる可能性があり、また学

ボックス 9. 教育開発とコミュニティ形成のための連携： シカゴ美術館の SPACE パートナーシップ

アートと市民参画のためのスクールパートナーシップ（The School Partnership for Art and Civic Engagement, SPACE）は、シカゴ現代美術館（Museum of Contemporary Art Chicago）とシカゴ市内の公立高校との複数年に及ぶパートナーシップです。その目標は、現代美術を戦略としてアートへの市民からの理解の拡大により、それぞれのコミュニティにより良い方向への変化をもたらす力をシカゴの高校生が獲得することです。

SPACE では、シカゴ市内の公立高校にアーティストとその制作活動を持ち込み、学校内の複数の空間を芸術と市民参画の創造的ハブに物理的に転換しようとする試みです。SPACE での学習を活性化するために、社会問題をテーマとしているアーティストと協働し、市民交流を取り入れるアーティストを招聘しています。アーティストたちは、学校に常駐し長期間にわたり学校でスタジオ制作活動を展開し、芸術と社会科の教師らと連携して教科を超えた社会的カリキュラムを共同設計し共同で教えます。生徒たちは地域社会の問題を調査し、自分たちが強い関心を抱く、また自分たちに直接影響のある問題を見出します。生徒たちはグループでそうした問題について調査し、地域住民に対話を働きかけます。SPACE は、学生主導の芸術プロジェクト、またそれぞれのコミュニティの緊急のニーズに応える市民活動プランへと繋がっています。

出典：<https://mcachicago.org/Learn/Schools/SPACE>

校を中退した若者の再学習の機会となる可能性があります。ミュージアム専門家や地域の職業、訓練、学習機関などの地域団体の専門知識を結集することで、具体的な地域発展のボトルネックに対処しながら、そうしたプログラムが効果的に目標設定され、対象となるグループのニーズを満たすことができます。(詳しくは次の章を参照)。

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- 優先課題として地方政府と市民社会団体が特定している人口集団の教育ニーズや職業訓練ニーズについての情報を探す。
- 教育や職業訓練に関して、ミュージアムのコレクション、取り組み、事業内容に応じた関与の可能性を評価する。
- そうした活動を提供できるように、職員の能力とスキルを養成する。
- 学習活動を共同設計し、共同出資の機会を求めて、地域の教育や訓練施設に働き掛ける。
- そうした教育やトレーニングプログラムを実施する上で必要な予算の編成と、ミュージアム本来の資源以外の資金を積極的に申請する。
- 適切な保護・保存対策を念頭に置いた上で、そうしたプログラムを提供できる空間をミュージアム内外で検討する。

ボックス10：コミュニティ形成：

アムステルダム博物館の Representing Mokum/Damsko プロジェクト

Representing Mokum/Damsko は、コミュニティ内やコミュニティ間の橋渡しを目指したアムステルダム博物館 (Museum of Amsterdam) の新たなプロジェクトであり、プロジェクト名称はイディッシュ語でアムステルダムを意味する Mokum と、スリナムにルーツを持つ通俗語の Damsko から来ています。アムステルダム博物館は、二つの音楽ジャンルに関する展示や演奏会を開催し、その歴史だけでなく衣装、楽器など関連する物質文化についても調査する予定です。そうした音楽ジャンルの一つが、移民が多く住む労働者階級の街であるヨルダン地区で誕生し19世紀に発達し、イタリアオペラとフランスのバグパイブ音楽の影響を受けた曲とイディッシュ語の歌詞を特徴とする音楽です。そしてもう一つは現代オランダ語によるヒップポップですが、これもまた恵まれない地区から生まれた音楽です。このプロジェクトを作り出すにあたって、博物館は、地元アーティスト達やオランダの著名な独立系ヒップホップレコード会社、学术界と協力し、オランダ音楽文化の評価と保護、そしてアートを通じた社会的包摂の醸成を目指しています。



出典：ichandmuseums.eu/en/inspiration-2/detail-2/representing-mokum-damsko

文化多様性を促進する

ミュージアムは文化的対話のための安全で想像をかきたてる場を提供することで、文化多様性や文化的感受性について理解を深め、コミュニティ間やコミュニティ内の溝を埋める手助けが期待されます。演劇、文学あるいは映画といったその他の形態の芸術とともに、ミュージアムもまた、「他者」の状況をより正しく理解するための機会を可能にします。

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- 障がいを持つ人々も含め、あらゆるタイプの来館者を取り込みつつ、展示やプレゼンテーションを通じてコミュニティを結びつけ共同制作の機会を創出する。
- 従来はミュージアムに来なかった地域住民に、将来の来館者としてだけでなく寄贈者やボランティアとしての参加を働きかける。
- こうした活動を支援するために社会福祉予算を活用する。





包摂、健康と幸福の場としての ミュージアムを推進する

概観

これまで地方政府は、ミュージアムが持つ教育的役割を超えるた社会発展の直接的な関係者としてミュージアムを捉えていませんでした。しかし、ミュージアムが個人や地域社会の幸福に果たす役割はますます大きなものとなっています。健康に対する潜在的寄与が、高齢化社会という文脈において特に重要となっています。その他にも、学校中退者や受刑者の社会復帰や自信向上に関する取り組みも重要ですが、その効果に対する評価は難しく、長期的に見て初めて明らかになるものであり、時として見過ごされています。地方政府はミュージアムを社会資本の構築と社会福祉の推進の両方の資源と位置付けることにより、地域レベルで活動する社会的機関との連携を支援することができます。また、ミュージアムはこの分野でより積極的に活動するために内在的能力を強化する必要があります。

期待できる成果：

- 自らのニーズや問題に対する人々の認識に変化をもたらし、自らの生活を積極的に改善するようにする。
- 特に社会から孤立した人々を念頭に置きながら人々の幸福を増進する。
- 人々に自信を与え、能力を向上させて雇用可能性を高める。
- 社会的一体性を改善する。

表4. 包摂、健康と幸福の場としてのミュージアムを推進する

地方政府	ミュージアム
<ul style="list-style-type: none"> ◆ データ、資源やパートナーシップの活用を通じて、ミュージアムによる社会福祉への貢献を最大化する ◆ 雇用への道筋の提供においてミュージアムが果たす役割を検討する ◆ 幸福向上への幅広いアプローチにミュージアムを組み込む 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の恵まれない人々がもつニーズを認識し、それに応じる上で必要な内在的能力を養う ◆ しかるべき組織と連携して、雇用に適したスキルを高める ◆ 特定の人々（ホームレス、受刑者、高齢者、その他の疎外された人々）のニーズに応えるために他の組織と共同でプログラムを立案する

理論的根拠



ミュージアムは、常に包摂、健康、幸福の原動力と見なされているわけではありません。しかし文化と幸福や健康との関係性については、現在、その多くの研究や実験のテーマとなっています。1990年代初期の縦断的研究により、北欧諸国では、定期的な文化活動への参加により平均寿命が延びるといった効果が示されました。平均余命の研究だけでなく、生活の質と幸福感への文化の影響力の調査へと科学的な論文のテーマも徐々に移行しつつあります¹⁵。

公衆衛生の問題については、所属、場所、意味、身体的病気の問題を考慮して、そうした問題を総合的に取り組む必要があるという認識が高まっています。そのため、従来の医療サービスの範疇を超えた幅広い関係機関との協力が必要となります。ミュージアムは、そうした協力のパートナーになることが期待されます。

本来の医療の枠を超えたアートと健康に着目した地域社会への介入は、1980年代後半以降重視されるようになってきました。そうした介入は、早くも19世紀には健康ミュージアムが設立されていた国々ではすでに見られていました。今日、芸術や文化遺産に関連する機関、地方政府や公的機関または慈善機関により垣根を超えたパートナーシップが形成されています。その例として、カナダのフランス語を話す医師団体（Médecins francophones du Canada）のメンバーである医師が、ケベックのモントリオール美術館を訪問するという内容の処方箋を出し始めました。このような取り組みは健康の社会モデルに由来し、地域密着型の芸術活動や創作活動を通じて人々に自身の健康について考えるよう仕向けるとともに、恵まれない地域の人々にはそうした問題への対処能力の養成を支援するというところにあります。さらに、多くの研究は、関連する社会的、経済的または人口統計学的変数を考慮に入れた場合、アートとの長期的な関わりと健康状態には関連性があるということが示されており、このことは、精神的健康および幸福についても当てはまります。

そのため、ミュージアムにおける取り組みの社会的側面は、非常に幅広いものとなってきています。ミュージアムが提供する文化的サービスは、貧困、健康、失業、年齢、非識字、障がいまたは拘禁などの様々な理由で社会から孤立した人々の自信と能力を向上させることに寄与します。こうした人々を対象とした取り組みは、人々の自己認識を変化させ、自らの人生をより良いものにし、自身のスキルを向上させようとする積極的な姿勢に変えることができます。

犯罪経験者を対象とするミュージアムの取り組みについては、犯罪者がどのようにして犯罪行動から立ち直り、犯罪とは縁の無い生活を送るようになるかについて

¹⁵ Grossi, E. et al. (2012), "The interaction between culture, health and psychological well-being: Data mining from the Italian Culture and Well-Being project", *Journal of Happiness Studies*, Volume 13, Issue 1, pp. 129-148.

分析する研究の存在に注目すべきであり、現在中心となっているのは、「犯罪からの立ち直り (desistance from crime)」という概念であり、それは個人の更生プロセスに着目した研究手法です。立ち直り過程の指標としては、自信、動機、自尊心の向上、両義性の受容力、よりオープンでポジティブな関係、また幾つかの選択肢を考え出し違う将来実現のための学習を厭わない人というアイデンティの構築などが挙げられます。ミュージアムプロジェクトそのものがそうした立ち直りにつながると主張する人はほとんどいないと考えますが、刑務所での活動や出所後の犯罪経験者を対象とした活動によって、立ち直りへのミュージアムの寄与が期待されています。

ボックス11. ミュージアムと犯罪からの更生： フランスのルーブル美術館およびカナダのモントリオール美術館の取り組み

2007年以降ルーブル美術館では刑務所と連携し、犯罪からの更生のためのワークショップを主催し、2009年にはさらにポアシー刑務所 (Poissy prison) を舞台に、受刑者と協力してルーブルの名作の高品質な複製の展示会を開催する、というさらなる措置を講じたプロジェクトを実施しています。これを受けて受刑者たちは、グラフィックスとテキストを用いた芸術プロジェクトとして展示会のカタログを作成しています。

モントリオール美術館 (MMFA) もまた、修復的司法サービスセンター (Centre for Services in Restorative Justice) との協働による修復的司法のための月次アートセラピーワークショップの実施という犯罪更生プログラムを行っています。同美術館の専任アートセラピストの主導によりワークショップが開催されています。ワークショップは無料で、共有空間の提供を通じて、癒しと心の平和のみならず、社会との断ち切られた絆の修復のための触媒としてアートが用いられています。そうしたワークショップは、犯罪者の包摂性と社会への再統合のプロセスを促進することを目的としています。

出典： louvre.fr/en/masterpieces-poissy-prison; mbam.qc.ca/en; csjr.org/en



ミュージアムが包摂を促進するもう1つ重要な方法に、難民の受入および雇用が挙げられます。英国のヴィクトリア・アンド・アルバート博物館（Victoria and Albert Museum）がルワンダ、ウガンダやイラクなどからの難民をミュージアムガイドとして雇用し、難民はミュージアムガイドとして、博物館の展示品を個人的な物語と結び付け、ミュージアムギャラリーでツアーの案内を行いました。より伝統的なアプローチは、移民、難民、少数民族の遺産や伝統を取り上げ、特別展を実施することです。このような展示を通して、移民、難民、少数民族が置かれている状況を、ミュージアムの来館者に認識してもらい、感受性を高める取り組みです。

こうした取り組みは、ミュージアムに病院や社会センターあるいは職業紹介所としての機能を担わせるということの意味しているのではなく、むしろミュージアムがこれらの機関にとって有益なパートナーになり得るということの意味しています。このようなパートナーシップや共同プログラムを開発する際、複数の要素を考慮する必要があります。

全ての当事者に有益な効果が発揮できるよう、分野の異なるパートナーの役割を明確に分担し、共通目標を定めながら優先順位をつける必要があります。（例：犯罪前歴者と共同プロジェクトを計画する場合、法務省が受刑者の社会復帰を目標とするのに対し、ミュージアムは文化の民主化に着目しながら目標を立てます）。

さらに、活動のタイミングには常に何らかの意味があるため、実行に移す際の有用性についてよく考える必要があります。例えば、労働時間が業務を課された時間であるとすれば、昼休みは自由時間となりますが、この象徴的な考え方は公平とは言えません。同様に、空間的側面も重要です。上司の執務室で行われる文化活動に参加するのと文化活動を行うために用意された空間で文化活動をするのでは意味が異なります。これは人々が活動に対して与える価値観によるものです（重要性の高いものかどうかに関わらず）。

幸福への計測可能な影響を認識することも重要ですが、即座に定量化できるショップでの売り上げや来館者数の変化などの指標に比べて測定に時間を要するため、時間をかけてじっくり行う必要があります。パートナーと連携しながら指標および測定可能な枠組みを設計し取り入れる必要があります。上記のプログラムを評価する場合、メタ分析や総合評価手法が有効です（例：ミュージアムが使用する社会学的手法と医療機関が使用する基準や手法を組み合わせた観察）。期待値の有無に関係なく、上記の評価方法を用いてこの利益をしっかりと特定・認識する必要があります。多くの場合、このようなプログラムの徹底的な評価を実施するための資源を備えているのは大規模な博物館だけです。ただし、小規模なミュージアムの場合、複数のミュージアムとのネットワークを構築し、あるいは地域の大学と連携しながら資源を共有することにより、そこから得られた経験をもとに学習することができます。

地方政府の政策オプション

地方政府は、ミュージアムを社会資本と社会福祉を構築するための資源とみなし、同時に社会福祉、健康、雇用、受刑者の社会復帰などの分野において、関連機関とのパートナーシップを促進することができます。

データ、資源やパートナーシップの活用を通じて、ミュージアムによる社会福祉への貢献を最大化する

地方政府は、ミュージアムが幸福と福祉に貢献するために果たすことができる役割を認識することからはじめることにより、様々な手法で支援することが可能です。また、地方政府はミュージアムに対して地域コミュニティが持つ社会的ニーズに関するデータを提供することにより、ミュージアムと、関連する社会的機関のパートナーシップを促し、支援することができます。

効果を高めるため、地方政府ができる取り組み：

- 地域コミュニティの幸福と福祉に貢献する上でのミュージアムの価値を考察し、その潜在的寄与を地域発展戦略に組み込む。
- 包括的な地域の社会経済的情報をミュージアムが利用可能にする。
- ミュージアムと他の関連する社会的機関のパートナーシップ形成を促す。
- 他の組織が分担・出資可能な経費を見分ける。



雇用への道筋の提供においてミュージアムが果たす役割を検討する

地方政府は、地域の人々が雇用に向けて自信と技能を身に付けられるようにミュージアムが果たす役割を検討することができます。技能と言っても特殊なものではなく一般的なものですが、雇用のためには特に重要です。

効果を高めるため、地方政府ができる取り組み：

- 地域の労働市場についての情報をミュージアムと共有する。
- 地域レベルで労働市場と教育機関との対話を確立し、透明性を維持しかつ定期的に戦略を共有する。
- ミュージアムが専門教育・トレーニングプログラムを実施できるように財政的な支援をする。

幸福向上への幅広いアプローチにミュージアムを組み込む

地方政府は、地域の幸福感を醸成するための広範な政策により、ミュージアムを活動主体として組み込むことができます。考慮すべき領域は、健康や老化、また受刑者の更生や社会復帰など多岐にわたります。後者については、地方政府は一般に拘留施設に対する直接的な責任をほとんど負っていませんが、犯罪前歴者の更生のための2大問題である住居と雇用に関しては地方政府が責任を負うことが多いのです。

ボックス12：包摂性、健康、幸福の促進：人文美術館の声明

人文美術館の声明の一環として、モンリオール美術館（Montreal Museum of Fine Arts, MMFA）は文化と文化機関の社会的役割について強いビジョンを提示し、包摂性、健康、幸福を促進することを目的とした数多くの行動をとってきました。MMFAのアートセラピープログラムは、特に革新的なアプローチを採用しており、世界的に認知されています。このプログラムは、精神衛生障害、自閉症、摂食障害、学習および行動の困難を経験している人を広く対象としており、社会的に排除され疎外された個人にも拡大しています。活動は、アートを使用して自己イメージを改善すること、発話障害や感覚障害を持つ人々を支援するアートワークショップを開催すること、移民が自分のライフストーリーをアートを通して説明することで落ち着くのを助けることなど、非常に多様です。MMFAは、多くの専門パートナーと協力してこれらのプログラムを作成し、科学機関や大学と協力してこれらの分野の研究を行っています。これらの活動を促進するため、2016年に美術館は専用の施設を開設し、2017年には16人の専門家からなる芸術と健康に関する諮問委員会を設立し、この分野の政策を策定しました。2018年、美術館とカナダのフランス語圏医師協会との間の新しいプロジェクトの一環として、医師により、ミュージアムへの来館が処方され始めました。

出典：mbam.qc.ca/en/education-and-art-therapy/art-therapy/

効果を高めるため、地方政府ができる取り組み：

- 命の危険にさらされている人々（高齢者、貧困者、難民、亡命者、身体障害や学習障害を持つ人々）が定期的にミュージアムを訪れるようにするためのインセンティブをミュージアムに与え、そのための資源を提供する。
- 地域の社会経済的状況に関する情報を自らの戦略に取り込むようミュージアムに働きかけ、ターゲットを定めるためにどのようにその情報を利用できるかを示す。
- ミュージアムと地域の保健機関・社会機関との対話の場を設ける。
- 健康や環境問題について地域の人々により多くを知らせるための展示や研究プログラムに対し財政支援を行う。
- 保健機関での文化活動や展示、ワークショップの開催を支援する。
- 刑務所や同等の社会機関とのコミュニケーションを容易にし、共同プログラムの実施を促す。
- 物理的空間などの資源の利用権を提供するなどにより、ミュージアム外部に対するミュージアムのコレクションの一部の貸し出しや、ミュージアム外部での独立した展示に対する支援を行う。
- ミュージアムが活動を推進するための規定、ミュージアムが社会福祉予算による助成金の受給資格を得る上で必要となる規定をできるだけ見直す。



ミュージアムの施策オプション

地域の恵まれない人々がもつニーズを認識し、それに応じる上で必要な内在的能力を養う

多くの国で、ミュージアムは革新的な方法により、社会的弱者に対するサービスを提供しており、社会変革を担う一主体となりつつあります。しかし、そのためには、それ相応の助成金が必要です。また、同様に、動員できる人材が必要です。その方法としては、既存のスタッフを研修する、専門的能力を持ったスタッフを新たに採用する、あるいは、外部委託することも考えられます。場合によっては自館のコレクションの一部を外部で展示し、その活動を外部で実施する必要があるかもしれません。そのために、コレクションの一時的な条件に基づく移動についての規則を見直す必要があるかもしれません。最後に、ミュージアムは、その成果が参加者によって主観的に認められなければならない状況や、目標とする成果を計測可能な指標として直接可視化できない場合は、評価手法を調整していく必要があります。質的・量的な評価の適切なバランスは、ミュージアムの関与の程度によって変わってきます。

ボックス13：移民を融合するための提携：Migration : Cities プロジェクト

Migration : Cities（移民：都市）は、博物館英連邦協会（Commonwealth Association of Museums、CAM）および地方博物館国際委員会（ICR）と連携し、都市博物館のコレクション・活動国際委員会（CAMOC）が主導するICOMのプロジェクトです。このプロジェクトでは、移民や難民コミュニティの社会的包摂や現代の都市生活への参加を支援するミュージアムの役割を探求しています。Migration : Citiesは、ミュージアムの専門家、政策立案者、そしてコミュニティ組織に情報と

資源を提供するシンクタンクでありながらプラットフォームでもあります。また、ミュージアム、公的機関、地方政府および地域政府、コミュニティ組織、またその他のセクターの間でのパートナーシップの構築を支援します。移民の融合のためのミュージアムのプロジェクトは非常に多様です。例えば、デンマークのルイジアナ近代美術館（Louisiana Museum）が開催するTravelling with Artのプログラムでは、難民の子供たちを美術館に招き、アートについて意見を交わしたり、創造的な作品作りをしたりしています。オランダのロッテルダム博物館（Rotterdam Museum）では、社会的に取り残された人々などの様々なコミュニティグループを展覧会の制作に巻き込んでいます。特筆すべきもう一例は、ブラジルにあるサン・パウロ移民博物館（Immigration Museum of the State of São Paulo）です。この博物館とアーセナル・オブ・ホープ（Arsenal of Hope）という非営利団体が、もともとは世界各国、主にイタリアと日本から来た移民を収容するために19世紀終わりに建てられた複合施設を共同で使用しています。15年以上にわたるパートナーシップを通じて、この2つの施設は、取り残されたグループやホームレス、薬物依存者、難民といったリスクにさらされている人々にシェルターを提供するだけでなく、社会復帰のためのワークショップや文化プログラムを開催し、36,000人以上の人々を支援してきました。



MIGRATION:
CITIES
(IM)MIGRATION AND
ARRIVAL CITIES

出典：<http://migrationcities.net/>; louisiana.dk/en/learning/collaborations; museumrotterdam.nl/en/; <http://museudaimigracao.org.br/>

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- 地域の社会経済的状況に関する情報をミュージアムの戦略に取り込み、展覧会や教育事業、アウトリーチ活動のほか、一般来館者へのプログラムについても、これらのデータがどのように目標設定に活用できるのか示す。
- この戦略的アプローチの理解を促進するため、自館の職員研修を実施する。また、ミュージアム以外のセクターのパートナーとの協力を行う。
- 地域レベルで社会組織との継続的な対話を確立し、社会組織との長期的なパートナーシップを促し、定期的に戦略を共有する。
- ミュージアム内に学際的組織を構築・支援するために、部門間共有の設備の設置を推進する。
- 社会福祉予算あるいは、関連の慈善団体、財団、民間セクターが後援する新たな財源を動員する。
- 他のミュージアムやパートナーと分担、共同出資できる経費を見つける。

しかるべき組織と連携して、雇用に適したスキルを高める。

ミュージアムの教育的役割は、しばしば授業でミュージアムを訪れる子供や若者、あるいは文化的な専門家や管理者向けの専門的な訓練に焦点が当てられています。最近では、この役割は拡大し、生涯学習などによる成人の育成や継続した訓練も実施されています。この役割を果たすためには、成人のトレーニング機関との新たなパートナーシップを構築する必要があります（ただし、このような活動への財源の配分には非常に激しい競争があります）。

この領域において、ミュージアムがなす最も大きな貢献は、失業者などの社会的弱者の自信を高め、積極的な姿勢を身につけさせ、一般的な技能を高める機会を提供し、ときには特殊な専門能力を獲得させることです。一度きりの来館やワークショップへの参加で大きく変わることはほとんどありません。そういった人々には、数週間あるいは数カ月にわたり創造的活動や認知活動に従事するプログラムを提供するによって、長期的に自信や生活を改善していく能力に好ましい影響が出やすくなります。この種の活動は、対話や意見交換のできる一連のワークショップとして組み立てられることが最適な形といえます。この種の活動を発展させていくために、ミュージアムは、他の諸専門機関にも働きかけ、多様な技能を駆使しながら、自らの専門知識や知見と融合させていく必要があります。なお、このようなプログラムを設けることで、例えば職員の一般的技能や特殊技能が向上するなど、新たな機会が生まれるのです。このようなプログラムにより、ミュージアムでの一時的雇用や補助金つき雇用が実現する可能性も生まれます。

ボックス14. 雇用可能性のためのパートナーシップ：マウオポルスカ、ポーランド

マウオポルスカ地域（Małopolska region）は、ポーランドの魅力ある文化観光地域の一つです。しかしながら、世界遺産を維持、機能するため、組織上および財政上の重大な課題が生じています。さらに、この地域では長期的な失業が深刻な問題となっています。これらの課題に対処すべく、マウオポルスカの地域政府は、労働市場から排除の危険にさらされている長期的な失業者に対し、一時雇用制度を実施することを決定しました。この制度に基づくプログラムでは、失業者に、地域文化の保存と振興に携わる世界遺産関連の施設での職業カウンセリングや就職支援、また雇用機会を提供します。最終的な目標は、対象者が正常に労働市場に参入、復帰し、正規雇用を得る手助けをすることです。

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- 収集、作業、運用の性質に応じて、包括的かつ専門的なトレーニングの独自の可能性を見つける。
- 長期的なパートナーシップと共同プログラムの計画に求められる要件を関連の専門機関と共に検討する。
- プログラムを実施するための空間をミュージアムの内部と外部両方に設ける可能性を検討する。
- パートナーと連携し、プログラムの実施に必要な予算と実行計画を設ける。

特定の人々（ホームレス、受刑者、高齢者、その他の疎外された人々）のニーズに応えるために他の組織と共同でプログラムを立案する

ミュージアムは社会的弱者を対象とした活動を提供することにより、地域社会の健康と幸福に貢献することもできます。失業者、刑務所にいる人、またはいた人、社会から孤立している人、難民、亡命者、貧困者、学習障害・身体障害をもつ人を含む、とりわけ脆弱な小人数グループを対象とした活動の提供も行うことができます。

ミュージアムは、上記の人々に直接的にサービスを提供し、ごく一般的な取り組みとして、このような人々との接点や専門知識を有する社会組織と連携しながら、新たな技能を習得していく必要があります。NGOや医療施設、矯正施設は、相応の専門知識や技能により自らの顧客にサービスを提供しますが、ミュージアムは作品を解釈する自らのノウハウや人々の関係性、教育やファシリテーションスキルを持ち込みます。介護者と利用者とが一体となって取り組めるように分かりやすく作られたアートの取り組みや、世話人が参加して共同作業ができるような取り組みが最も重要です。介護者や刑務所の職員、または職業紹介所の職員にもたらされるメリットは、彼らの顧客に向けられたプログラムの価値ある「副産物」です。

複雑な不確定要素や状況を考えると、そのようなプログラムの評価は容易ではありません。様々な根拠や評価方法があって当然といえます。例えば、アートの取り組みと再犯率の間に直接的な関係を認めるのは困難です。それでもなお、刑事司法制度に携わる多くの人々は、このような活動が参加者にとって有意義であったり、人格的な変化を生み出したり、さらには職員にもメリットがあることから、アートに

よる取り組みを支持しています。大切なことは、評価の目的と条件について最初にミュージアム、社会のパートナー、そして出資者が合意していることです。

ボックス15：健康と幸福のための提携

フランス・コンフルエンス美術館（The French Museum of Confluences）は、リヨンのレオン・ベラル病院（Lyon Léon Bérard Hospital）と Awabot（ロボット開発企業）と手を組み、臓器移植を待つ子供たちに、デジタル技術により美術館を訪問する機会を与えました。子どもたちは、ロボットを操作して美術館の中を自由に行き来でき、案内員に質問できるほか、他の来館者と交流もできるのです。美術館はまた、ファム・メール・アンファン病院（Hospital Femme Mère Enfants）とも提携し、子供たちに架空の潜水艦に乗って海の生き物たちについて学ぶ機会も提供しています。これらの経験は、子供たちを教育し、子供たちの想像力を刺激するだけでなく、彼らを孤立させないという役目も果たすのです。他の例には、ICOM によるフランス、パリのルーブル美術館において受賞もしたプログラムがあります。このプログラムは、病院の職員と入院患者を対象として美術館のコレクションを展示するというものです。また、グラスゴー美術館（Glasgow Museum）では、社交の機会や回想の促進のため、認知症ケア施設に美術作品を展示する取り組みを行っています。

出典：museedesconfluences.fr/fr/visit-museum; awabot.com/en/; ihope.fr; louvre.fr/en/louvre-hospitals; museumsassociation.org/museums-change-lives/15012015-building-memory-walls

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- 地域の保健、社会包摂、更生関係組織、および地域の関連 NGO との継続的な対話、または長期的なパートナーシップを確立し、各々が定期的に戦略を共有する。
- 対象グループだけでなく、上記の機関の職員向けのプログラムを設計する。
- ミュージアム外での使用のためにコレクションの一部を臨時に貸し出すことや、ミュージアムが、特定のグループが活動及び利用できるように閉館することを検討する。
- 他の組織と分担または共同出資できる経費を見つける。
- 実験プログラムに適した評価システムを設計する。
- 他のパートナー機関と関連する情報や成果を共有する。





地域発展にミュージアムの役割を位置づける

概観

地方政府とミュージアムがパートナーとなり、地域発展におけるミュージアムの影響力を最大化するために提携できる特定の分野を超えて、ミュージアムと地方政府のパートナーシップを総合的に管理することにより、この影響力を妨げる恐れもあれば、促進することも可能です。パートナーシップの体制は、地方政府の規模と、ミュージアムと地方政府との法的関係の両方によって変わってきます。このように詳細を説明してきましたが、一般にパートナーシップの土台をなすのは以下の原則です：

- ミュージアムは、ドライバー（原動力）とイネイブラー（実現を可能にするもの）の両方の役割を担い、地域発展に貢献することができます。知識のハブとして、より包括的かつ持続可能な発展を生み出す新たなサービスを設計し、提供することができます。
- 地方政府は、地域発展の手段として文化の役割を中心に位置づけ、ミュージアムがその地域発展の潜在力を実現できるように、資源（規制、財政、土地および人材）を動員することが可能です。

地域発展においてミュージアムを主流化するためには、地域発展に携わるすべてのステークホルダーが、ミュージアムが持つ創造的発展と社会変革の潜在力を認識する必要があります。さらに、地域発展の課題と考え方についての責任を負う新たなミュージアムの運営枠組みも必要となってきます。

表 5. 地域発展にミュージアムの役割を位置づける

地方政府	ミュージアム
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ミュージアム同士の協力に対して、長期的で総合的なアプローチをとる ◆ ミュージアムの中核機能としての保存、管理および研究を支援する ◆ ミュージアムの能力を高めるため、資源の投入などの戦略を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域発展にミュージアムが果たす役割を明確に示し、それを重要文書・過程において運用可能にする ◆ 保全、保存と研究を中心的役割として持続する ◆ 他の関連組織と連携して、影響力を高める

理論的根拠



本ガイドは、ミュージアムと地方政府に、地域発展の効果を高める新たな機会の創出に貢献する可能性があります。新たな経営上、統治上、事業上の課題も生まれる恐れもあります。ミュージアムが直接、新たなサービスの開発を担う可能性は低いですが、他のパートナーと協力して、あるいは通じて、そのようなサービスを共同で設計し、支援できるかもしれません。ミュージアムにとって、この新たな外在的な視野は、内在的なビジョン（コアミッションに関する）に反するものではなく、複雑で創造的な社会におけるミュージアムの活動の延長であるとみなされます。

これらの効果の大部分は長期的に明らかになってくるものであり、それはすなわち、継続的な努力と定期的な評価が必要であることを意味しています。

このような視点に立つと、ミュージアムには情報、パートナー、技能および知的財産の保護といった面で新たなニーズが生じてきます。しかしこのような取り組みにより、ミュージアムは財源、人材などの新たな資源による利益も享受することができます。

このことが地方政府にとっても、幅広い分野や政策をまたいだ、文化の主流化につながる分野横断的なヴィジョンを採用することを意味します。これにより地方政府は幅広い分野のステークホルダーとともに結束しながら、共同で戦略を立てることが可能となるでしょう。

地方政府の政策オプション

地方政府の政策オプションは、地方政府と各ミュージアムとの法律上の関係により、大きく異なる場合があります。地方政府が直接ミュージアムを運営しているケースやミュージアムと地方政府の運営に直接的あるいは受託的な法律関係が存在しないケースがあります。前者では、ミュージアムに対する管理を維持しつつ、ミュージアムにその活動の決定権を委ね、行わせることが地方政府の挑戦です。後者では、地方政府の決定はミュージアムの方針と活動に間接的に影響を与えうするため、地方政府はミュージアムの一般的なステークホルダーとして大きな機能を果たします。正確な関係を定義することは往々にして困難です。なぜなら、一部のミュージアムの資源は、直接または間接的に地方政府に依存しているからです（設備の管理、メンテナンス、職員等）。いずれの場合も、ミュージアムと地方政府は、地域社会にサービスを提供するという目的を共有しながら、連携を強める上での土台を築く必要があります。

ほとんどではないにしても多くのミュージアムが、すでに社会的、経済的発展の分野に対してある程度、活動を行っていますが、それ以外のミュージアムにとって

はイノベーションといえるかもしれませんが。ミュージアムが改革、再編のための初期費用を負担することになるため、地方政府はこのイノベーションの精神を育むためにインセンティブを提供することができます。このインセンティブに対し、それ相応の出資と、目的に応じた評価手法が必要になります。

ボックス16：ミュージアム運営モデル：ポルトガルのリスボン博物館の事例

都市のミュージアムは、数多くのテーマが集約された地点として、その都市に焦点を当てています（2015年 Gob, A., Postula, JL.）。歴史、都市性、美術史、都市芸術と現代芸術、地理学、人類学、そして都市技術をテーマとするため、本質的に学際的です。

20世紀初頭に市の歴史博物館として設立されたリスボン博物館は、近代化のプロセスを経験してきました。ミュージアムの運営は、伝統的な地方政府の運営モデルから、リスボン市議会が一株主となったリスボン市の文化公共会社（public company for culture）、EGEAC（リスボン市文化振興会）へと変化しました。EGEACは、市のミュージアム、ギャラリー、劇場、フェスティバルを運営しています。この変遷は、市議会の価値観を色濃く反映しているものの、ミュージアムの運営の柔軟性や自治性が格段に増えたことを意味しています。

ミュージアムの主要な建物は改築され近代化しつつありますが、リスボン博物館の活動は、都市とその住民との感情的つながりを高める様々なプロジェクトの中でも、都市遺産、景観、他の地域と差別化した場合におけるリスボンの特徴（自然光のような無形遺産やセラミックタイルのような有形遺産）、高まる移民の流れとともに進化してきた都市の多文化アイデンティティ、都市庭園と持続性に向かう動き、といったテーマに特化してきました。

出典：<http://www.museudelisboa.pt/en.html>



School visit ©Museum of Lisbon

ミュージアム同士の協力に対して、長期的で総合的なアプローチをとる

財政原則により、一般的に地方政府との関係が年間ベースで設定されているという点でミュージアムは長年問題を抱えてきました。しかし地域発展に対して大きな成果を出すには、かなりの期間を要します。そのため長い期間をかけながら相互の約束を定めることで、着実に成長してゆく必要があります。ミュージアムの運営に対し期待される地方政府の貢献、および地域発展に対し期待されるミュージアムの貢献が明確になり、全ての当事者が納得するような言葉で表現できるよう、合意は相互の合意内容を明確に定義する必要があります。文化分野のみに限定するのではなく、むしろ地方政府の運営全般（例えば雇用、社会福祉、継続可能性）と統合した内容とする必要があります。

地方政府が実施できること：

- ミュージアムをその地域発展プログラムに組み込み、地域の将来をテーマとしたフォーラムや会議にミュージアムを全面参加させる。
- 文化的領域同様に、社会経済的な領域においてもミュージアムの主導を促す。
- 中長期的な展望による連携戦略を企画し、できる限り中長期的な契約上の合意を設ける。
- ミュージアムが生み出す波及的利益の特定とその分布のための枠組みを明確に構築する（地方政府がこの利益を管理している場合）。
- ミュージアムの純利益を将来の発展に再投資することを約束する（地方政府がこの利益を管理している場合）。
- 説明責任を明らかにするため、ミュージアムと共通の目的に基づき一部の評価手法について合意する。

ミュージアムの中核機能としての保存、管理および研究を支援する

コレクションの保存、管理および研究は、ミュージアムの中核的な活動です。コレクションへの物理的・知的なアクセスを保障することにより、ミュージアムは地域発展に貢献する効果があります。検討すべき重要な点には、コレクションの保存、管理、修復、入手、研究、および保管のために必要な物理的空間の確保、予防的保

ボックス17：ミュージアムのガバナンスに対する新たなアプローチ： MAS、アントワープ、ベルギー

MAS と呼ばれるアントワープ美術館（Museum aan de Stroom）は、アントワープに所在する受賞歴のある美術館です。1993年にアントワープが欧州文化首都に選ばれた際に導入された創造的で参加型のアプローチにより、アントワープ市議会は、3つの美術館に保管されていた収蔵品を、旧アントワープ港のあった地区に新たに建設する建物に集約することを決定しました。これは、国の予算が回されにくかった3つの美術館の問題を解決すると同時に、都市再開発の試みでもありました。MAS は、200人以上のコレクターと彼らの収蔵品を支援し、彼らと協力して、市の豊かな文化遺産を多くの人が集まる場所に展示しています。統治と運営の面で、コレクションが一か所に集約されたこと、また共通の制度的枠組みによって、資源がより効率的に活用され、数多くの企画展を通じて多様な問題やテーマを扱える柔軟性が生まれています。ランス、リエヴァンにあるルーブル美術館ランス別館の保管施設の設立においても類似の取り組みが展開されています。この保管施設では、ルーブル美術館の作品が保管、保存される予定です。なおこの施設は、ルーブル美術館とオー＝ド＝フランス地域圏（Région Hauts de France）のパートナーシップによって設立されました。



MAS ©Paul Hermans

出典：ICOM/ CAMOC; www.louvre.fr/centre-de-conservation-du-louvre

存やコレクションを用いた学習活動に関連するコストを賄う能力等が含まれます。ここで、地方政府の役割が極めて重要になります。

効果を高めるため、地方政府ができる取り組み：

- ミュージアムの科学的必要性を支援し、専門の人的資源・技術資源を動員する。
- 特定の空間を確保・設置し、特定の技術作業を実施することにより、ミュージアムの保全・保存及び研究活動を支援する。
- さまざまな地域のミュージアムの保存業務を支援、または共有する。

ミュージアムの能力を高めるため、資源の投入などの戦略を検討する

厳しく限られた財政の中でも、沢山の戦略を活用しながらミュージアムの能力を高めることは可能です。例えば、同じ地域で活動する複数のミュージアムにおける資源の共有などが挙げられます（文化的機関と非文化的機関による共有も可）。効率的に行うために、この共有プロセスは、予算の重複を避けるために、関連する地方政府とともに明確に設計されなければなりません。しばしば、「フロントオフィス」と「バックオフィス」の区別が重要になります。

規定によりボランティアの参入が可能な場合、財政節約という点のみならず、ボランティアにより新しい技能をもたらし地域社会の結びつきを強める上でも、ボランティアの貢献はとても重要です。ボランティアそのものについても、ミュージアムで活動することで社会関係資本の増加、場合によっては雇用可能性の改善につながる場合があります。もちろん、ボランティアの貢献を搾取するのではなく、適切な賃金を支払い、職員として登用し、ボランティアのシステムを公正にするなどの待遇が常に必要となります。地方政府はこのようなボランティアの動員に日頃から関心を持つべきです。というのも、ボランティアの動員には、地域市民の社会参画を促し、地域のステークホルダーの能力を高めるというメリットもあるのです。



効果を高めるため、地方政府ができる取り組み：

- 地域の文化的・非文化的機関およびミュージアムによる共同管理も含め、地域のミュージアム同士で資源をプールするインセンティブを生み出す。
- 地域のミュージアム同士でサービスを共同で実施するインセンティブを生み出す。
- 農村地域では、大型都市などに点在するミュージアム、文化やそのほかの組織と連携し資源の共有やネットワークの構築を支援することにより、能力の向上、新しい展示イベントやプログラムを計画する。
- 地方政府の研修システムをミュージアムの職員が利用できるようにする。

- 地域レベルでより広くボランティアについての情報を共有し、可能ならば、ボランティアの動員を促す。組織に必要な経費の一部を負担する。ミュージアムとともにボランティアの基準を設計する。

ミュージアムの施策オプション

地域発展にミュージアムが果たす役割を明確に示し、それを重要文書・過程において運用可能にする

経営陣からミュージアム内外の他のすべてのステークホルダーに至るまで、こうした取り組みについて広く了承を得るには、ミュージアムと地域発展との関連性について認識が一致しなければなりません。また、すべての関係者やパートナーに理解される共通の将来像に向けてさまざまな見解と視点を取り入れるためには、強力なリーダーシップが必要となってきます。この将来像は、各局面・段階・目標・評価手段を明示した行動計画または実施計画にもとづき、新たな情報・機会・教訓を考慮して絶えず見直す必要があるため、不変ではありません。また、この新たな課題に取り組むためには、専属の職員を一定人数確保する必要もあります。

成功に向けたもうひとつの重要な要素は、すべてのミュージアム担当部門がどの程度この任務を理解・尊重しているかという点です。ミュージアム全般に渡る活動を調整・統括する方法はいくつかあります。例えば、経営陣（大規模なミュージアムの経営陣）と密接に関わる専属部隊の編成や同活動の担当者の任命、あるいは創造的なプロモーション活動へのアクセスを促し、その認知度を高めるための小規模なセンターの設置等が挙げられます。いずれにしても、この戦略的部隊は、ミュージアム内および周辺領域における業務の重複を回避すべく、各部局と連携する必要があります。

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- 任務を明示、戦略を文書化し、施設の将来像を定め、地域発展におけるその役割を認識する。
- 明確な目標と業績評価指標をもとに戦略とビジョンを達成するため、具体的な実施計画を定める。そのためにミュージアムは、職員・来館者・ステークホルダーがそれを優先事項として認識できるように、全体に伝える簡潔な書式に準じて戦略ロードマップを提示する必要がある。
- ビジョンと戦略の実施を統括する者を経営陣の中から任命する。
- 地方・地域または国家（あるいはその両方）の経済・社会戦略の設定と実施に積極的に関与する。
- その一部に貢献し、他の活動も統括することにより、こうした戦略における主

要な活動に責任を負う。

- 当該の地域社会において強力な存在感を示す（地域の文化・芸術活動の支援等）。

保全、保存と研究を中心的役割として持続する

地域発展における役割にかかわらず、今後もミュージアムの主要業務は、コレクションと管理を戦略的に計画し、倫理的に行動することです。コレクションを管理・保管・保全・記録・維持する方法はいくつかあります。そのため、管理方針・手順・業務の有効性を総合的に立証する施設運営の方法を多角的に検討し、多様な要因を考慮した上でこれらを評価しなければなりません。

ボックス18：責任あるミュージアムの保存・運營業務

ICOM 博物館倫理規定（ICOM Code of Ethics for Museums）は保存国際委員会（ICOM Committee for Conservation）と共同で、責任あるミュージアムの保存・運營業務を定めています。保存の高い水準と知の生産には、以下のことが必要です：

- 公認の包括的なコレクション管理方針が定められている。
- 適切な教育・訓練を受け、十分な経験を有する職員により、ミュージアムの管理責任を遂行する適切な人材が揃っている。
- 文書化・記録・目録作成のシステムが整っており、収蔵品とその関連情報（恒久的なものも一時的なものも）・現状・所在に加え、ミュージアムからの出し入れや施設内での移動を記録している。
- コレクションの所在を確認するために外部団体が行った年次監査の結果が常に更新されている。
- ミュージアムのコレクションの利用にともなう知的財産権が規定・保護されている。

出典：ICOM (2004); <http://www.icom-cc.org>

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- コレクションと管理について正しい判断を下すべく、任務を文書で規定し、コレクション関連書類（コレクション管理方針・コレクション計画等）を整える。また、関連のプログラムにおいて予防的保護を戦略的に計画する。
- 保存業務全般とアーカイブ情報を更新するシステムについて管理・技術職員を継続的に訓練する。
- 地方政府のさまざまな部門と密接に連携し、コレクションやその他の資源（関連データ等）を自然または人的災害から保護する。具体的には、災害リスク管理計画を設定・試行・更新し、データを活用する。
- 知的財産権に配慮する。

他の関連組織と連携して、影響力を高める

他の関連団体とのパートナーシップの形態は多様です。まず、ミュージアム職員は、地域のさまざまな経済・社会的ステークホルダーと定期的に会合し、意見交換と協議を重ねるべきでしょう。これにより、形式的な境界が取り除かれ、創造的な組織に関する意識に加え、地域発展におけるミュージアムの貢献度も高まり、より包括的な情報交換が可能となります。

より具体的には、同じ地域のミュージアム間で連携し、必要であれば関連のネットワークに加わることも可能でしょう。地域には従来から多くのネットワークが存在しますが、地域発展におけるミュージアムの効果を最大化する活動に焦点を絞ったものが業務には最適です。これにより、新種のサービスが開発され、ミュージアムが負担する費用が軽減されます。一方、特定の技術的要求により、ノウハウの共有や一部のサービスの共同管理がより重要となってきます。ミュージアムの多くは「事務管理」業務を共有することに関心を持っています。また、ミュージアムをクラスター化することは、ミュージアム間の競争を相互利益関係に発展させる上でも重要です。

こうしたネットワークは、文化施設および非文化施設を含め、ミュージアム以外の他の施設にも利用できます。また、他の文化機関（カルチャーセンター・劇場・出版社・オーディオビジュアル関連企業等）とのネットワークにより、来館者と製品・サービスの供給が増大し、多様化します。同様に、文化関連以外の企業とネットワークでつながれば、ミュージアムの資源が増大し、その認知度が高まるという利点も生まれます。

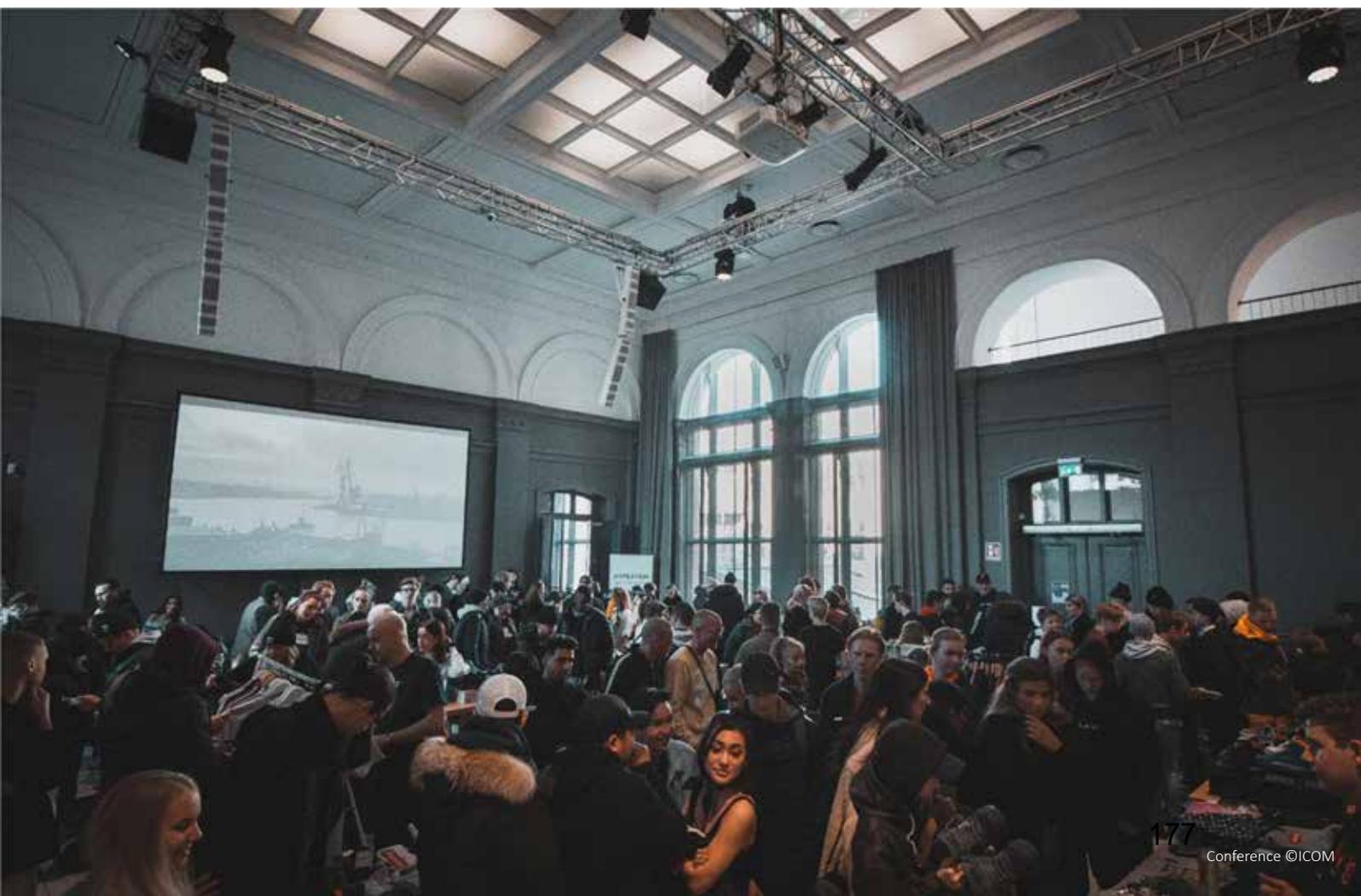
さらに、文化施設間の包括的なネットワークの構築により、地域社会の資産が形成され、一般市民が文化活動に参加するための基盤が整います。こうした組織的戦略はこの10年、米国デンバー（Denver）の大都市圏等で試験的に実施され、その結果、文化活動への参加度が高まり、地域の文化施設の財政状況も安定しました¹⁶。こうしたプログラムは来館者の誘致という目的はもとより、システム全体の社会的持続可能性戦略も意図しており、結果的に他の地域プログラムとの戦略的相補性も確保されます。

一方、ボランティアに協力を求めることもできます（国がボランティアの関与を認めている場合）。ボランティアはこれまで、ミュージアムでさまざまな役割を果たしてきました。典型的な例としては、ボランティア団体による資金援助、展示品の寄贈、ミュージアム業務の企画と代行等が挙げられます。現在、特に農村地域の場合、こうした活動は減少の傾向にあります。ミュージアムにとってボランティアが戦略的資源であることに変わりはありません。ボランティアにより、有能な人材の供給源が確保されるほか、ミュージアムと地域発展の問題との間のギャップも埋まります。

¹⁶ P.L. Sacco et al. (2013), "Culture as an engine of local development processes: System-wide cultural districts. II: Prototype cases", *Growth and Change, A Journal of Urban and Regional Policy*, Volume 44, Issue 4, pp. 571-588.

効果を高めるため、ミュージアムができる取り組み：

- 地域レベルで他の団体と交流し、連携関係を築くか、またはパートナーとなり、戦略を定期的に共有する。
- 研究グループ等を編成し、職員・来館者・利用者を取り込んで対話と意思決定を促進する。
- 第3セクターとのパートナーシップを奨励する。
- 長期的で持続可能なパートナーシップを奨励する。
- 地方・地域・国家のネットワークおよび国際的なミュージアム機関（ICOM等）に参加または支援する。
- 文化施設・非文化施設の地域ネットワークに参加または支援する。
- 他のミュージアムまたは文化施設あるいは非文化施設と共有できる製品と経費を見つける。



地方政府と博物館のための チェックリスト

本ガイドは、地域発展に及ぼす遺産の影響を最大化しようと努める地方政府及び地域政府とミュージアムに具体的な手段を提案するものです。すべてのミュージアムや都市が、本ガイドで取り上げられているテーマの全範囲を追求できるわけでも、追求すべきでもありません。本ガイドはむしろ、ミュージアムのコレクションの性質、地域社会のニーズ、その地域が抱えている社会経済的状况に左右される戦略と行動にヒントと情報を提供するためのものです。

本ガイドは、学習・自己評価・開発のためのツールであり、以下のことを意図しています：

- 文化遺産の経済的価値を最大化する施策の評価と改善（主体は地方・地域政府）。
- 地域の経済・社会機構との「既存または今後の連携」の評価と強化（主体はミュージアム）。
- 具体的な連携機会の特定（主体はミュージアム、地方政府およびその他のステークホルダー）。

自己評価には以下のような多様なステークホルダーが関与します：

ミュージアム

- 経営陣（学芸員または最高責任者あるいはその両方）
- 評価部門の責任者
- 教育や社会的包摂、来館者等を対象としたコミュニティープログラムの担当職員（評価の主要テーマに準ずる）
- ミュージアム所属のボランティア団体の責任者またはミュージアム友の会の代表者

地方政府

- 政治レベル：市長または副市長
- 文化部門の責任者
- 地域経済開発戦略・観光・雇用・社会的包摂・衛生・事業開発の担当職員

その他のステークホルダー

- 民間部門：商工会議所またはその他の業界団体

- 雇用・共生機関：公共雇用サービス機関、第3セクター機関、NGO
- 教育・研究機関：大学、職業訓練機関、学校
- 保健機関：病院
- 法務省：地域の刑務所
- 地域コミュニティ：ミュージアムと接触のある重要なコミュニティ組織

地域の経済発展のためにミュージアムの力を活用する

地方政府の政策オプション

◆ミュージアムを地域の観光開発戦略に組み込む			
情報提供や広告サポートに資金を拠出し、国際見本市にミュージアムを出展させることで、地域、国内外の各レベルでミュージアムを広報する。			
ミュージアムの入場料、現地の交通費（乗り放題）、他の文化活動へのアクセスを組み合わせたパッケージツアーを支援または主催する。			
観光客だけでなく住民のためのバスを発行することに対するインセンティブを設ける。			
開館時間および開館日を現地の状況と調整することに対するインセンティブを設ける。			
総合的サービスを提供するために、観光業者、ホテル、レストランやミュージアムの間における調整を促進する。			
観光業者がミュージアムの入場券を販売する場合に、公平な収益分配に取り組む。			
誰もが（例：低所得層、移動に困難が伴う人々）楽しめる観光を用意することで、持続可能な観光の原則を推進する。			
◆ミュージアムと経済界を結び付けて、新しい製品やサービスを生み出す			
ミュージアムがそのコレクションの存在を地元の生産者（農業者を含む）、職人、工芸家、デザイナー、中小企業、起業家により良く周知するのに力を貸す。			
共同作業スペースを含めた場の創造やコレクションの研究におけるミュージアムの取り組みを支援する。			
ビジネスの立ち上げ、開発やイノベーションに対する支援サービスを独創的な中小企業や起業家のニーズに適合させる。			
知的財産権の公正な管理を支援する。			

ミュージアムの施策オプション

◆ホスピタリティ業界および地域の文化施設と協力して、多様な対象者に働きかけ、新たな来館者を引き付ける			
地域発展の動向、人口の変動、観光のトレンドに関する情報を集め、機構内部の様々な部門や部署に広める。			
ホスピタリティ業界と定期的に関わる。			
来館者や観光客の行動に関して収集したデータを考慮しながら、独自の検討課題とタイムスケジュールについて検討する。			
地域の他の文化施設やイベントに協力して相乗効果を得る機会を検討する。			
◆企業だけでなく研究機関や教育機関をも取り込んで、イノベーションを促進する			
経済の担い手（起業家、デザイナー、職人、中小企業、農業生産者など）のための資源中核として自らを位置付ける。			
経済の担い手その他の関係者がミュージアムの蓄積した知識から恩恵を受けられるような方法で、コレクションやアーカイブの展示を主催する。このことは、地域の科学、技術、経済、社会に関連するミュージアムのアーカイブが効率的に管理されていることを意味する。			
経済の担い手（起業家、デザイナー、職人、中小企業など）との議論を積極的に実施するために、職員の職務の範囲に明確に位置付ける。			
経済関係者と協力することによって、新しいスポンサーを動員します。			
アウトリーチ活動を提供し、コレクション資源の利用例を見せ、ミュージアムが役立つことを示す。			
共同作業やネットワークづくりの機会のためにオープンスペースを提供し、ミュージアム施設を知識交流という目的に適合させる。			
職員の職務の範囲に、ミュージアムの知的財産権に特化した業務を位置づける。小規模なミュージアムの場合には、資源の共同管理、あるいは大規模なミュージアムとの連携を検討する。			
知的財産権に適した新製品やデジタルツールを特定する。			
地元の製品を戦略的にブランド化し、伝統的な生産方法を守るとともに、地域社会の文化的表現に関連する知的財産権を保護する適切な枠組みづくりに貢献する方法について考える。			

都市の再生と地域社会の発展におけるミュージアムの役割を確立する

地方政府の政策オプション

◆ミュージアムとその周辺領域を都市計画に組み込む			
ミュージアムを都市計画や都市復興に関する議論や公聴会の場として活用するとともに、地域開発の関係者との関係性を強化する。			
ミュージアムと協力して、周囲の環境（公園、庭園）を観光の要素とし、周辺の文化的・自然景観を保護する。			
ミュージアムの周囲の公共空間を整備する： <ul style="list-style-type: none"> ● 都市空間を全体的な視点で捉えるため、学際的チーム（都市計画家、建築家、ミュージアム、コミュニティグループを含め）を設置する。 ● 広い都市構造に組み込み、歩行者の移動が多い現地の街路と繋がり、人々の交流を促すための新しい公共空間を設置する。 ● 質の良い座席、無料プレイ・エリアなど、それほど費用をかけずに集客効果のある方法を考える。 			
歩行者の移動が多い場所では、カフェやショップなど地域活動への波及効果が発生するようにする。			
ミュージアムはコレクションを収蔵・展示するだけの場所ではなく、地域の集合的福祉に貢献する活動の源であると考える。			
◆ミュージアムを公共的討論と地域社会の出会いのための場と見なす			
イベントに関する情報を公開・共有し、交通サービスを提供することにより、コミュニティの参加を奨励する。			
アマチュアのための研修やワークショップなど、ミュージアムにおける教育活動を支援する。			
ミュージアムと協力して、都市計画、農村振興（村おこし）、文化政策に関する集会や公聴会の企画を行う。			
コミュニティや市民を巻き込み、サービスを提供するため、ミュージアムのアウトリーチプログラムや見学プログラムを支援する。			

◆ミュージアムを創造的地区の拠点として活用する			
アーティスト、都市計画家、デザイナー、ミュージアムの専門家、都市活動家のための居住プログラムを組織することにより、ミュージアムを芸術的でクリエイティブな中心として促進する。			
トレーニング、革新技術、新興企業、開発サービスが連携し、クリエイティブな起業家を支援する。			
文化産業・クリエイティブ産業や知識集約的組織との連携を支援し、新しい意味、製品、サービスを生み出す。			
文化地区におけるアーティストや職人、デザイナーがワークショップスペースを賃貸する際に補助金支給を検討する。			

ミュージアムの施策オプション

◆ミュージアムの計画と発展をより幅広い都市計画プロセスの一部と見なす			
<p>建築工事や改築工事プロジェクトを、都市計画への影響とミュージアムへの特別なニーズに基づいて評価する：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画とミュージアム周辺の公共空間の利活用を考えるために学際的なチームを参加させる、またはチームを立ち上げる。 ● ミュージアムを地域の都市構造へ拡張する取り組みの一環として、周辺の文化的景観や自然景観（広場、庭園、公園）を可能な限り考慮し、管理する。 ● ミュージアムの建設や改修工事プロジェクトが自然環境、エネルギー消費、環境の持続可能性及び気候変動にもたらす影響を考慮する。 			
通常の開館時間外を含め、地域住民や観光客がアクセスしやすい物理的な空間を設計する。			
ワークショップ、展覧会、非公式な集会など、多様な体験に対応できるよう、内部空間を柔軟な作りにする。			
◆地域社会にとって安全で開かれた場として、対話と意識の向上を図る			
コレクションの枠組みの範囲を超えて、地域の文化遺産を保存し、称賛するため、ミュージアムを地元の組合や関係企業を中心地と捉え、活動する。			
テーマを決めた文化的展示会などの活動をまとめ、コミュニティ間やコミュニティ内のつながりを形成する。			
アウトリーチを地理的に不利な地域やコミュニティに働きかけるプロセスと考える。			
特に都市部のミュージアムの場合、周辺の農村地域へのアウトリーチ活動を独自に企画するか、またはミュージアム、文化施設や文化以外の施設との協力体制及びネットワークを確立する。			

◆創造的地区の発展において先を見越した役割を果たす			
都市計画を管理する地方政府の組織構造に参加する。			
ミュージアムのコレクションや活動に関して、芸術や科学などの資源を利用できる地域経済のセクターを特定する。			
アーティスト、地元の生産者、職人、デザイナー、中小企業、その他の企業がコレクションを利用しやすい仕組みを作る。			
中小企業、起業家、クリエイティブの専門家を対象としたイノベーション、起業支援、事業開発支援を行う地域イニシアチブに参加する。			
博物館の可能性を活かして、地域のナイトタイムエコノミー（夜間経済）の活発化に貢献できるように、開館時間の延長を検討する。			
◆農村地域におけるコミュニティの資産と遺産の価値を高める			
コレクションの枠組みの範囲を超えて、地域の文化遺産を保存し、維持するため、地元の組合や関係企業の中核となる。			
可能な限り、ボランティアを動員し、支援する。			
大都市や海外の国を含め、他のミュージアムや文化的・社会的組織のネットワークと協力する。例： ● 保存および復元ラボや公共施設を活用する。 ● 新しい展示会やプログラムを開発する。			
可能であれば、主に管理部門から始めて、知識のインプットや資源を他の文化的組織または地方政府機関と共同管理する。			

3

文化を意識し創造的な社会を促進する

地方政府の政策オプション

◆青少年及び成人のための教育とトレーニングにミュージアムが果たす役割を認識する			
ミュージアムが教育・トレーニングにおける役割を認識することで、ミュージアムが担う任務を明確にする。			
地方政府の戦略企画書やプログラムにおける、教育、成人トレーニング、生涯学習に果たすミュージアムの役割を認識する。			
ミュージアム利用の物理的また認識上の障壁を取り除くための支援をする。			
確実にミュージアムが教育、訓練または雇用促進の取り組みを通じた資金支援の対象となるようにする。			
学校、技術、職業、教育訓練施設、大学、職業紹介所など、地域の関連機関間の協力を促進する。			
◆ミュージアムと協力し、来館者の経験をより拡張するための資源と能力をつくりあげる			
より広範囲の地域発展戦略の観点から、こうした体験の必要性についてミュージアムと協議する。			
ミュージアムが法的に社会プロジェクトへの支援金の対象となるようにする。			
必要に応じてミュージアムの外に空間を確保する。			
◆地域の来館者と観光客のニーズのバランスをとる			
観光客や地元住民がミュージアムを利用しやすくするために、ミュージアム、教育機関、交通局、観光局、旅行業者と連携し、ミュージアムのイベントスケジュールを管理する。			
地元に住むより多くの家族や成人をミュージアムに呼び込むためのインセンティブを創出する（例えば、学校訪問、成人学習プログラム、フェスティバルやイベントを通じて）。			

ミュージアムの施策オプション

◆ミュージアムへの来館を、内省と創造性を促進する経験として体系づける			
創造性を刺激する体験としてミュージアムの来館プログラムを構築する。			
さまざまな来館者層や学習スタイルに対応できる情報を工夫する。			
デジタル技術を使うなど、ミュージアムのプログラム作りや活動において参加型キュレーティング（情報を編集して新たな意味や価値を付加し、共有すること）とコミュニティの参加を促進する。			
◆教育、トレーニング、生涯学習の機会を提供する			
優先課題として地方政府と市民社会団体が特定している人口集団の教育ニーズや職業訓練ニーズについての情報を探す。			
教育や職業訓練に関して、ミュージアムのコレクション、取り組み、事業内容に応じた関与の可能性を評価する。			
活動を提供できるように、職員の能力とスキルを養成する。			
学習活動を共同設計し、共同出資の機会を求めて、地域の教育や訓練施設に働き掛ける。			
教育やトレーニングプログラムを実施する上で必要な予算の編成と、ミュージアム本来の資源以外の資金を積極的に申請する。			
優先課題として地方政府と市民社会団体が特定している人口集団の教育ニーズや職業訓練ニーズについての情報を探す。			
◆文化多様性を促進する			
障がいを持つ人々も含め、あらゆるタイプの来館者を取り込みつつ、展示やプレゼンテーションを通じてコミュニティを結びつけ共同制作の機会を創出する。			
従来はミュージアムに來なかつた地域住民に、将来の来館者としてだけでなく寄贈者やボランティアとしての参加を働きかける。			
活動を支援するために社会福祉予算を活用する。			

4

包摂、健康と幸福の場としてのミュージアムを推進する

地方政府の政策オプション

◆データ、資源やパートナーシップの活用を通じて、ミュージアムによる社会福祉への貢献を最大化する			
地域コミュニティの幸福と福祉に貢献する上でのミュージアムの価値を考察し、その潜在的寄与を地域発展戦略に組み込む。			
包括的な地域の社会経済的情報をミュージアムが利用可能にする。			
ミュージアムと他の関連する社会的機関のパートナーシップ形成を促す。			
他の組織が分担・出資可能な経費を見分ける。			
◆雇用への道筋の提供においてミュージアムが果たす役割を検討する			
地域の労働市場についての情報をミュージアムと共有する。			
地域レベルで労働市場と教育機関との対話を確立し、透明性を維持しかつ定期的に戦略を共有する。			
ミュージアムが専門教育・トレーニングプログラムを実施できるように財政的な支援をする。			
◆幸福向上への幅広いアプローチにミュージアムを組み込む			
命の危険にさらされている人々（高齢者、貧困者、難民、亡命者、身体障害や学習障害を持つ人々）が定期的にミュージアムを訪れるようにするためのインセンティブをミュージアムに与え、そのための資源を提供する。			
地域の社会経済的状况に関する情報を自らの戦略に取り込むようミュージアムに働きかけ、ターゲットを定めるためにどのようにその情報を利用できるかを示す。			
ミュージアムと地域の保健機関・社会機関との対話の場を設ける。			
健康・環境問題について地域の人々により多くを知らせるための展示や研究プログラムに対し財政支援を行う。			
保健機関での文化活動や展示、ワークショップの開催を支援する。			

刑務所や同等の社会機関とのコミュニケーションを容易にし、共同プログラムの実施を促す。			
物理的空間などの資源の利用権を提供するなどにより、ミュージアム外部に対するミュージアムのコレクションの一部の貸し出しや、ミュージアム外部での独立した展示に対する支援を行う。			
ミュージアムが活動を推進するための規定、ミュージアムが社会福祉予算による助成金の受給資格を得る上で必要となる規定をできるだけ見直す。			

ミュージアムの施策オプション

◆地域の恵まれない人々もつニーズを認識し、それに応じる上で必要な内在的能力を養う			
地域の社会経済的状況に関する情報をミュージアムの戦略に取り込み、展覧会や教育事業、アウトリーチ活動のほか、一般来館者へのプログラムについても、これらのデータがどのように目標設定に活用できるのか示す。			
戦略的アプローチの理解を促進するため、自館の職員研修を実施する。また、ミュージアム以外のセクターのパートナーとの協力をを行う。			
地域レベルで社会組織との継続的な対話を確立し、社会組織との長期的なパートナーシップを促し、定期的に戦略を共有する。			
ミュージアム内に学際的組織を構築・支援するために、部門間共有の設備の設置を推進する。			
社会福祉予算あるいは、関連の慈善団体、財団、民間セクターが後援する新たな財源を動員する。			
他のミュージアムやパートナーと分担、共同出資できる経費を見つける。			
◆しかるべき組織と連携して、雇用に適したスキルを高める			
収集、作業、運用の性質に応じて、包括的かつ専門的なトレーニングの独自の可能性を見つける。			
長期的なパートナーシップと共同プログラムの計画に求められる要件を関連の専門機関と共に検討する。			
プログラムを実施するための空間をミュージアムの内部と外部両方に設ける可能性を検討する。			
パートナーと連携し、プログラムの実施に必要な予算と実行計画を設ける。			

◆特定の人々（ホームレス、受刑者、高齢者、その他の疎外された人々）のニーズに応えるために他の組織と共同でプログラムを立案する			
地域の保健、社会包摂、更生関係組織、および地域の関連 NGO との継続的な対話、または長期的なパートナーシップを確立し、各々が定期的に戦略を共有する。			
対象グループだけでなく、上記の機関の職員向けのプログラムを設計する。			
ミュージアム外での使用のためにコレクションの一部を臨時貸し出すことや、ミュージアムの閉館時間に特定のグループが活動及び利用できることを検討する。			
他の組織と分担または共同出資できる経費を見つける。			
実験プログラムに適した評価システムを設計する。			
他のパートナー機関と関連する情報や成果を共有する。			

地域発展にミュージアムの役割を位置づける

地方政府の政策オプション

◆ミュージアム同士の協力に対して、長期的で総合的なアプローチをとる			
ミュージアムをその地域発展プログラムに組み込み、地域の将来をテーマとしたフォーラムや会議にミュージアムを全面参加させる。			
文化的領域同様に、社会経済的な領域においてもミュージアムの主導を促す。			
中長期的な展望による連携戦略を企画し、できる限り中長期的な契約上の合意を設ける。			
ミュージアムが生み出す波及的利益の特定とその分布のための枠組みを明確に構築する（地方政府がこの利益を管理している場合）。			
ミュージアムの純利益を将来の発展に再投資することを約束する（地方政府がこの利益を管理している場合）。			
説明責任を明らかにするため、ミュージアムと共通の目的に基づき一部の評価手法について合意する。			
◆ミュージアムの中核機能としての保存、管理および研究を支援する			
ミュージアムの科学的必要性を支援し、専門の人的資源・技術資源を動員する。			
特定の空間を確保・設置し、特定の技術作業を実施することにより、ミュージアムの保全・保存及び研究活動を支援する。			
さまざまな地域のミュージアムの保存業務を支援、または共有する。			
◆ミュージアムの能力を高めるため、資源の投入などの戦略を検討する			
地域の文化的・非文化的機関およびミュージアムによる共同管理も含め、地域のミュージアム同士で資源をプールするインセンティブを生み出す。			
地域のミュージアム同士でサービスを共同で実施するインセンティブを生み出す。			
農村地域では、大型都市などに点在するミュージアム、文化やそのほかの組織と連携し資源の共有やネットワークの構築を支援することにより、能力の向上、新しい展示イベントやプログラムを計画する。			
地方政府の研修システムをミュージアムの職員が利用できるようにする。			

地域レベルでより広くボランティアについての情報を共有し、可能ならば、ボランティアの動員を促す。組織に必要な経費の一部を負担する。ミュージアムとともにボランティアの基準を設計する。			
---	--	--	--

ミュージアムの施策オプション

◆地域発展にミュージアムが果たす役割を明確に示し、それを重要文書・過程において運用可能にする			
任務を明示、戦略を文書化し、施設の将来像を定め、地域発展におけるその役割を認識する。			
明確な目標と業績評価指標をもとに戦略とビジョンを達成するため、具体的な実施計画を定める。そのためにミュージアムは、職員・来館者・ステークホルダーがそれを優先事項として認識できるように、全体に伝える簡潔な書式に準じて戦略ロードマップを提示する必要がある。			
ビジョンと戦略の実施を統括する者を経営陣の中から任命する。			
地方・地域または国家（あるいはその両方）の経済・社会戦略の設定と実施に積極的に関与する。			
その一部に貢献し、他の活動も統括することにより、こうした戦略における主要な活動に責任を負う。			
当該の地域社会において強力な存在感を示す（地域の文化・芸術活動の支援等）。			
◆保全、保存と研究を中心的役割として持続する			
コレクションと管理について正しい判断を下すべく、任務を文書で規定し、コレクション関連書類（コレクション管理方針・コレクション計画等）を整える。また、関連のプログラムにおいて予防的保護を戦略的に計画する。			
保存業務全般とアーカイブ情報を更新するシステムについて管理・技術職員を継続的に訓練する。			
地方政府のさまざまな部門と密接に連携し、コレクションやその他の資源（関連データ等）を自然または人的災害から保護する。具体的には、災害リスク管理計画を設定・試行・更新し、データを活用する。			
知的財産権に配慮する。			
◆他の関連組織と連携して、影響力を高める			
地域レベルで他の団体と交流し、連携関係を築くか、またはパートナーとなり、戦略を定期的に共有する。			

研究グループ等を編成し、職員・来館者・利用者を取り込んで対話と意思決定を促進する。			
第3セクターとのパートナーシップを奨励する。			
長期的で持続可能なパートナーシップを奨励する。			
地方・地域・国家のネットワークおよび国際的なミュージアム機関（ICOM等）に参加または支援する。			
文化施設・非文化施設の地域ネットワークに参加または支援する。			
他のミュージアムまたは文化施設あるいは非文化施設と共有できる製品と経費を見つける。			

そのほかの実践的ツールキットとガイド

- 保健福祉の技術—評価の枠組み— (Arts for Health and Well-being, An Evaluation Framework)
www.ae-sop.org/resources
- 教育ツールキット (Education Toolkit)
Arja van Veldhuizen, October 2017 made possible by the LCM, the Erfgoedhuis Zuid-Holland and ICOM-CECA
<http://network.icom.museum>
- ミュージアムにおける学習とそのスペース (Learning and Learning Spaces in Museums)
<http://online.ibr.regione.emilia-romagna.it>
- 芸術・文化の経済的利益の査定、芸術・文化組織向けの研究方法論に関する実践的ガイダンス (Measuring the Economic Benefits of Arts and Culture) Practical Guidance on Research Methodologies for Arts and Cultural Organisations, Arts Council England, 2012
- ミュージアム・創造産業のツールキット (Museum and Creative Industries Toolkit)
www.nimc.co.uk
- ミュージアムの影響の査定 (Measuring Museum Impacts)
<http://online.ibr.regione.emilia-romagna.it>
- 社会活動業務の査定： ミュージアム用ツールキット (Measuring Socially Engaged Practices: A toolkit for museums)
Museums Association (MA), United Kingdom, www.museumsassociation.org
- ミュージアムと文化創造産業 (Museos e Industrias Creativas)
<https://evemuseografia.com>
- ミュージアムの開館 (Open Up Museums)
www.openupmuseums.com
- 持続可能性とミュージアム、改善の可能性 (Sustainability and museums, Your chance to make a difference)
Museums Association (MA), United Kingdom www.museumsassociation.org
- UCL ミュージアム幸福査定ツールキット (UCL Museum Well-being Measures Toolkit)
www.ucl.ac.uk

参考文献一覽

- AAM (2017), *Museums as Economic Engines: A National Report*, American Alliance of Museums, Oxford Economics, <https://www.aam-us.org/wp-content/uploads/2018/04/American-Alliance-of-Museums-web.pdf> (Accessed on 19 October 2018).
- AAM (2013), *Museums on Call: How Museums Are Addressing Health Issues*, American Alliance of Museums, <https://www.aam-us.org/wp-content/uploads/2018/01/museums-on-call.pdf> (Accessed 16 October 2018).
- ACE (2012), *Measuring the Economic Benefits of Arts and Culture*, Arts Council England, https://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-file/Measuring_the_economic_benefits_of_arts_and_culture.pdf (Accessed 8 July 2019).
- Anderson, D. et al. (2007), "Understanding the long-term impacts of museum experiences" , in *In Principle, in Practice: Museums as Learning Institutions*, pp. 197-215.
- Bertacchini, E. et al. (2018), "Ownership, Organization Structure and Public Service Provision: The Case of Museums" , *Journal of Cultural Economics*, Volume 42, Issue 4, pp. 619-643, <https://link.springer.com/article/10.1007/s10824-018-9321-9> (Accessed 5 January 2019).
- Brida, J. et al. (2012), "Understanding urban tourism attractiveness: The case of the Archaeological Ötzi Museum in Bolzano" , *Journal of Travel Research*, Volume 51, Issue 6, pp. 730-741, <http://dx.doi.org/10.1177/0047287512437858>.
- Chadwick, A. (2000), "Museums and lifelong learning: The adult dimension" , *Nordisk Museologi*, Volume 2000-11, pp. 79-86.
- Chang, E.J. (2006), "Interactive experiences and contextual learning in museums" , *Studies in Art Education*, Volume 47, Issue 2, pp. 170-186.
- Crociata, A. et al. (2014), "Cultural Access and Mental Health: An Exploratory Study" , *Social Indicators Research*, Volume 118, Issue 1, pp. 219-233.
- Crooke, E. (2008), *Museums and community: ideas, issues and challenges*, Routledge.
- Crossick, G., and P. Kaszynska (2016), *Understanding the value of arts & culture: The AHRC Cultural Value Project*, Arts and Humanities Research Council, <https://ahrc.ukri.org/documents/publications/cultural-value-project-final-report/> (Accessed on 19 October 2018).
- Edeiken, LR. (1992), "Children' s museums: The serious business of wonder, play, and learning" , *Curator: The Museum Journal*, Volume 35, Issue 1, pp.

21-27, <https://doi.org/10.1111/j.2151-6952.1992.tb00731.x>.

- Fancourt, D., and Steptoe, A. (2018), “Cultural engagement predicts changes in cognitive function in older adults over a 10 year period: findings from the English Longitudinal Study of Ageing” , *Nature International Journal of Science*, Scientific Reports, Volume 8, Article number: 10226 (Accessed 16 October 2018).
- Gob, A., and Postula, J.L. (2015), “*Le musée de ville, Histoire et actualités*” , Ministère de la Culture et de la Communication, La Documentation française.
- Greffe, X., and A. Krebs (2010), *The Relationship between Museums and Municipalities in Europe*, E=MU2 Policy analysis group, http://www.pportodosmuseus.pt/wp-content/uploads/2011/03/musees_municipalites_rapport_final_ENG.pdf (Accessed on 16 November 2017).
- Greffe, X., et al. (2017), “The future of the museum in the twenty-first century: recent clues from France” , *Museum Management and Curatorship*, Volume 32, Issue 4, pp. 319-334.
- Greffe, X., (2011), “The Economic Impact of The Louvre” , *Journal of Arts Management, Law, and Society*, Taylor & Francis (Routledge), Volume 41, Issue 2, pp.121-137.
- Grodach, C. and Loukaitou-Sideris, A. (2007), “Cultural development strategies and urban revitalization” , *International Journal of Cultural Policy*, Volume 13, Issue 4, pp. 349-370, <https://doi.org/10.1080/10286630701683235>.
- Grossi, E. et al. (2012), “The interaction between culture, health and psychological well-being: Data mining from the Italian Culture and Well-Being project” , *Journal of Happiness Studies*, Volume 13, Issue 1, pp. 129-148.
- Gurian, EH. (2011), “Function Follows Form: How Mixed-Used Spaces in Museums Build Community” , *Curator: The Museum Journal*, Volume 44, Issue 1, pp. 97-113.
- ICOM (2018), ICOM establishes new working group on sustainability, <https://icom.museum/en/news/icom-establishes-new-working-group-on-sustainability/> (Accessed on 20 November 2018).
- ICOM (2011), “*Museums and Sustainable Development: How can ICOM Support, in Concrete Terms, the Museum Community’ s Sustainable Development Projects?*” In Proceedings of the Advisory Committee Meeting, Paris, France, 6-8 June 2011, http://archives.icom.museum/download/june2011/panels/110602_%20JM_panel1.pdf (Accessed on 19 November 2018).
- ICOM (2007), ICOM Statutes, International Council of Museums, Paris, https://icom.museum/wp-content/uploads/2018/07/2017_ICOM_Statutes_

- EN.pdf (Accessed on 28 November 2017).
- ICOM (2004), *Code of Ethics for Museums*, International Council of Museums, Paris, <http://icom.museum/ethics.html> (Accessed on 16 November 2017).
 - ICOM (2002), *Shanghai Charter for the Protection of Intangible Heritage*, http://icom.museum/shanghai_charter.html.
 - Iorio, M., and Wall, G. (2011), "Local museums as catalysts for development: Mamoiada, Sardinia, Italy" , *Journal of Heritage Tourism*, Volume 6, Issue 1 pp. 1-15.
 - McCarthy, K. et al. (2004), *Gifts of the Muse: Reframing the Debate about the Benefits of the Arts*, RAND Research in the Arts, <https://www.rand.org/pubs/monographs/MG218.html> (Accessed on 16 November 2017).
 - NMA (2011), *More Than Worth It. The Social Significance of Museums*, DSP-Groep, Netherlands Museums Association.
 - OECD (2018) *Health Inequalities and Inclusive Growth* <http://www.oecd.org/els/health-systems/inequalities-in-health.htm> (Accessed 16 October 2018).
 - OECD (2014), *Tourism and the Creative Economy*, OECD Publishing, Paris, <http://dx.doi.org/10.1787/9789264207875-en>.
 - OECD (2008), *Local Development Benefits from Staging Global Events*, OECD Publishing, Paris, <http://dx.doi.org/10.1787/9789264042070-en>.
 - OECD (2008), *The Impact of Culture on Tourism*, OECD Publishing, Paris, <http://dx.doi.org/10.1787/9789264040731-en>.
 - OECD (2005), *Culture and Local Development*, OECD Publishing, Paris, <http://dx.doi.org/10.1787/9789264009912-en>.
 - OECD (2001), *Managing University Museums*, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/9789264194984-en>.
 - O' Neill, M (2011), "Cultural Attendance and Mental Health" , *Journal of Mental Health*, Volume 9, Issue 4, pp. 22-29, <https://culturecounts.cc/marketing-uploads/resources/Cultural-attendance-and-public-mental-health-Mark-ONeill.pdf> (Accessed 16 October 2018).
 - Piekkola, H. et al. (2014), *Economic impact of museums*, University of Vaasa, Levón Institute.
 - Plaza, B. (2008), "On some challenges and conditions for the Guggenheim Museum Bilbao to be an effective economic re-activator" , *International Journal of Urban and Regional Research*, Volume 32, Issue 2, pp. 506-517.
 - Sacco, P.L. et al. (2018), From Culture 1.0 to Culture 3.0: Three Socio-Technical Regimes of Social and Economic Value Creation through Culture, and Their Impact on European Cohesion Policies, *Sustainability*, 10, 3923; <http://dx.doi.org/10.3390/su10113923>.

- Sacco, P.L. (2013), “Culture 3.0: The impact of culture on social and economic development, & how to measure it” , presentation at Scientific support for growth and jobs: Cultural and creative industries conference, Bruxelles, October 24, 2013, <https://ec.europa.eu/assets/jrc/events/20131024-cci/20131024-cci-sacco.pdf>.
- Sacco, P.L. et al. (2013), “Culture as an engine of local development processes: System-wide cultural districts. II: Prototype cases” , *Growth and Change, A Journal of Urban and Regional Policy*, Volume 44, Issue 4, pp. 571-588.
- Thomson, L.J. and H. Chatterjee (2016), “Well-Being With Objects: Evaluating a Museum Object-Handling Intervention for Older Adults in Health Care Settings” , *Journal of Applied Gerontology*, Volume 35, Issue 3, pp. 349-362, <http://dx.doi.org/10.1177/0733464814558267>.
- Thomson, L.J. et al. (2015), “Social Prescribing: A review of community referral schemes” , University College London.
- Travers, T., and Glaister, S. (2004), “Valuing museums: Impact and innovation among national museums,” National Museum Directors’ Conference, Imperial War Museum, London.
- Tuck, F., et al. (2015), *The Economic Impact of Museums in England*, Arts Council England.
- UNESCO (2016), *Culture Urban Future, Global Report on Culture for Sustainable Urban Development*, Paris, <http://unesdoc.unesco.org/images/0024/002462/246291E.pdf> (Accessed on 16 November 2017).
- Van Aalst, I., and Boogaarts, I. (2002), “From museum to mass entertainment: The evolution of the role of museums in cities” , *European Urban and Regional Studies*, Volume 9, Issue 3, pp. 195-209.
- Węziak-Białowolska, D. et al. (2018), “Involvement With the Arts and Participation in Cultural Events-Does Personality Moderate Impact on Well-Being? Evidence From the U.K. Household Panel Survey” , *Psychology of Aesthetics, Creativity, and the Arts*, <http://dx.doi.org/10.1037/aca0000180>.
- Weziak-Białowolska, D. (2016), “Attendance of cultural events and involvement with the arts: impact evaluation on health and well-being from a Swiss household panel survey” , *Public Health*, Volume 139, pp. 161-169, <http://dx.doi.org/10.1016/j.puhe.2016.06.028>.
- Zukin, S. and Braslow, L. (2011), “The life cycle of New York’ s creative districts: Reflections on the unanticipated consequences of unplanned cultural zones” , *City, Culture and Society*, Volume 2, Issue 3, pp. 131-140, <https://doi.org/10.1016/j.ccs.2011.06.003>.



骨太等の政府文書における博物館関係記載（抜粋）

経済財政運営と改革の基本方針 2022

令和 4 年 6 月 7 日 閣議決定

第 2 章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

(1) 民間による社会的価値の創造

(PPP/PFI の活用等による官民連携の推進)

スタジアム・アリーナ、文化施設、交通ターミナル等へのコンセッション導入、指標連動方式も活用した道路等のインフラの維持管理・更新での案件形成等活用対象の拡大を図るとともに、水道、下水道、教育施設等の先行事例の横展開を強化する。

(3) 多極化・地域活性化の推進

(文化芸術・スポーツの振興)

ソフトパワーを含む我が国が誇る文化芸術資源の持続可能な活用を通じた経済・地域活性化を促進するため、統括団体等を通じた文化芸術団体・関係者の活動支援、文化芸術教育や子供の文化芸術鑑賞・体験機会の確保、クリエイターの創作活動の支援、国立文化施設や博物館の機能強化や日本博 2.0 等の「WABI」の取組⁷⁹を推進しつつ、インセンティブを付与した寄附を始めとする民間資金や文化DX⁸⁰の一層の活用等により、文化財等の保存と活用の好循環や日本の文化芸術・コンテンツの魅力の国内外への発信、グローバル展開及び地方展開の着実な支援・収益基盤の強化を推進する。これらを通じ、アート市場活性化を含め文化芸術の成長産業化⁸¹を図る。これらも含めた次期文化芸術推進基本計画を本年度内に策定し、政府一体となって推進する。メディア芸術ナショナルセンターに関する構想に基づき、必要な検討を行う。

⁷⁹ 「『咲き誇れ！日本文化』戦略 WABI - Worldwide Art Blossom Initiative -」（令和 4 年 5 月 12 日 日本博総合推進会議）、国際的なアートフェアの誘致、文化財の匠プロジェクトや文化観光拠点等の整備及び日本遺産の推進、地域の伝統行事等の伝承等。三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開も引き続き実施。

⁸⁰ デジタル技術を活用した文化芸術活動等の効果的・効率的な推進を指し、著作権制度改革を含む。

⁸¹ 映画作品のロケ誘致活動や e スポーツ（コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称）等、文化関連産業の振興を含む。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

～人・技術・スタートアップへの投資の実現～

フォローアップ

令和4年6月7日 閣議決定

IV. 個別分野の取組

6. 文化芸術・スポーツの振興

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

(文化芸術)

(略)

- ・ 国立美術館におけるアートのグローバル発信や国立科学博物館、東京国立博物館におけるデジタル技術を活用した展示手法の開発を行う。 国立アイヌ民族博物館における遠隔授業や教員研修といった教育普及事業、デジタルコンテンツの展示・情報発信の充実を図るなど、アイヌ文化等の理解促進の取組を着実に進める。 また、伝統芸能の伝承・創造の中核となる国立劇場の再整備等を進める。

(略)

- ・ 改正博物館法に基づき、他の博物館など地域の多様な主体との連携・協力による博物館、美術館等の地域の活力向上の取組を支援するとともに、デジタル・アーカイブ化や人材育成・研修等を支援する。
- ・ 文化資源を中核とする観光拠点・地域を引き続き全国で整備するため、文化観光推進法に基づく文化観光拠点・地域の整備の促進や、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行うとともに、文化財保存活用地域計画の認定・作成支援等を行う。また、博物館、美術館等の文化施設においてポストコロナを見据えた国内外の観光需要への対応等の受入環境整備を支援する。 さらに、文化資源の高付加価値化を図るため、地域の文化施設や文化資源等への還元を念頭に適正な収益を生む文化観光コンテンツの充実を図る取組を支援する。あわせて、海に眠る歴史的遺産である水中遺跡の調査・活用や三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開を行う。

(略)

デジタル田園都市国家構想基本方針(抄)

令和4年6月7日 閣議決定

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

1. 取組方針

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

地方活性化を図るため、地方の経済・社会に密接に関係する様々な政策分野においてデジタルの力を活用した社会課題解決や魅力向上を図ることが必要である。これらを実現する上で重要な要素として、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、という4つの類型に分類して、それぞれの取組を推進する。これらを通じ、2024年度末までにデジタルの実装に取り組む地方公共団体 1,000 団体の達成を目指す。

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

(5) 豊かで魅力あふれる地域づくり

③ 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

iv 民間の創意工夫を活用した公共施設等の質の向上

【具体的取組】

(a) PPP/PFI の一層の活用促進

・関係省庁と連携の下、スポーツ、文化・教育施設におけるコンセッション等官民連携の取組を推進する。

④ 魅力的な地域をつくる

(中長期的な取組の方向性)

【地域資源を活かした個性あふれる地域づくり】

地方の大きな魅力として、各地域が育んできた文化や芸術、スポーツに関する活動が挙げられる。このため、地方の特色ある歴史や文化・スポーツ、食といった無形資産の価値を高める取組を進める。さらに、美術館・博物館の DX を推進し、アカウントビリティの確保や運営の効率化等を図る。また、日本に所在する文化遺産をオンラインで公開し、地方の魅力を広く世界に発信する。加えて、デジタル技術の活用等による地域のにぎわいづくりを目指すスタジアム・アリーナ改革を官民一体となって推進する。

④ 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

iii 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり等

【具体的取組】

(a) 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり等

・地域の实情に応じた観光地域づくりを推進する観点から、以下に掲げる取組を実施し、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり等を図るとともに、着地整備の取組を行った地域の魅力発信やプロモーションについては、JNTO と地域の適切な役割分担に基づく連携により、効果的・効率的に行うことを目指す。

<新たなコンテンツの創出・高付加価値化>

(略)

・全国 400 か所程度の文化観光拠点・地域の整備に向け、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第 18 号。以下「文化観光推進法」という。)に基づく取組や日本遺産全体の底上げ等の支援の実施のほか、「日本博 2.0」の全国展開、デジタルコンテンツ等を活用した国内外への発信、水中遺跡の調査・活用、博物館の常設コンテンツの充実等に取り組む。

(c)産業遺産の活用・国が設置・運営するインタープリテーション(展示)のための施設であり、産業遺産に関する調査研究・人材育成・情報提供のための総合的な拠点となる産業遺産情報センターにおいて、デジタル技術の活用の観点も積極的に取り入れつつ、「明治日本の産業革命遺産」をはじめとする地域の産業遺産に関する情報を国内外に発信し、我が国の産業遺産の理解の増進を図るとともに、観光資源として活用する。(内閣府産業遺産の世界遺産登録推進室、内閣府地方創生推進事務局)

iv 文化によるまちづくり

【具体的取組】

(a)文化によるまちづくり

・以下に掲げる取組を実施し、デジタル技術も活用しつつ、地域の文化資源の活用や文化芸術の魅力発信等による地域活性化を進める。

<文化施設による地域活性化>

・博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)の改正を踏まえ、地域の博物館・美術館等の国内外における交流・ネットワーク形成や各館におけるデジタルアーカイブ等の取組への支援を行い、博物館・美術館等による地域活性化を推進する。

・国立博物館・美術館におけるバーチャル展示手法の開発・グローバル発信や国立劇場の再整備の推進等、国立文化施設の機能強化を推進する。

・文化施設における感染症対策・配信環境の整備や、地域における文化創造活動の中核となる劇場・音楽堂等の取組への支援等を実施する。

・美術館等の美術品管理等の業務効率化及び美術品のトレイサビリティ確保を進めるため、美術品 DX を推進する。

<地域の魅力ある文化芸術の国内外への発信>

- ・文化の力で日本社会全体の成長と底上げを図るため、デジタルコンテンツを活用した発信やバーチャル体験等も含め 2025 年大阪・関西万博に向けて日本の美と心を発信する大型プロジェクト「日本博 2.0」や芸術祭などの国際文化芸術発信拠点の形成による国家ブランディングの強化、地方への誘客を5行う。
- ・地域の文化財等のデジタルアーカイブ化の促進や、国内外への発信強化に向けた文化遺産オンライン構想を推進する。

3. デジタル人材の育成・確保

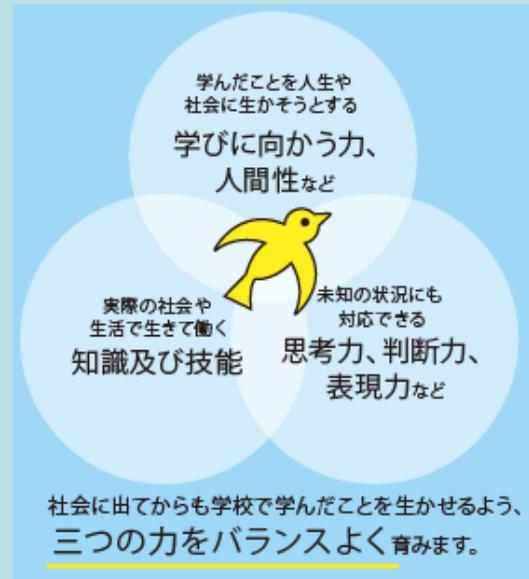
(3) 高等教育機関等におけるデジタル人材の育成・確保

① 育成プログラムの充実

(c) 大学・専門学校等におけるリカレント教育の推進・大学・専門学校等において、地方公共団体や企業等と連携し、DX など成長分野に関するリテラシー/リスキルレベルのプログラムを開発・実施するとともに、横展開を図り、多くの教育機関や企業等における活用を促進する。

**学習指導要領(平成29年公示)は、
子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を
一層確実に育成することを目指しています**

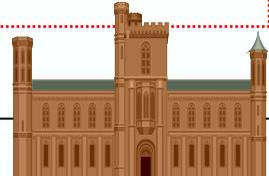
- 「生きる力」の理念を具体化し、子供たちに育成を目指す資質・能力を三つの柱で整理し、バランスよく育むこととしています。
- 社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現をを目指しています。
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントなどを重視します。



学習指導要領では博物館等の活用について例えば以下のように示しています

社会	・博物館や資料館などの施設の活用を図ること。(小学校、中学校)
理科	・博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用すること。(小学校、中学校)
図画工作 美術	・地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。(小学校・図画工作) ・美術館・博物館等と連携を図ったり、施設や文化財などを積極的に活用したりすること。(中学校・美術)
総合的な 学習の時間	・他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。(小学校、中学校)

例えば以下のような取組が考えられます



○ 博物館と連携・協力して学習活動を行う取組(例)

- 【ねらい】 地域の植物を栽培したり、守ろうとしたりする活動やそれを多くの人に伝えようとする活動を通して、地域の自然や文化に関わる人々の努力や工夫などに気づき、自らのふるさとを大切にしようとする態度を育てる。
- 【活動】 地域の植物の栽培や自生地観察を博物館と連携して行い、そこでの経験や地域の自然について調べたことをまとめ、地域の自然環境フォーラムを開催する。

○ 美術館を活用して学習活動を行う取組(例)

- 【ねらい】 美術作品の形や色、動きなどの造形的な特徴を捉え、表現の意図や特徴、表し方について感じたことや思ったことを友人と話し合うなどして、見方や感じ方を深める。
- 【活動】 美術館を訪問し、2つの彫刻作品を鑑賞し、それぞれの作品の造形的なよさや美しさを感じ取ったり、表現の意図や特徴などについて考えたりしたことを造形的な特徴と具体的に関連付けながら話し合う。その後、学芸員の話聞きながら振り返り、見方や感じ方を深め、鑑賞活動の喜びを味わう。

施設が提供する教材や教育プログラムを活用する、
学芸員や指導員などの専門的な経験や知識を
生かして授業をするなど、多様な取組が考えられます。



学習指導要領等における博物館に関する記載の例

(注)

- ・資料中、「※注」として斜体にした箇所及び下線は、いずれも本資料作成に当たって付したものの。
- ・解説に記載されている指導内容は、あくまで一例を示したものであり、博物館の活用場面を限定するものではなく、学習指導要領本文に記載されている博物館の活用に関する内容は、解説の内容と一対一で対応する関係にあるものではない。

■小学校学習指導要領（平成29年告示）及び解説 抜粋

(※破線内は、学習指導要領解説の抜粋)

一 総則

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

第3 教育課程の実施と学習評価

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。

一 社会

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること。

第3章 各学年の目標及び内容

第1節 2 第3学年の内容

聞き取り調査をしたり地図などの資料で調べたりして、年表などにまとめることとは、市の様子の移り変わりについて、博物館や資料館などの関係者や地域の人などへの聞き取

り調査をしたり、関係機関が作成した資料などで調べたりして、年表などにまとめることである。

第2節 2 第4学年の内容

見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、年表などにまとめることとは、県内の伝統や文化、先人の働きについて、博物館や資料館などを見学したり、昔と現在の市の地図や写真などの資料で調べたりして、年表などにまとめることである。ここでは、博物館や資料館などを見学して必要な情報を集める技能、地図や写真などの資料を結び付けながら情報を読み取る技能、調べたことを時間の経過に沿って年表などに整理する技能などを身に付けるようにすることが大切である。

第4節 2 第6学年の内容

遺跡や文化財、地図や年表などの資料で調べ、まとめることとは、歴史学習を通して身に付ける調べ方や、調べたことを表現する学習の仕方を示している。遺跡や文化財については、地域の博物館や資料館等を活用したり、学芸員から話を聞いたりして調べること、地図や年表などの資料については、歴史上の事象について、分布や経路などを表した地図や、出来事の経緯を示した年表、事象や出来事の様子を書き記した資料などで調べられることを示している。

(※注：第二次世界大戦及び戦後の歴史の指導について) 実際の指導に当たっては、例えば、学校図書館や公共図書館、博物館や資料館などを利用したり、地域の高齢者に当時の話を聞いたりする活動を取り入れ、児童が自ら資料を活用したり調査したりする学習が考えられる。

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いについての配慮事項

近年、国や地方公共団体、企業などによって、博物館やその他の施設の整備が進められている。これらの諸施設を積極的に活用して、社会科の見学や調査活動を行うことは、児童の意欲や学習効果を高める上で極めて重要なことである。社会科の学習に活用できる博物館には、歴史博物館や郷土資料館のほかに、例えば、魚や自動車などに関する博物館、水道、電気、ガス、原子力など資源・エネルギーに関する博物館、農業や漁業、林業、伝統的な工業などの地場産業に関する地域産業振興センターなど、多様なものがある。

地域にあるこれらの施設を積極的に活用することによって、児童の知的好奇心を高め、学習への動機付けや学習の深化を図ることができる。また、諸感覚を通して実物や本物に触れる感動を味わうことができる。学校での積極的な活用を通して、これらの施設を自ら進んで利用できるようになる。そのことは生涯に渡って活用する態度や能力の基礎となるものである。

また、身近な地域や国土には、様々な遺跡や文化財が保存、管理されており、それらを観察したり調査したりする活動の場を、学習のねらいを考慮して、指導計画に位置付けることも考えられる。(略)

指導計画の作成に当たっては、事前に施設、遺跡や文化財などの実情を把握するととも

に、関係の機関や施設などとの連携を綿密にとることが大切である。その際、施設の学芸員や指導員などから話を聞いたり協力して教材研究を行ったりして、指導計画を作成する手掛かりを得ることも一つの工夫である。また、特別活動の遠足・集団宿泊的行事や総合的な学習の時間における伝統や文化に関する学習活動などとの関連を指導計画に示すことも考えられる。

このような学習を通して、博物館や資料館、地域や国土に残されている遺跡や文化財などの役割や活用の仕方について正しく理解させ、それらに関わっている人々の働きやそれらが大切に保存、管理されていることの意味についても気付くようにすることが大切である。

一理科

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 博物館や科学学習センターなどと連携，協力を図りながら，それらを積極的に活用すること。

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いについての配慮事項

理科の学習を効果的に行い、学習内容の深い理解を図るために、それぞれの地域にある博物館や科学学習センター、植物園、動物園、水族館、プラネタリウムなどの施設や設備を活用することが考えられる。これらの施設や設備は、学校では体験することが困難な自然や科学に関する豊富な情報を提供してくれる貴重な存在である。これらの施設や設備の活用には、適切に指導計画に位置付けるとともに、実地踏査や学芸員などとの事前の打合せなどを行い、育成を目指す資質・能力を共有し、指導の充実を図ることが大切である。また、最近では学校教育に対して積極的に支援を行っている大学や研究機関、企業などもあり、これらと連携、協力することにより、学習活動を更に充実させていくことが考えられる。

第3章 各学年の目標及び内容

第4節 第6学年の目標及び内容

(4) 土地のつくりと変化

ここでの指導に当たっては、児童が土地のつくりや変化について実際に地層を観察する機会をもつようにするとともに、映像、模型、標本などの資料を活用し、土地を構成物といった部分で見たり、地層のつくりや広がりといった全体で見たりすることで、理解を深めるようにする。また、遠足や移動教室などあらゆる機会を生かすとともに、博物館や資料館などの社会教育施設を活用することが考えられる。

一図画工作

第2 各学年の目標及び内容

(第3学年及び第4学年)

2 内容 B 鑑賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

(第5学年及び第6学年)

2 内容 B 鑑賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- (8) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。

第3章 各学年の目標及び内容

第3学年及び第4学年の目標と内容

ア 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

身近な美術作品とは、表現に関連がある作品や日用品、伝統的な工芸品や玩具、地域の美術館の作品など、生活の中で児童が身近に感じられるものである。

第5学年及び第6学年の目標と内容

さらに、美術館を利用したり連携を図ったりする際や、親しみのある作家や中学生以上の作品などを活用したりする際は、作品や美術館などの活用だけを目的とするのではなく、鑑賞を通して児童の見方や感じ方、考え方などが深まるようにすることが重要である。

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

地域の美術館などとは、美術館や博物館など、親しみのある美術作品や生活の中の造形などを展示している地域の施設や場所のことを示している。利用においては、鑑賞を通して「思考力、判断力、表現力等」を育成する目的で行うようにするとともに、児童一人

一人が能動的な鑑賞ができるように配慮する必要がある。しかしながら、美術館などは、作品の保存や収集、展示、研究、教育普及など、様々な目的をもっている。それぞれの施設に応じて特性が異なるので、これらに配慮した上で、施設が提供する教材や教育プログラムを活用する、学芸員などの専門的な経験や知識を生かして授業をするなど、多様な取組が考えられる。

一総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いについての配慮事項（※注：上記指導要領の抜粋箇所について）

地域には、豊かな体験活動や知識を提供する公民館、図書館や博物館などの社会教育施設等や、その地域の自然や社会に関する詳細な情報を有している企業や事業所、社会教育関係団体や非営利団体等の各種団体がある。また、遺跡や神社・仏閣などの文化財、伝統的な行事や産業なども地域の特色をつくっている。この時間が豊かな学習活動として展開されるためには、学習の必然性に配慮しつつ、こういった施設等の利用を促進し、地域に特有な知識や情報と適切に出会わせる工夫が求められる。

その際、見学などで施設を訪れることだけでなく、施設の担当者に学校に来てもらうことも方法の一つである。実際に来られないときには、手紙や電話、メールやテレビ会議システムなどを使って、情報を提供してもらったり、児童の質問に答えてもらったりすることも有効である。

その一方で、社会教育施設等は無計画に訪れるなどして、先方の業務に支障を来すことなどのないよう配慮しなければならない。積極的に活用することと、無計画に利用することは異なる。また、外部人材の活用の際に、講話内容を任せきりにしてしまうことによって、自分で学び取る余地が残らないほど詳細に教えてもらったり、内容が高度で児童に理解できなかつたりする場合もある。また、特定のものの見方や個人の考え方だけが強調されることも考えられる。学習のねらいについて、事前に十分な打合せをしておくことが必要であり、外部人材に依存し過ぎることのないようにすべきである。

■中学校学習指導要領（平成 29 年告示）抜粋

（※破線内は、対応する教科の学習指導要領解説の抜粋）

一総則

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

第3 教育課程の実施と学習評価

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。

一社会

第2 各分野の目標及び内容

（歴史的分野）

3 内容の取扱い

- イ (2)（※注：身近な地域の歴史）については、内容のB（※注：近世までの日本とアジア）以下の学習と関わらせて計画的に実施し、地域の特性に応じた時代を取り上げるようにするとともに、人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの地域の施設の活用や地域の人々の協力も考慮すること。

- ク 日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなど具体的に学ぶことを通して理解させるように工夫すること。

第2章 社会科の目標及び内容

第2節 各分野の目標及び内容

2 歴史的分野の目標、内容及び内容の取扱い

（2）内容 A 歴史との対話

ア(ア)の自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって、具体的

な事柄との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けるは、それぞれの地域に受け継がれてきた伝統や文化への関心を高めながら、地域の歴史を調べるための技能を身に付けることを意味している。

例えば、地域に残る文化財や、地域の発展に尽くした人物の業績とそれに関わる出来事を取り上げ、地図を用いて空間的な認識を養いながら、「博物館、郷土資料館などの地域の施設の活用や地域の人々の協力も考慮」（内容の取扱い）して、身近な地域における具体的な歴史に関わる事象からその時代の様子を考察できるようにする学習などが考えられる。（略）

B 近世までの日本とアジア

日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰については、（略）また、「考古学などの成果」（内容の取扱い）については、それらを報じた新聞記事や地域の遺跡、博物館の活用を図るような学習も考えられる。

（3）内容の取扱い

学習に当たっては、各時代の政治、社会などの動向とどのように関連しているのかを明らかにしながら、日本人の生活や生活に根ざした文化について、内容の A の（2）の「身近な地域の歴史」などにおいて、より具体的に学ぶことが大切である。その際、民俗学や考古学、文化人類学その他の学問や地域史の研究などの成果を生かし、博物館や郷土資料館などに収蔵されている文化財を見学・調査することなどを通して、衣食住、年中行事、労働、信仰などに関わる学習を充実させることが望まれる。

一理科

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (9) 博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るようにすること。

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いについての配慮事項

(9) 博物館や科学学習センターなどとの連携

生徒の実感を伴った理解を図るために、それぞれの地域にある博物館や科学学習センター、プラネタリウム、植物園、動物園、水族館などの施設を活用することが考えられる。これらの施設は、科学技術の発展や地域の自然に関する豊富な情報源であり、実物に触れたり、専門的な説明を受けたりすることも可能である。これらの活用を指導計画に位置付けることは生徒が学習活動を進める上で効果的である。

これらの施設の利用の仕方には、生徒を引率して見学や体験をさせることの他に、標本や資料を借り受けたり、専門家や指導者を学校に招いたりすることなどが考えられる。学校と施設とが十分に連絡を取り合い、無理のない計画を立てることが大切である。その際、ねらいを明確にして実施計画を立て、事前、事後の指導を十分に行い、安全に留意す

る。なお、理科の学習と関連する内容が、総合的な学習の時間や校外学習などで扱われている際には、その関連を踏まえて指導することが重要である。

また、受講者を募って公開講座や実習などを実施している大学や研究機関、高等学校、企業などもあり、これらと連携、協力しながら学習活動を更に充実していくことも考えられる。

第2章 理科の目標及び内容

[第1分野]

(7) 科学技術と人間

㊦ 自然環境の保全と科学技術の利用について

第1分野及び第2分野の学習を踏まえ、科学技術の利用と自然環境の保全に関わる事柄を取り上げ、例えば、次のようなテーマを生徒に選択させることが考えられる。

- ・ 再生可能エネルギーの利用と環境への影響
- ・ エネルギー資源や様々な物質の利用とその課題
- ・ 水資源の利用と環境への影響
- ・ 生物資源の利用と自然環境の保全

このようなテーマで課題を設定させ、調査等に基づいて、自らの考えをレポートなどにまとめさせたり、発表や討論をさせたりする。調査の際には、課題を解決するための情報を収集するために、図書館、博物館などの社会教育施設や、情報通信ネットワークなどを活用することが考えられる。

[第2分野]

(2) 大地の成り立ちと変化

㊦ 身近な地形や地層、岩石の観察について

……各学校の実態に応じて身近な地形や地層、岩石などを観察する。例えば、地域の地形や露頭の観察を行ったり、ボーリングコアや博物館の標本などを活用したりするなどして、地層の構成物の違いなどに気付かせ、地層の広がりなどについての問題を見だし、学校内外の土地の成り立ちや広がり、構成物などについて理解させる。

㊦ 自然の恵みと火山災害・地震災害について

自然の恵み及び火山災害と地震災害を調べる場合は、例えば、大学などの防災研究機関、気象庁や地方の気象台などから情報を入手することが考えられる。さらに、図書館、博物館、科学館、ジオパークなどを利用したり、空中写真や衛星画像、情報通信ネットワークを通して得られる多様な情報を活用したりすることが考えられる。

(7) 自然と人間

㊦ 自然環境の調査と環境保全について

なお、調査は、野外での活動が望ましいが、時期や季節が限られる事例や、直接観察しにくい事例もある。そのため、年間指導計画の中に位置付けて、計画的に標本を集めたり写真を撮ったりするなど工夫をすることや、飛行機や人工衛星からのデータ、博物館の資料や標本などを活用することも考えられる。

㊦ 地域の自然災害について

地域の自然災害を調べる際には、図書館、博物館、科学館、ジオパークなどを利用したり、空中写真や衛星画像、情報通信ネットワークを通して得られる多様な情報を活用したりして、時間的・空間的な見方から捉えさせ、自然災害と人間との関わり方についての認識を深めさせることが考えられる。

一美術

第1 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

第2 各学年の目標及び内容

(第2学年及び第3学年)

2 内容 B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。

イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(イ) 日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質などから、伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違点や共通点に気付き、美術を通じた国際理解や美術文化の継承と創造について考えるなどして、見方や感じ方を深めること。

3 内容の取扱い

(3) 「B鑑賞」のイの(イ)の指導に当たっては、日本の美術の概括的な変遷などを捉えることを通して、各時代における作品の特質、人々の感じ方や考え方、願いなどを感じ取ることができるよう配慮すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品、我が国を含むアジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。

第2章 美術科の目標及び内容

○「生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力」について

生活や社会の中での美術や美術文化への関わり方には様々なことが考えられる。例え

ば、美術に専門的に関わる人もいれば、余暇に絵や陶芸を制作したり美術館で鑑賞に親しんだり、美術の文化遺産を見るために寺社や博物館などを訪れたりする人もいる。また、生活の中で美しく分かりやすいウェブページやチラシのデザインを考えたり、ものを選んだり飾ったりするとき形や色彩に思い入れをもったりする人もいる。日常の中にある建物や街並みなどの人工的な造形に心を動かしたり、紅葉や夕日などの自然の造形を見て美しさを感じ取り味わったり、写真に残したりする人もいる。

第3章 各学年の目標及び内容

日本の美術作品などに関する鑑賞の指導

日本の美術の概括的な変遷などを捉えることとは、日本の美術の時代的な大まかな流れについて捉えることを示している。ここでは、日本の美術の伝統や文化のよさや美しさを感じ取ることができるよう、各時代の作品などを鑑賞し、相違点や共通点を把握しながら日本の美術の時代的な流れを大まかに捉えていき、各時代における作品の特質、人々の感じ方や考え方、願いなどを感じ取ることができるよう配慮することが大切である。その際、単に美術の通史や知識として暗記させる学習になることのないよう、作品の鑑賞を基にして、時代の変遷や時代背景、美術作品等の特質という視点から鑑賞の学習を進めていく必要がある。また、調べる活動を行うに当たっては、美術館や図書館などを効果的に活用するとともに発表の機会を設け、計画的に実施する必要がある。

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

生徒が我が国を含む諸外国の児童生徒の作品、アジアの文化遺産などを鑑賞し、人間の成長発達と表現の変容、国などの違いによる表現の相違などについて理解を広げることは重要である。授業では、我が国及び諸外国の多様な年齢層の人の作品を比較して鑑賞したり、我が国の文化遺産などとの関連の深いアジアの文化遺産についても取り上げたりすることなどが考えられる。また、美術作品等の保存や修復の重要性、国際協力の側面なども併せて学ばせるようにする。

地域によって美術館や博物館等の施設や美術的な文化財の状況は異なるが、学校や地域の実態に応じて、実物の美術作品を直接鑑賞する機会が得られるようにしたり、作家や学芸員と連携したりして、可能な限り多様な鑑賞体験の場を設定するようにする。連携については、生徒の鑑賞の活動をより豊かに展開していく観点から学校と美術館等が活動のねらいをお互いに共有しながら推進することが大切である。その上で、それぞれの美術館や関係機関等において行われている研修会などとの連携や、美術館等と教育委員会、教師が共同で鑑賞プログラムや鑑賞教材を開発するなど、学校や地域の実態に応じた連携などが考えられる。

また、この学習の計画に当たっては、総合的な学習の時間や学校行事、地域に関係する行事などとの関連を図るなどの工夫も考えられる。

一総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いについての配慮事項（※注：上記指導要領の抜粋箇所について）

地域には、豊かな体験活動や知識を提供する公民館、図書館や博物館などの社会教育施設等や、その地域の自然や社会に関する詳細な情報を有している企業や事業所、社会教育関係団体や非営利団体等の各種団体がある。また、遺跡や神社・仏閣などの文化財、伝統的な行事や産業なども地域の特色をつくっている。この時間が豊かな学習活動として展開されるためには、学習の必然性に配慮しつつ、こういった施設等の利用を促進し、地域に特有な知識や情報と適切に出会わせる工夫が求められる。

その際、見学などで施設を訪れることだけでなく、施設の担当者に学校に来てもらうことも方法の一つである。実際に来られないときには、手紙や電話、メールやテレビ会議システムなどを使って、情報を提供してもらったり、児童の質問に答えてもらったりすることも有効である。

その一方で、社会教育施設等は無計画に訪れるなどして、先方の業務に支障を来すことなどのないよう配慮しなければならない。積極的に活用することと、無計画に利用することは異なる。また、外部人材の活用の際に、講話内容を任せきりにしてしまうことによって、自分で学び取る余地が残らないほど詳細に教えてもらったり、内容が高度で児童に理解できなかつたりする場合もある。また、特定のものの見方や個人の考え方だけが強調されることも考えられる。学習のねらいについて、事前に十分な打合せをしておくことが必要であり、外部人材に依存し過ぎることのないようにすべきである。

Museum Facts & Data by American Alliance of Museums

Watch: [The World is Better Because of Museums](#)

博物館の事実とデータ

[博物館のおかげで世界はより良くなる](#)

Museums and the COVID-19 Pandemic

博物館と COVID-19 パンデミック

- The pandemic has inflicted profound damage on US museums, the vast majority of which are 501(c)(3) nonprofit charitable organizations.[1]
- パンデミックは米国の博物館に甚大な被害をもたらしました。その大多数は 501 (c) (3) 非営利慈善団体です。[1]
- Early in the pandemic, essentially all museums were closed to the public. 33 percent of directors felt their museums were at some risk of permanent closure without immediate support—a threatened loss of 12,000 museums and 124,000 jobs.[2]
- パンデミックの初期には、本質的にすべての博物館が一般公開されていませんでした。館長の 33%は、博物館が即時の支援なしに永久に閉鎖されるリスクがあると感じていました。12,000 の博物館と 124,000 の雇用が失われる恐れがあります。[2]
- While PPP and SVOG provided critical lifelines, a recent [survey](#) shows attendance remains down 38 percent on average from pre-pandemic levels and 17 percent of directors still feel there is some risk of closing permanently without additional relief.[3]
- PPP と SVOG は重要なライフラインを提供しましたが、最近の[調査](#)によると、出席者はパンデミック前のレベルから平均 38%減少しており、取締役の 17%は、追加の救済なしに永久に閉鎖するリスクがあると感じています。[3]
- 60 percent of museums report experiencing pandemic-related financial losses since March 2020, with the average being a little over \$791,000. 60 percent of responding museums have budgets of \$1 million or less.[4]

- 博物館の 60%は、2020 年 3 月以降、パンデミック関連の財政的な損失を経験していると報告しており、平均は 791,000ドル強です。回答した博物館の 60%は、100 万ドル以下の予算で運営されています。[4]

Museums Are Economic Engines (Pre-Pandemic data)

博物館は経済の原動力である(パンデミック前のデータ)

- Museums support over 726,000 American jobs.[5]
- 博物館は 726,000 人以上のアメリカ人の仕事をサポートしています。[5]
- Museums contribute \$50 billion to the U.S. economy each year.[6]
- 博物館は毎年 500 億ドルを米国経済に貢献しています。[6]
- Seventy-six percent of all U.S. leisure travelers participate in cultural or heritage activities such as visiting museums. These travelers spend 60 percent more money on average than other leisure travelers.[7]
- 米国のレジャー旅行者の 76%は、博物館への訪問などの文化的または遺産的活動に参加しています。これらの旅行者は、他のレジャー旅行者よりも平均して 60 パーセント多くのお金を費やしています。[7]
- The economic activity of museums generates over \$12 billion in tax revenue, one-third of it going to state and local governments. Each job created by the museum sector results in \$16,495 in additional tax revenue.[8]
- 博物館の経済活動は 120 億ドル以上の税収を生み出し、その 3 分の 1 は州および地方政府に支払われます。博物館部門によって作成された各仕事は、追加の税収で\$16,495 になります。[8]
- Every direct job at a museum supports an additional job in the economy. This is a higher rate than many other industries.[9]
- 博物館でのすべての直接の仕事は、経済における追加の仕事をサポートします。これは他の多くの業界よりも高い率です。[9]
- Museums and other nonprofit cultural organizations return more than \$5 in tax revenue for every \$1 they receive in funding from all levels of government.[10]

- 博物館やその他の非営利文化団体は、政府のすべてのレベルからの資金提供で受け取る1ドルごとに5ドル以上の税収を返します。[10]

Museums Are Community Anchors

博物館はコミュニティのアンカーです

- In determining America's Best Cities, *Bloomberg* placed the greatest weight on “leisure amenities [including density of museums], followed by educational metrics and economic metrics…then crime and air quality.”[11]
- ブルームバーグは、アメリカの最高の都市を決定する際に、「レジャー施設(博物館の密度を含む)、次に教育指標と経済指標、次に犯罪と大気質」を重視しました。[11]
- *Money*'s annual ‘Best Places to Live’ survey incorporates the concentration of accredited museums.[12]
- *Money* の毎年恒例の「住むのに最適な場所」調査には、認定された博物館の集中度が組み込まれています。[12]

Museums Serve the Whole Public

博物館は一般の人々に奉仕します

- More people visited an art museum, science center, historic house or site, zoo, or aquarium in 2018 than attended a professional sporting event.[13]
- 2018年には、プロのスポーツイベントに参加するよりも多くの人々が博物館、科学センター、歴史的な家や遺跡、動物園、水族館を訪れました。[13]
- Museum websites serve a diverse online community, including millions of teachers, parents, and students (including those students who are home-schooled).
- 博物館のウェブサイトは、何百万人もの教師、保護者、生徒(ホームスクーリングの生徒を含む)を含む多様なオンラインコミュニティにサービスを提供しています。
- Museum volunteers contribute a million hours of service every week.[14]
- 博物館のボランティアは毎週100万時間の奉仕に貢献しています。[14]

- Support for museums is robust regardless of political persuasion. 96% of Americans would approve of lawmakers who acted to support museums. The number is consistently high for respondents who consider themselves politically liberal (97%), moderate (95%), or conservative (93%).[\[15\]](#)
- 博物館への支援は、政治的な説得に関係なく強力です。アメリカ人の 96%は、博物館を支援するために行動した議員を承認するでしょう。政治的にリベラル(97%)、中程度(95%)、または保守的(93%)であると考えられる回答者の数は一貫して高くなっています。[\[15\]](#)
- Many museums offer programs tailored to veterans and military families. In 2019 over 2,000 museums in all 50 states participated in the 10th year of the Blue Star Museums program, offering free summer admission to all active-duty and reserve personnel and their families.[\[16\]](#) In the past five years more than 4 million active duty members and their families have participated in the Blue Star Museums program, which is, on average, more than 800,000 visitors per year, and many other museums offer military discounts or free admission throughout the year. While impacted by the pandemic, the program returned for summer 2021.
- 多くの博物館では、退役軍人や軍の家族に合わせたプログラムを提供しています。2019 年には、50 州すべての 2,000 以上の博物館が、Blue Star Museums プログラムの 10 年目に参加し、すべての現役および予備役の職員とその家族に夏の無料入場を提供しました。[\[16\]](#) 過去 5 年間で、400 万人以上の現役兵士とその家族が Blue Star Museums プログラムに参加しました。このプログラムは、平均して年間 80 万人以上の訪問者であり、他の多くの博物館では軍事割引や無料入場を提供しています。年間を通じて。パンデミックの影響を受けたが、プログラムは 2021 年夏に戻った。
- Museums also provide many social services, including programs for children on the autism spectrum, English as a Second Language classes, and programs for adults with Alzheimer's or other cognitive impairments.[\[17\]](#)
- 博物館はまた、自閉症スペクトラムの子供向けのプログラム、第二言語としての英語のクラス、アルツハイマー病やその他の認知障害のある成人向けのプログラムなど、多くの社会サービスを提供しています。[\[17\]](#)
- Museums are committed to ensuring that people of all backgrounds have access to high quality experiences in their institutions. In 2012, 37% of museums were free at all times or had suggested admission fees only; nearly all the rest offered discounts or free admission days.[\[18\]](#)

- 博物館は、あらゆるバックグラウンドの人々が自分たちの施設で質の高い体験にアクセスできるようにすることに取り組んでいます。2012年には、博物館の37%が常に無料であるか、入場料のみを提案していました。残りのほとんどすべてが割引または無料入場日を提供しました。[18]
- Since 2014, more than 600 museums located in all 50 US states, the District of Columbia, and the US Virgin Islands have facilitated almost 3 million museum visits for low-income Americans through the Museums for All program.[19]
- 2014年以來、米国の50州すべて、コロンビア特別区、および米領バージン諸島にある600以上の博物館が、Museums for Allプログラムを通じて低所得のアメリカ人のために約300万の博物館訪問を促進してきました。[19]
- About 26% of museums are located in rural areas[20]; other museums reach these communities with traveling vans, portable exhibits, and robust online resources.
- 博物館の約26%は地方にあります[20]。他の博物館は、移動バン、携帯用展示品、および強力なオンラインリソースでこれらのコミュニティに到達しています。

Museums Partner with Schools

博物館は学校と提携

- Museums spend over \$2 billion each year on education activities; the typical museum devotes three-quarters of its education budget to K-12 students.[21]
- 博物館は毎年20億ドル以上を教育活動に費やしています。典型的な博物館は、教育予算の4分の3を幼稚園から高校までの生徒に充てています。[21]
- Museums receive approximately 55 million visits each year from students in school groups.[22]
- 博物館は、学校グループの学生から毎年約5,500万回の訪問を受けています。[22]
- Museums help teach the state and local curricula, tailoring their programs in math, science, art, literacy, language arts, history, civics and government, economics and financial literacy, geography, and social studies.[23]

- 博物館は、数学、科学、芸術、リテラシー、言語芸術、歴史、公民と政府、経済学と金融リテラシー、地理学、社会学のプログラムを調整して、州と地方のカリキュラムを教えるのに役立ちます。[23]
- Children who visited a museum during kindergarten had higher achievement scores in reading, mathematics, and science in third grade than children who did not. Children who are most at risk for deficits and delays in achievement also see this benefit.[24]
- 幼稚園で博物館を訪れた子どもたちは、そうでなかった子どもたちよりも、3年生の読書、数学、理科の成績が高かった。赤字や達成の遅れのリスクが最も高い子供たちにも、このメリットがあります。[24]

Museums Are Trusted

博物館は信頼されている

- The American public regards museums as highly trustworthy—ranking second only to friends and family, and significantly more trustworthy than researchers and scientists, NGOs generally, various news organizations, the government, corporations and business, and social media.[25]
- アメリカ国民は、博物館を非常に信頼できると見なしています。友人や家族に次ぐランクであり、研究者や科学者、NGO 全般、さまざまな報道機関、政府、企業、企業、ソーシャルメディアよりもはるかに信頼できます。[25]
- Museums preserve and protect more than a billion objects.[26]
- 博物館は、10 億を超えるオブジェクトを保存および保護しています。[26]
- The American public considers museums a more reliable source of historical information than books, teachers, or even personal accounts by relatives.[27]
- アメリカ国民は、博物館は本、教師、さらには親戚による個人的な説明よりも信頼できる歴史的情報源であると考えています。[27]

Museums and Public Opinion

博物館と世論

- 97% of Americans believe that museums are educational assets for their communities.
- アメリカ人の 97%は、博物館はコミュニティの教育資産であると信じています。
- 89% believe that museums contribute important economic benefits to their community.
- 89%は、博物館が地域社会に重要な経済的利益をもたらすと信じています。
- 96% would think positively of their elected officials for taking legislative action to support museums.
- 96%は、博物館を支援するための立法措置を講じたとして選出された公務員について前向きに考えるでしょう。
- 96% want to maintain or increase federal funding for museums.[28]
- 96%は、博物館への連邦資金を維持または増額したいと考えています。[28]

Museums Save Species

博物館は種を救う

- In 2020, accredited zoos and aquariums (museums with living collections) spent \$209 million on field conservation projects in 115 countries.[29]
- 2020 年には、認定された動物園と水族館（生きたコレクションのある博物館）が 115 か国の野外保護プロジェクトに 2 億 900 万ドルを費やしました。[29]
- Museums are involved with conservation breeding, habitat preservation, public education, field conservation, and supportive research to ensure survival for many of the planet's threatened or endangered species. Museums also conduct or facilitate research to advance the scientific knowledge of the animals in human care and to enhance the conservation of wild populations.
- 博物館は、地球の脅威にさらされている、または絶滅の危機に瀕している種の多くの生存を確保するために、保全繁殖、生息地保全、公教育、野外保全、および支援研究に関与しています。博物館はまた、人間の世話をしている動物の科

学的知識を進歩させ、野生個体群の保護を強化するための研究を実施または促進しています。

Museums Improve Public Health

博物館は公衆衛生を改善します

- Living in a community with cultural resources confers a five year advantage in cognitive age: museums and similar cultural organizations provide the biggest boost to cognitive health.[30]
- 文化的資源のあるコミュニティに住むことは、認知年齢に5年の利点をもたらします。博物館や同様の文化的組織は、認知の健康に最大のブーストを提供します。[30]

[1] [Fourth National Snapshot of COVID-19 Impact on U.S. Museums](#), AAM and Wilkening Consulting

[2] Ibid.

[3] Ibid.

[4] Ibid.

[5] [Museums as Economic Engines](#), AAM and Oxford Economics, 2017

[6] Ibid.

[7] [The 2013 Cultural and Heritage Traveler Report](#), Mandala Research

[8] [Museums as Economic Engines](#), AAM and Oxford Economics, 2017

[9] Ibid.

[10] [Arts & Economic Prosperity 5](#), 2017, Americans for the Arts

[11] [America's 50 Best Cities](#), Bloomberg, 2012

- [12] How Money Chose the Best Places to Live in 2021
- [13] Broader population sampling conducted on behalf of AAM by Wilkening Consulting, 2018
- [14] *Museum Financial Information 2009*, AAM
- [15] *Museums and Public Opinion*, AAM, 2018
- [16] National Endowment for the Arts, Initiatives, Blue Star Museums
- [17] *Museums on Call*, AAM, 2013
- [18] *Annual Condition of Museums and the Economy*, AAM, 2013
- [19] *Museums for All: An Initiative of the Institute of Museum and Library Services*
- [20] *Museum Data Files*, IMLS, 2014
- [21] *Museum Financial Information 2009*, AAM
- [22] Ibid.
- [23] *Building the Future of Education: Museums and the Learning Ecosystem*, AAM, 2013
- [24] The Effect of Informal Learning Environments on Academic Achievement during Elementary School, presented to the American Educational Research Association, Swan, 2014
- [25] *Museums and Trust 2021*, AAM
- [26] *Heritage Health Index*, Heritage Preservation and the Institute for Museum and Library Services, 2004
- [27] *The Presence of the Past: Popular Uses of History in American Life*, Roy Rosenzweig and David Thelen, 2000
- [28] *Museums & Public Opinion*, AAM and Wilkening Consulting, 2018
- [29] *2020 Annual Report on Conservation and Science*, Association of Zoos and Aquariums

[30] Neighborhood cognitive amenities? A mixed-methods study of intellectually-stimulating places and cognitive function among older Americans, Finlay et al, Wellbeing, Space and Society, Volume 2, 2021

[1] 米国の博物館、AAM、ウィルケニングコンサルティングに対する COVID-19 の影響の第 4 回全国スナップショット

[2] 同上。

[3] 同上。

[4] 同上。

[5] 経済エンジンとしての博物館、AAM およびオックスフォード経済学、2017 年

[6] 同上。

[7] 2013 年の文化遺産旅行者レポート、マンダラリサーチ

[8] 経済エンジンとしての博物館、AAM およびオックスフォード経済学、2017 年

[9] 同上。

[10] Arts & Economic Prosperity 5, 2017, Americans for the Arts

[11] アメリカの 50 のベストシティ、ブルームバーグ、2012 年

[12] 2021 年にお金が住むのに最適な場所をどのように選んだか

[13] Wilkening Consulting, 2018 によって AAM に代わって実施されたより広範な母集団サンプリング

[14] *Museum Financial Information 2009*, AAM

[15] 博物館と世論、AAM、2018 年

[16] 国立芸術基金、イニシアチブ、ブルースター博物館

[17] *Museums on Call*, AAM, 2013 年

- [18] *博物館と経済の年間状況*、AAM、2013 年
- [19] *すべての人のための博物館*: 博物館図書館サービス機構のイニシアチブ
- [20] *博物館データファイル*、IMLS、2014 年
- [21] *Museum Financial Information 2009*、AAM
- [22] 同上。
- [23] *教育の未来を築く: 博物館と学習エコシステム*、AAM、2013 年
- [24] *小学校での学業成績に対する非公式の学習環境の影響*、米国教育研究協会、白鳥、2014 年に発表
- [25] *Museums and Trust 2021*、AAM
- [26] *Heritage Health Index*、Heritage Preservation and Institute for Museum and Library Services、2004 年
- [27] *過去の存在: アメリカの生活における歴史の一般的な使用*、ロイ・ローゼンツワイグとデビッド・テレン、2000 年
- [28] *Museums & Public Opinion*、AAM and Wilkening Consulting、2018
- [29] *2020 年の保全と科学に関する年次報告書*、動物園水族館協会
- [30] *近所の認知設備? 高齢のアメリカ人の中での知的刺激的な場所と認知機能の混合法研究*、Finlay et al、Wellbeing、Space and Society、Volume 2、2021

博物館の登録基準の策定に関する基本的な考え方

■新博物館法第13条（抜粋）

- 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 六 一年を通じて百五十日以上開館すること。
- 2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（1）博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制

（考え方の方向性）

- ・ 博物館の基本的な運営方針が定められ、公益性が確保されているか
- ・ 博物館資料の収集・管理の方針が定められ、目録が作成されているか
- ・ 博物館資料の展示や調査研究、利用者への学習機会の提供を行う体制があるか

（2）学芸員その他の職員の配置

（考え方の方向性）

- ・ 博物館の適切なマネジメントを行う館長が置かれているか
- ・ 扱われる博物館資料についての専門性を持った学芸員が置かれているか
- ・ 博物館の職員に対する研修など能力向上の機会が確保されているか

（3）施設及び設備

（考え方の方向性）

- ・ 博物館資料の収集や保管等を、安定的・継続的に行う施設設備があるか
- ・ 防災や防犯の観点から必要な対応がなされているか
- ・ 使用言語や障害の有無など、多様な人々が利用できるよう対応がなされているか

博物館が最低限備えるべき要件として、これらの観点から、都道府県等の教育委員会が参酌すべき基準として文部科学省令を大綱的に定めるとともに、登録基準を超えたこれからの「望ましい博物館の姿」についても、現行の「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」と同様、文部科学大臣告示によって示すことで博物館の質の向上につなげてはどうか。

※ 加えて、博物館資料のデジタル・アーカイブ化の取組についても留意すること

※ 開館日数（150日）の要件についても、「開館」の捉え方を検討し、整理すること

博物館の登録・指定に関する留意事項

- 新博物館法に基づく登録の実務や博物館の運営等に際して、具体的な考え方を示す必要がある事項については、以下のような考え方に基づき示すこととしてはどうか。

(1) 地方公共団体等以外の法人が博物館を設置しようとするときの要件

■新博物館法第13条第1項第1号ロ（抜粋）

- (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること
- (2) 担当役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること
- (3) 担当役員が社会的信望を有すること

- ・ 法人の「経済的基礎」については、博物館の事業に関する収支の計画（すでに実績がある場合は実績を含む。）の提出を求めるとともに、会社更生法による更生手続きの中にないことを申告させる等により確認すること
- ・ 役員「知識又は経験」及び「社会的信望」については、役員の履歴書等の提出を求めるとともに、反社会的勢力との関係がないことを申告させる等により確認すること

※ 書面や資料の提出が過重な負担とならないよう配慮することが求められること

(2) 博物館の登録に係る審査等を行う際の学識経験者への意見聴取の在り方

■新博物館法第13条第3項（抜粋）

- 3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- ・ 申請中の博物館の特性（取り扱う博物館資料の種類等）を踏まえて、適切な学識経験者の意見を聴くことが求められること
- ・ 必ずしも学識経験者による合議体（委員会等）の形式をとる必要はないこと
- ・ 登録の可否にかかわらず、学識経験者の意見を申請者に伝達することにより、申請中の博物館の更なる質の向上に資することが期待できること
- ・ 意見を聴取する回数や形式は、各都道府県の教育委員会の状況に応じて判断されたいが、文化庁において都道府県の状況等を聞き取りつつ、望ましい形式を示す予定であること

(3) 博物館の登録を行った際の公表の在り方

■新博物館法第14条第2項（抜粋）

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

- ・ 博物館を登録したときに公表することとしている趣旨は、博物館の利用者や、資料の寄贈や寄託を行おうとする者の便宜にかなう点にあり、法定されている事項（設置者及び博物館の名称・所在地）以外の情報も積極的に公表することが望ましいこと
- ・ 公表の方法や形式は、各都道府県の教育委員会の状況に応じて判断されたいが、インターネットの利用をはじめとして、情報への簡便なアクセスを可能とする方法が望ましいこと。また、利用者等の便宜の観点からは、登録した博物館をリストとして示すなど、一覧性をもった公表を行うことが望ましいこと
- ・ 登録した都道府県の責任の下、登録された博物館の情報が公表されることで、当該博物館や博物館の登録制度自体の信頼の向上に資することが期待されること

(4) 登録された博物館に関する手続きの在り方

- 新博物館法第16条（博物館による都道府県の教育委員会への定期報告）、
第17条（都道府県の教育委員会による報告又は資料の提出の求め）、
第18条（都道府県の教育委員会による勧告及び命令）、
第19条（都道府県の教育委員会による登録の取消し）
第20条（博物館を廃止した際の届出）

- ・ 博物館による都道府県の教育委員会への定期報告の頻度や形式、報告内容については、各都道府県の教育委員会が状況に応じて定めることとなるが、必ずしも、登録の申請の際に求めた情報を毎年度報告するよう求める必要はないこと（具体的には、文化庁において望ましい在り方を示す予定であること）
- ・ 都道府県の教育委員会が、博物館に対する勧告・命令を行うとき、博物館の登録を取り消すときには、学識経験者の意見を聴かなければならないこととされているが、登録の際の意見聴取と同様、必ずしも合議体（委員会等）の形式をとる必要はないこと
- ・ 登録の取消しの規定は、登録の際の基準を満たさなくなったことをもって、ただちに登録の取消しを行うべきことを意図するものではなく、勧告等を通じて博物館の運営の改善を促すことがその本旨であること
- ・ 博物館が廃止される場合等において、当該博物館の所蔵資料の散逸や不当な転売を防止する観点から、あらかじめ資料の譲渡先を定めておくなどの対応が望ましいこと

(5) 指定施設の指定・取消しに関する考え方及び経過措置の在り方

■新博物館法第31条（抜粋）

第31条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一～三 （略）

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

■附則第2条（抜粋）

4 この法律の施行の際現に旧博物館法第十条の登録を受けている（略）博物館は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九条の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一条第一項の指定を受けたものとみなす

- ・ 博物館に相当する施設として指定するか否かの判断に当たっては、博物館の登録基準に準ずることを基本としつつ、設置主体を問わない（国や独立行政法人、個人立でも指定することができる）ことや、学芸員の必置を求めないこと、博物館よりも少ない開館日数を認めること等について、文部科学省令で規定すること
- ・ 指定施設の指定を取り消すことができる事由については、法定されている登録の取消しをすることができる事由に準じて、文部科学省令で規定すること
- ・ 改正法の附則の規定により、旧博物館法に基づく指定を受けている施設が、新博物館法による指定を受けたものとみなされる期間は、博物館の登録に関するみなし規定の適用期間が5年間であることを踏まえ、同じく5年間とすること